

データにみる  
市川市の都市基盤概要

2011



(緑のカーテン写真展 2010 から)

市川市



# 目 次

1-1. 位 置	2
1-2. 沿 革	3
1-3. 市域の変遷	5
1-4. 人 口	6
1-5. 産 業	9
1-6. 予 算	10
1-7. 職 員 数	12
2-1. 市川市のまちづくり	13
3-1. 都市計画	18
3-2. 道 路	21
● 都市計画道路	21
● 道路の整備	23
● 道路の管理	24
● 地籍調査	25
● 外環道路	26
3-3. 交 通	28
● 交通施設の整備（鉄道・バス・駐車場）	28
● 放置自転車対策	32
3-4. 市街地の整備	34
● 土地区画整理事業	34
● 市街地再開発事業	36
● 行徳臨海部のまちづくり	40
● まちづくり交付金事業	45
3-5. 水と緑・公園	47
● 水辺の環境整備	47
● 公園・緑地	50
● 動植物園	56
● 大町レクリエーションゾーン構想と概要	58
3-6. 治 水	59
3-7. 下 水 道	63
3-8. 住 宅	67
3-9. 宅地・建築	69
● 宅 地	69
● 建築の指導	72
● 公共建築物の耐震対策	76
3-10. 環境・清掃	78
● 環境の現況	78
● 地球温暖化問題への取組	84
● 循環型社会の構築	87
参考. 1 組 織	91
参考. 2 基本計画	93



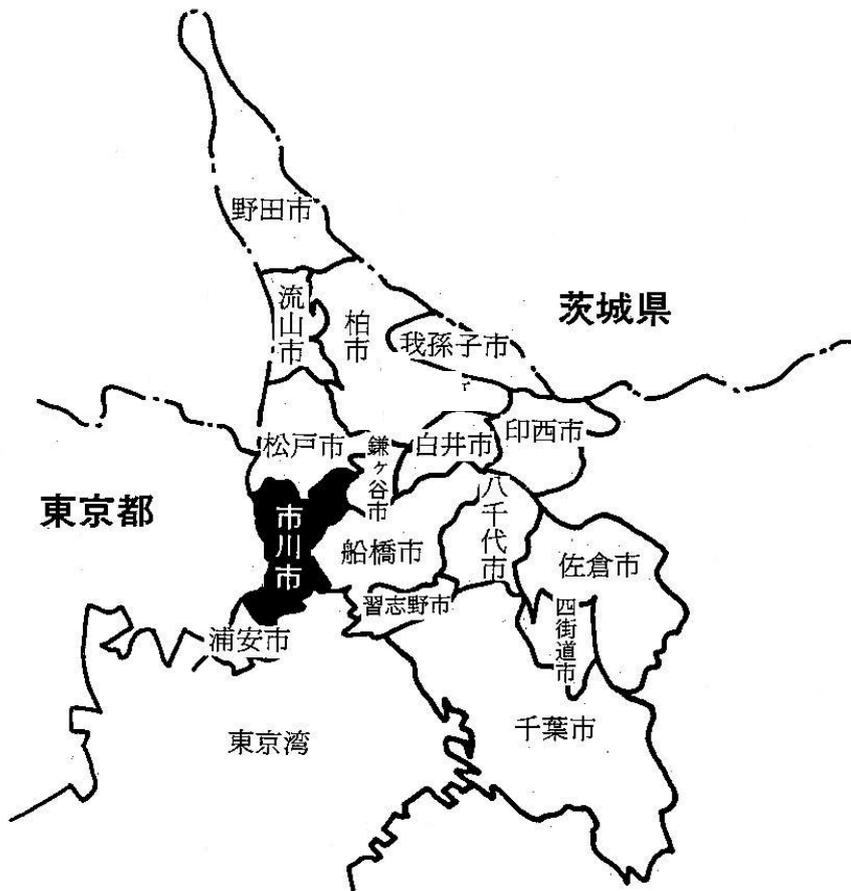
# 1-1. 位置

市川市は千葉県北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市と鎌ヶ谷市、南は浦安市と東京湾に面し、また江戸川を隔てて東京都江戸川区・葛飾区と相對している。

都心から20キロメートル圏内にあり、文教・住宅都市として發展している。都心部と県内各地域を結ぶ広域交通が集中しており、JR総武線・京葉線・武蔵野線、京成線、東京メトロ東西線、都営新宿線、北総線といった鉄道網が發達し、京葉道路・湾岸道路・国道14号などの幹線道路が東西方向に通っている。

地形は、北部に標高20メートル前後の台地があるほかは、おおむね平坦である。北部は、大野・大町の台地を中心に梨栽培などの農業が盛んで、屋敷林や斜面林などの緑も多い。中央部は、古くからの住宅地が多く、京成線に沿った菅野、八幡の一带には市の木であるクロマツが点在し、市の代表的景観を形成している。南部は、埋め立てによってできた部分が多く、高度成長期以降東西線開業を機にマンションなどの高層住宅が發達した。東京湾に面した臨海部には、湾岸道路を中心に物流の拠点や工業地帯が広がっている。

位置（市役所）	——	東経139度55分
		北緯 35度43分
東西延長	——	8.20km
南北延長	——	13.33km
面積	——	56.39km <sup>2</sup>
人口	——	474,443人（平成23年4月1日現在）



# 1-2. 沿革

市川市の北部丘陵地帯には、堀之内、曾谷及び姥山貝塚をはじめとする数多くの遺跡があり、古代より人間が住みつき生活の場として栄えてきたことを物語っている。7世紀には、現在の国府台周辺に下総の国府が置かれ8世紀には、現在の国分に国分寺が建立される等、常に地方文化の中心として発展を極めてきた。

江戸時代には、幕府直轄の所領や寺社等に属したが、明治6年に千葉県在所管となり、明治22年の町村制の実施を経て、昭和9年11月3日市川町、八幡町、中山町及び国分村が合併し、千葉県では、千葉市、銚子市について3番目、全国で122番目の市制施行になった。更に、昭和24年11月3日に大柏村、30年3月31日に行徳町、31年10月1日には南行徳町を合併し市域を拡大した。昭和50年代からは、急激な人口の増加に伴い、郊外住宅都市として都市化が進んできた。また、京葉臨海工業地帯の開発計画の一環として昭和32年より順次、埋立事業を実施し、昭和61年3月までに高谷新町、二俣新町をはじめとする約439haに及ぶ土地が造成され、市域に編入された。

首都東京と隣接した本市は主要な交通軸上に位置し、また、臨海部への企業進出等により人口が急増したこともあり、首都圏及び千葉県の中核的な都市として発展を続けている。

## ◆まちづくり年表

年	事	項
1889	明治22年	市川町・八幡町・中山村・国分村設置
1894	27年	総武鉄道市川～佐倉間単線開通 市川駅開設
1914	大正3年	京成電気軌道押上～市川真間開通 国府台駅・真間駅開設
1915	4年	京成電気軌道市川真間～中山間開通
1918	7年	市内に電気供給開始
1921	10年	江戸川放水路完成
1923	12年	関東大震災発生
1926	昭和元年	市内にガス供給開始
1930	5年	市内に電話業務開始
<b>1934</b>	<b>9年</b>	<b>市川町・八幡町・中山町・国分村合併市制施行（人口約41,000人）</b>
1935	10年	国鉄 本八幡駅開設、京成 鬼越駅開設 市役所庁舎完成
1936	11年	都市計画区域指定（32,99k㎡）
1937	12年	市内に水道敷設
1938	13年	都市計画法に基づく用途地域及び風致地区の指定
1940	15年	都市計画法に基づく都市計画道路の決定
1942	17年	都市計画法に基づく公園の決定
1943	18年	都市計画法に基づく空地地区の指定
1949	24年	東葛飾郡大柏村を合併 大柏出張所開設
1955	30年	東葛飾郡行徳町を合併
1956	31年	東葛飾郡南行徳町を合併、ローリングダム式行徳橋完成
1959	34年	市単独による公有水面埋立事業に着手
1960	35年	都市計画法に基づく墓園の決定、東京～千葉有料道路（京葉道路）完成
1961	36年	公共下水道事業に着手
1966	41年	衛生処理場完成、東浜地先埋立に着手
1968	43年	県事業市川松戸有料道路開通
1969	44年	地下鉄5号線（東西線）開通、行徳駅開設、京葉港市川地区土地造成事業に着手、東京外郭環状道路（延長11.02km・幅員40m）を都市計画決定、市川市都市計画審議会設置
1970	45年	市街化区域及び市街化調整区域決定
1972	47年	下水道終末処理場完成、市川市地方卸売市場開設、新行徳有料道路開通、国鉄総武線都市計画鉄道連続立体高架複々線完成

（続く）

◆まちづくり年表（続き）

年	事	項
1974	昭和 49 年	西浜清掃工場完成、人口 30 万人到達
1975	50 年	財団法人市川市清掃公社、市川市土地開発公社設立
1977	52 年	市民憲章制定
1978	53 年	一般国道 357 号（湾岸道路）開通、国鉄武蔵野線開通 市川大野駅開設
1979	54 年	市川市総合計画（基本構想・基本計画）を策定、同第 1 次実施計画をスタート、真間川を総合治水対策特定河川に指定
1980	55 年	市川市斎場完成、都営地下鉄 10 号線都市計画決定
1981	56 年	東西線南行徳駅開設、江戸川流域下水道供用開始、台風 24 号で真間川水系が氾濫 浸水 75000 戸 真間川水系河川激甚災害対策特別緊急事業に着手、緑地保全地区決定
1982	57 年	市川市総合計画第 2 次実施計画をスタート
1985	60 年	人口 40 万人到達 雨水排水基本計画策定
1986	61 年	無電柱化事業（5 年計画）の実施、市川市総合計画（基本構想・総合 5 年計画）を策定、第一次総合 5 年計画をスタート、地区計画を都市計画決定（塩浜地区）、市川市緑の基金設立
1987	62 年	動植物園開園
1988	63 年	都市基本計画を策定、市川駅北口市街地整備としてアイアイロード完成、JR 京葉線開通 市川塩浜駅・二俣新町駅開設
1989	平成元年	都営地下鉄 10 号線開通 本八幡駅開設、地区計画を都市計画決定（南行徳駅周辺地区）
1990	2 年	市街地整備基本計画を策定、地区計画を都市計画決定（本八幡駅北口地区）、第一種市街地再開発事業を決定（本八幡 C-1、D-1、D-2 地区）、高度利用地区（本八幡駅北口地区）を都市計画決定
1991	3 年	駐車場整備地区を都市計画決定、地区計画の都市計画決定（鬼高商業・文化拠点地区）、第二次総合 5 年計画スタート、北総開発鉄道 京成高砂～新鎌ヶ谷間開通 大町駅・北国分駅開設
1992	4 年	地区計画の都市計画決定（大町地区）、生産緑地地区の都市計画決定
1993	5 年	市川駅南口第一種市街地再開発事業の決定、地区計画の都市計画決定（市川駅南口地区）、市川二期地区土地造成基本計画の決定（470ha）、「自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例」を施行（平成 5 年 6 月）、東京外郭環状道路建設計画を受け入れ（幅員 60m）、東京外郭環状道路（千葉県区間）の都市計画決定（変更）、鑑賞植物園を開園
1994	6 年	建設局を設置、地区計画の都市計画決定（堀之内地区・妙典地区）、クリーニング都市を宣言、市川市クリーンセンター完成、生涯学習センター（メディアパーク市川）開館
1996	8 年	第三次総合 5 年計画をスタート
1998	10 年	保健医療福祉センター（リハビリパーク）開設
1999	11 年	市川二期埋立計画縮小案提示（90ha）
2000	12 年	市川市総合計画「I & I プラン 21」（基本構想・基本計画）策定、東西線 妙典駅開設、新衛生処理場完成
2001	13 年	第一次総合 5 年計画スタート、市川二期埋立計画中止、人口 45 万人到達、屋上緑化補助制度開始、保存樹木協定制度開始
2002	14 年	市川市情報プラザ完成（電子市役所開設）、「市川市宅地開発事業の施行における事前協議の方法及び公共施設等の整備に関する基準等を定める条例」を施行、ISO14001 の認証を取得（本庁舎など 18 施設）、行徳臨海部基本構想策定
2003	15 年	都市計画マスタープラン策定、総合交通計画策定、交通バリアフリー基本構想策定、「市川市工業地域等における大型マンション等建築事業の施行に係る事前協議の方法及び特例に関する条例」を施行、円卓会議にて三番瀬再生計画案とりまとめ
2004	16 年	景観基本計画策定、大洲防災公園開園、みどりの基本計画策定、市民マナー条例施行、七中・行徳公会堂複合施設完成（市川市初の PFI 事業）、WHO 憲章の精神を尊重した「健康都市いちかわ」宣言
2005	17 年	市民（納税者）が選ぶ「市民活動団体支援制度」を開始、市民あま水条例（市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例）の施行
2006	18 年	第二次総合 3 年計画スタート、市川市景観計画策定、市川市景観条例の施行
2007	19 年	クリーンセンター余熱利用施設開設
2008	20 年	第 3 回健康都市連合総会・大会主催市として開催、第三次総合 3 年計画スタート 市川駅南口地区第一種市街地再開発事業の施設建築物（B 街区）工事完了（行政サービスセンター、地域包括支援センターあんしん市川駅前、高齢者職業相談室、ヤング・ジョブ・サポートいちかわ）
2009	21 年	市川駅南口地区第一種市街地再開発事業の施設建築物（A 街区）工事完了（図書館、保育園、45 階展望フロアー）
2010	22 年	広尾防災公園開園



## 1-3. 市域の変遷

町村合併、公有水面埋立などにより市域面積は56.39 k m<sup>2</sup>になっている。

### ◆市域の変遷

	面積 [k m <sup>2</sup> ]	摘 要
昭和 9 年 11 月 3 日	22.95	市制施行(市川町、八幡町、中山町、国分村が合併)
昭和 24 年 11 月 3 日	32.99	大柏村合併
昭和 30 年 3 月 31 日	45.80	行徳町合併
昭和 31 年 10 月 1 日	51.42	南行徳町合併
昭和 37 年 11 月 1 日	52.34	公有水面の埋立により高谷新町誕生
昭和 38 年 10 月 1 日	53.02	公有水面の埋立により二俣新町誕生
昭和 41 年 12 月 27 日	53.35	公有水面の埋立により千鳥町誕生
昭和 41 年 12 月 27 日	53.42	公有水面の埋立地を本行徳字東浜に編入
昭和 43 年 7 月 30 日	53.60	公有水面の埋立により高浜町誕生
昭和 43 年 7 月 30 日	53.64	公有水面の埋立地を加藤新田字沖場に編入
昭和 44 年 10 月 1 日	53.76	建設省国土地理院による境界未定地の査定に伴う誤謬訂正
昭和 45 年 11 月 6 日	53.76	公有水面の埋立地を二俣新町に編入
昭和 46 年 4 月 30 日	53.76	公有水面の埋立地を高谷新町・高浜町に編入
昭和 46 年 11 月 5 日	53.77	公有水面の埋立地を二俣新町・下新宿に編入
昭和 48 年 1 月 19 日	54.30	公有水面の埋立により塩浜 1 丁目誕生
昭和 48 年 12 月 14 日	55.26	公有水面の埋立により塩浜 2・3・4 丁目誕生
昭和 49 年 11 月 5 日	55.72	公有水面の埋立地を千鳥町・塩浜 1・3・4 丁目に編入
昭和 51 年 1 月 23 日	55.94	公有水面の埋立により東浜 1 丁目誕生
昭和 55 年 8 月 22 日	56.31	周辺の公有水面の埋立により新浜 3 丁目誕生
昭和 59 年 10 月 30 日	56.39	公有水面の埋立地を塩浜 3 丁目に編入

# 1-4. 人 口

## ●人口と世帯数

市川市の人口は、平成 22 年 10 月 1 日現在 475,551 人で、人口密度は 8,433 人/km<sup>2</sup>、世帯数は 219,544 世帯である。(平成 22 年は国勢調査の年であるが、本データ作成時での速報値では詳細が分からないため、市川市町丁別世帯人口表(市川市常住人口)からのデータを使用)

## ●人口の推移

年	世帯	人 口			人口密度 (1 km <sup>2</sup> 当り)	世帯人員 (1 世帯当り)	性 比 (女=100)	備 考
		総 数	男	女				
大正 9 年	3,217	17,921	9,717	8,204	781	5.57	118.4	国勢調査
14 年	6,003	29,528	15,351	14,177	1,287	4.92	108.3	国勢調査
昭和 5 年	7,467	37,789	19,067	18,722	1,647	5.06	101.8	国勢調査
10 年	8,895	46,711	22,637	24,074	2,035	5.25	94	国勢調査
15 年	11,706	58,060	28,324	29,736	2,530	4.96	95.3	国勢調査
20 年	16,876	74,522	35,828	38,694	3,247	4.42	92.6	人口調査
25 年	22,199	102,506	49,675	52,831	3,107	4.62	94	国勢調査
30 年	27,559	129,700	63,598	66,102	2,832	4.71	96.2	国勢調査
35 年	37,647	157,301	78,220	79,081	3,059	4.18	98.9	国勢調査
40 年	56,549	207,988	105,731	102,257	3,923	3.68	103.4	国勢調査
45 年	77,618	261,055	132,787	128,268	4,856	3.36	103.5	国勢調査
50 年	102,678	319,291	163,179	156,112	5,730	3.11	104.5	国勢調査
55 年	127,775	364,244	184,969	179,275	6,469	2.85	103.2	国勢調査
60 年	141,437	397,822	202,454	195,368	7,055	2.81	103.6	国勢調査
平成 2 年	169,836	436,596	225,177	211,419	7,742	2.57	106.5	国勢調査
7 年	181,213	440,555	227,873	212,682	7,813	2.43	107.1	国勢調査
8 年	183,081	440,627	228,077	212,550	7,814	2.41	107.3	
9 年	185,683	441,893	228,870	213,023	7,836	2.38	107.4	
10 年	189,031	444,575	230,184	214,391	7,884	2.35	107.4	
11 年	191,932	447,335	231,551	215,784	7,933	2.33	107.3	
12 年	193,582	448,642	232,473	216,169	7,956	2.32	107.5	国勢調査
13 年	198,203	454,858	235,556	219,302	8,066	2.29	107.5	
14 年	203,210	461,603	238,796	222,807	8,186	2.27	107.2	
15 年	205,024	463,103	239,192	223,911	8,212	2.26	106.8	
16 年	206,963	464,873	240,050	224,823	8,243	2.25	106.8	
17 年	208,168	466,608	239,659	226,949	8,275	2.24	105.6	国勢調査
18 年	210,519	468,113	240,213	227,900	8,301	2.22	105.4	
19 年	213,411	470,074	241,009	229,065	8,336	2.20	105.2	
20 年	214,830	459,282	235,867	223,415	8,144	2.14	105.6	
21 年	219,184	475,751	243,836	231,915	8,437	2.17	105.1	
22 年	219,544	475,551	243,079	232,472	8,433	2.17	104.6	国勢調査

※各年度 10 月 1 日現在

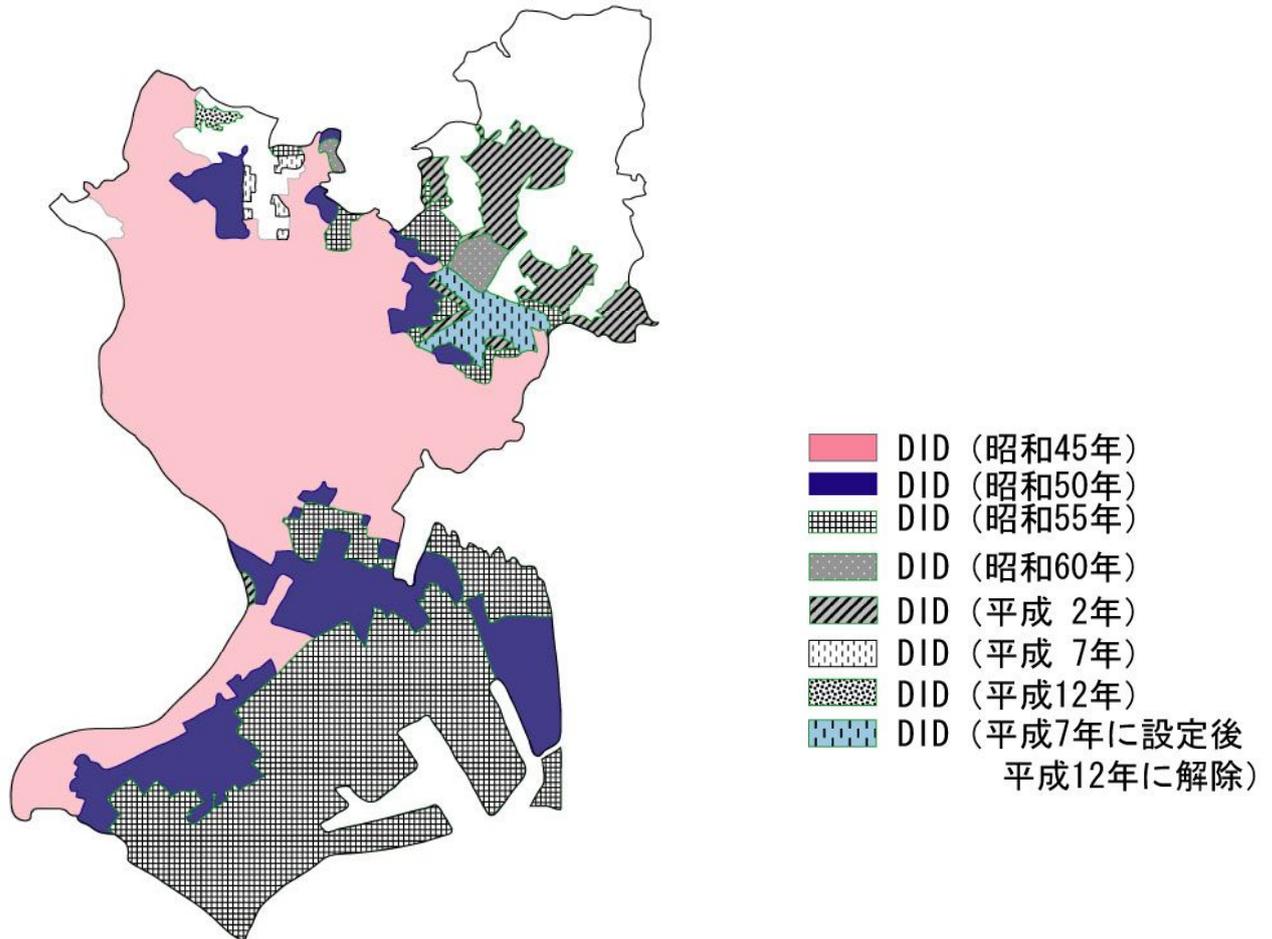
※大正 9 年から昭和 5 年までの国勢調査人口は、昭和 9 年 11 月 3 日市制施行時の市域(市川町、八幡町、中山町、国分村)をもって合算したものを示したものである。

※国勢調査年以外は国勢調査の結果にその後の毎月の出生、死亡、転入、転出を加減したものである。

## ● D I D

DID（人口集中地区）の推移をみると、昭和40年には市域面積に対する割合が28.9%、市域人口に対する割合が82.7%だったものが、平成17年には、それぞれの割合が84.1%、97.6%を占め、面積、人口とも増加している。

(注) DIDとは、国勢調査区を基礎単位として、人口密度40人/ha以上の調査区が隣接して、5,000人以上を有する地域のこと。



### ◆ D I D地区の推移

	昭和40年	昭和50年	昭和45年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人口(人)	172,000	288,560	228,898	342,174	375,667	426,185	430,355	437,735	455,300
面積(k㎡)	15.3	29.4	21.9	44.1	44.4	46.8	47.5	47.6	47.4
人口密度(人/k㎡)	11,242	9,815	10,452	7,759	8,461	9,107	9,066	9,196	9,605
市域人口に対する割合(%)	82.7	90.4	87.7	93.9	94.4	97.6	97.7	97.6	97.6
市域面積に対する割合(%)	28.9	52.8	40.7	78.3	78.7	83.0	84.2	84.4	84.1

## ●産業別就業人口

産業別就業人口の推移をみると、第1次産業、第2次産業就業比率の減少に対し、第3次産業就業比率の増加が顕著にみられ、平成17年には第1次産業就業比率は0.7%、第2次産業就業比率は19.2%、第3次産業就業比率は76.7%となっている。

### ◆産業別就業人口の推移

	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		参考 千葉県
	人数(人)	比率(%)									
第一次産業	2,561	1.3	2,183	1.0	1,937	0.8	1,646	0.7	1,550	0.7	3.7
第二次産業	56,577	29.3	62,801	27.4	63,969	26.6	51,566	21.5	44,943	19.2	21.7
第三次産業	132,729	68.7	161,328	70.5	171,767	71.5	179,773	75.1	179,830	76.7	72.0
分類不詳	1,444	0.7	2,575	1.1	2,697	1.1	6,337	2.7	8,074	3.4	2.6
合計	193,311	100.0	228,887	100.0	240,370	100.0	239,322	100.0	234,397	100.0	100.0

## ●夜間人口及び昼間人口

夜間人口及び昼間人口を平成17年でみると、他市町村への通勤通学者の流出人口が、169,858人（東京都126,353人、県内他市町村37,098人、東京都を除く県外6,407人）で夜間人口（常住人口）459,626人の37.0%を占めている。一方、他市町村からの流入人口は68,846人で流出人口の方が101,012人多くこの結果、昼間人口は358,614人となっている。

※流出人口の内訳については15才未満の通学者を含まない。

### ◆夜間人口及び昼間人口の推移

(各年10月1日現在)

	A夜間人口	B昼間人口	B/A%	C流入人口	D流出人口	C-D流入超過数
昭和50年	319,291	267,785	83.9	47,842	100,832	△ 52,990
昭和55年	364,244	302,295	83.0	57,356	120,389	△ 63,033
昭和60年	397,822	321,098	80.7	63,826	142,221	△ 78,395
平成2年	436,596	338,775	77.6	79,549	177,370	△ 97,821
平成7年	440,555	335,570	76.2	80,018	185,003	△ 104,985
平成12年	448,642	349,240	77.8	73,057	172,459	△ 99,402
平成17年	459,626	358,614	78.0	68,846	169,858	△ 101,012

# 1-5. 産 業

## ●農 業

都市化の影響により、農家戸数や経営耕地面積は減少傾向にあり、特に稲作は農業環境の悪化等により衰退が顕著にあらわれている。一方、千葉県内一の生産を誇る梨栽培をはじめ施設野菜など、生産性の高い都市型の農業は一貫して伸びを見せている。

◆経営耕地面積の推移 農業基本調査（平成12・17・20年は世界農林業センサスの結果）より 単位：a

年	総面積	田	樹園地	畑
8年	56,612	3,891	30,361	22,360
10年	51,943	2,900	30,000	19,043
12年	50,849	2,277	30,295	18,277
17年	41,595	1,260	28,297	12,038
20年	40,706	1,476	28,388	10,842

注：平成9年、11年の数値については、調査対象が異なるため、掲載していない。

## ●水産業

海苔、アサリを中心とした浅海養殖業を主とし、他に東京湾内でのカレイ、スズキ等を漁獲する小型機船底びき網及び固定式さし網漁業が営まれている。一方、内水面漁業として江戸川ではフナやウナギ等の稚魚の放流や採捕を行っている。

◆漁獲水揚量 港勢調査より

区分 年	陸 揚 量		
	魚類 (t)	貝類・その他 (t)	海苔 (t)
17年	134	1,810	373
18年	142	775	298
19年	130	345	462
20年	105	353	339
21年	95	454	333

## ●工 業

立地形態から内陸部では生活関連型の企業が軽工業を展開し、臨海部では金属・鉄鋼等の素材型企業が重厚長大型工業を展開している。中小企業が90%以上を占めている。

◆市川市の工業の動向（従業員数4人以上の事業所） 工業統計調査より

		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
重化学工業	事業所数 (所)	170	181	162	162	161
	従業員数 (人)	5,335	5,405	5,472	5,406	5,544
	総出荷額 (万円)	25,184,562	28,178,737	31,420,668	28,859,763	35,068,194
軽工業	事業所数 (所)	145	154	142	138	135
	従業員数 (人)	3,016	3,284	3,012	2,997	2,682
	総出荷額 (万円)	7,348,536	8,513,001	8,622,849	7,824,670	7,843,961

## ●商 業

店舗の経営規模は小さく、従業員4人以下の店舗が全体の6割以上を占め、物販小売業の半数は個人経営となっている。平成19年における小売業1店舗あたりの販売額は13,198万円で、県下平均を下回っている。

◆市川市の商業 商業統計調査より

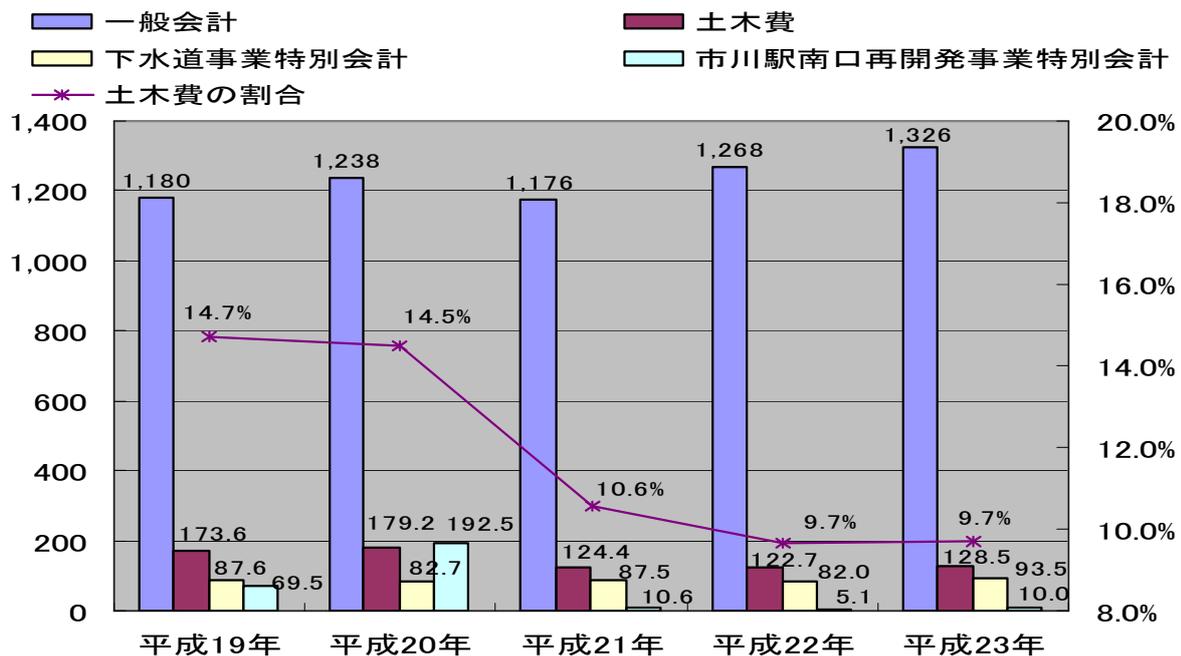
	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年
商店数 (店)	4,009	3,822	3,572	3,377	2,948
販売額 (万円)	73,412,492	67,527,491	63,042,875	60,812,875	62,315,974
従業員数 (人)	24,266	26,935	25,950	25,682	24,035

# 1-6. 予 算

## ●平成23年度当初予算

平成18年度から第二次総合3ヵ年計画が、さらに平成20年度から第三次総合3ヵ年計画がスタートし、この計画を円滑に進捗させるため、平成10年からの三度にわたる財政健全化計画に基づき、着実に健全化を進めてきたところである。平成23年度は「安心で快適な活力あるまちづくり」を目標とする新しい第二次基本計画、平成25年度までの3ヵ年を計画期間とする実施計画のスタートの年度となり、将来を見据えて、重点的に取り組むべき事業に対して予算配分にも配慮した。平成23年度一般会計予算は、1,326億円で、前年度比4.6%・58億円増、土木費は前年度比で4.8%・5.9億円増の編成となっている。

### ◆当初予算の推移



### ◆土木費の内訳

(単位: 千円)

項	平成23年度	平成22年度	比較	増減率
1. 土木管理費	1,671,939	1,612,132	59,807	3.7%
2. 道路橋りょう費	2,173,498	2,246,341	△72,843	△3.2%
3. 河川費	539,199	716,006	△176,807	△24.7%
4. 都市計画費	8,467,364	7,690,521	776,843	10.1%
計	12,852,000	12,265,000	587,000	4.8%

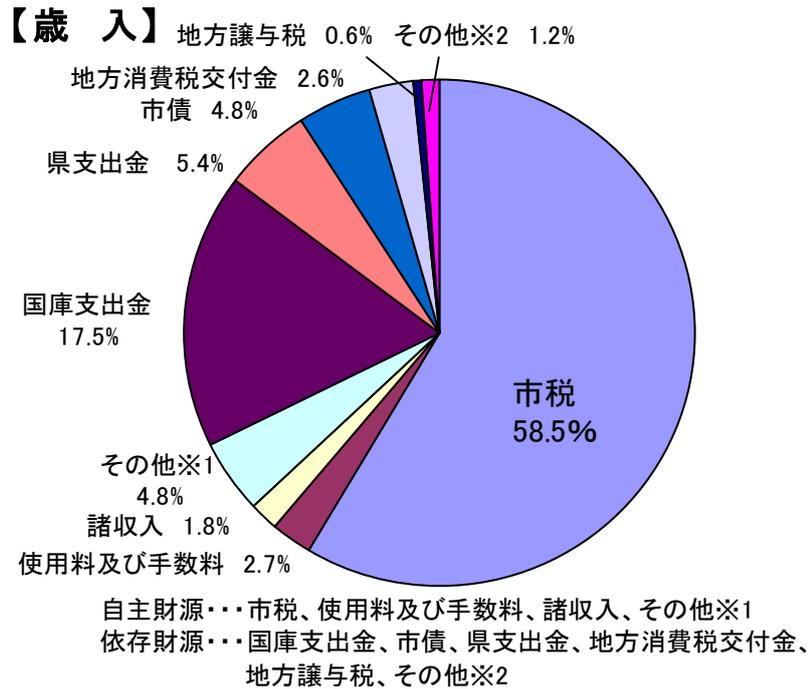
### ◆下水道事業特別会計

平成23年度	平成22年度	比較	増減率
9,353,000	8,200,000	1,153,000	14.1%

### ◆市川駅南口地区市街地再開発事業特別会計

平成23年度	平成22年度	比較	増減率
996,000	511,000	485,000	94.9%

◆平成23年度一般会計

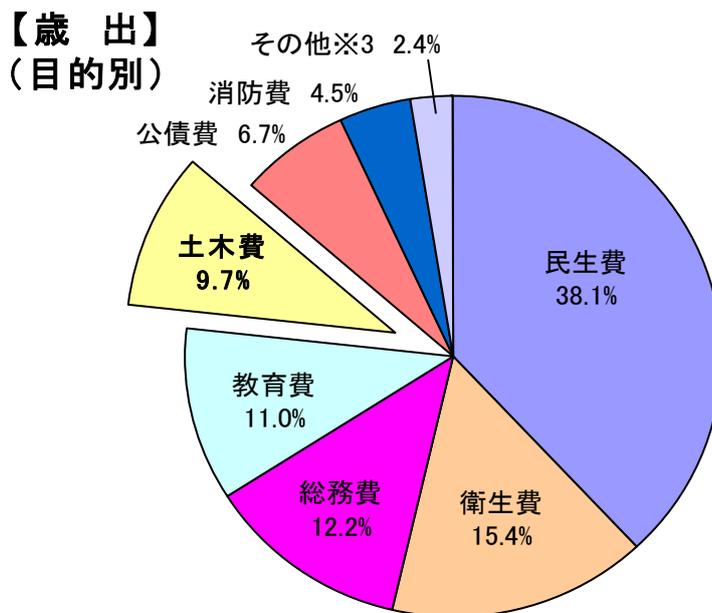


※1の内訳

繰入金 2.5%、分担金及び負担金 1.3%、繰越金 0.4%、寄附金 0.4%、財産収入 0.2%

※2の内訳

地方特例交付金 0.6%、自動車取得税交付金 0.2%、利子割交付金 0.2%、配当割交付金 0.1%、交通安全対策特別交付金 0.1%、株式等譲渡所得割交付金 0.0%、地方交付税 0.0%



※3の内訳

商工費 1.2%、議会費 0.8%、農林水産業費 0.2%、労働費 0.1%、予備費 0.1%、諸支出金 0.0%

# 1-7. 職員数

## ◆職員の推移

(単位：人)

	都市基盤統括部	街づくり部	道路交通部	水と緑の部	※行徳支所 (うち都市基盤関連課)	環境清掃部	合計
平成19年度	9	112	103	146	31		401
平成20年度		112	101	142	37	225	617
平成21年度		107	101	138	37	219	602
平成22年度		95	101	134	32	211	573
平成23年度		88	101	131	32	206	558

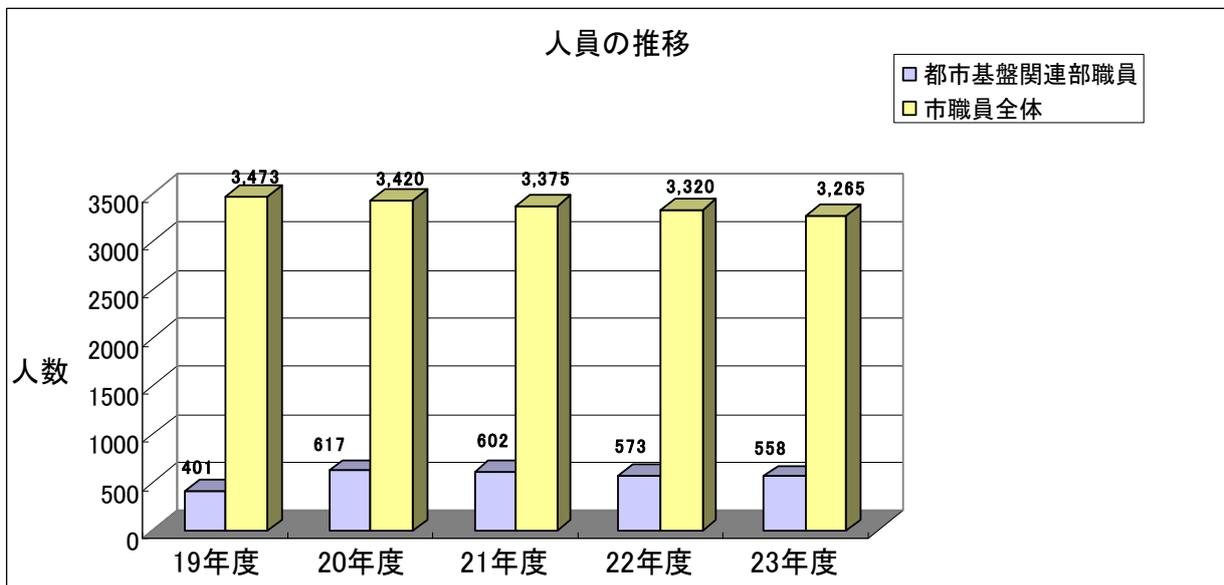
※ 平成19年度は、都市計画部を街づくり部に統合し、行徳臨海対策課を行徳支所に事務移管した。

※ 行徳支所については、都市基盤関連課である行徳臨海対策課と地域整備課（広尾防災公園担当室）を掲載した。

※ 平成20年度は、組織改正に伴い都市基盤統括部を廃止し、環境清掃部を都市基盤関連部として組み入れた。

※ 平成21年度は、組織改正に伴い、まちづくり交付金担当室を改め、街づくり部都市計画課内に街づくり支援担当室を設置した。

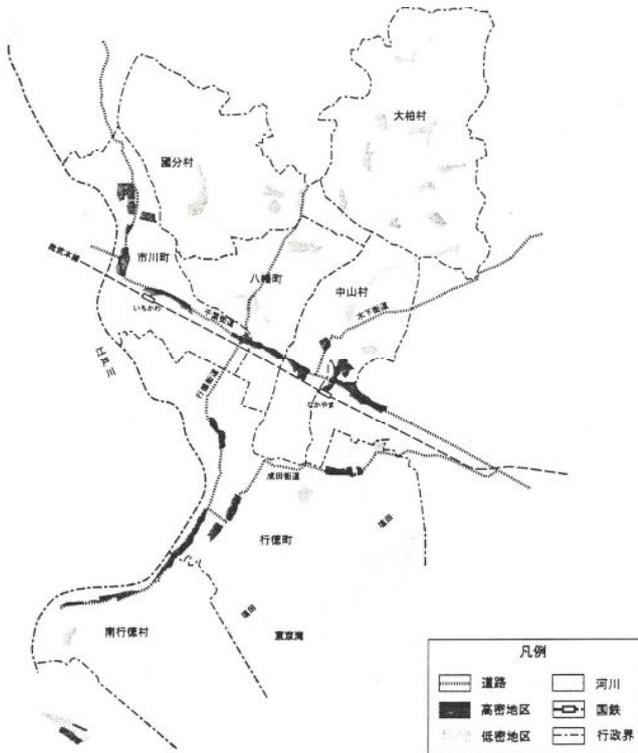
※ 平成23年度は、組織改正に伴い、街づくり支援担当室を廃止し、街づくり部都市計画課内に景観担当室を設置。外環道路推進課を廃止し、地域まちづくり推進課内に外環道路推進担当室を設置した。



## 2-1. 市川市のまちづくり

### ●都市課題の要因

- 市街化の動向
- ① 明治から戦前まで



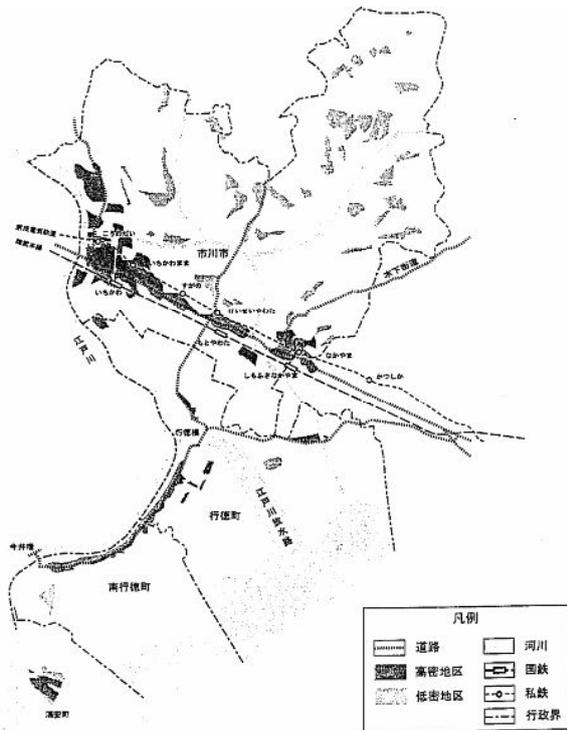
明治42年 旧版地形図（国土地理院）を基に作成

明治 42 年の旧版地形図をみると、まちの骨格となる交通路は、中央を東西に走る千葉街道（佐倉道）と行徳から成田に向かう成田街道、市川から松戸へ至る街道、中山から北東に伸びる木下街道が主要なものであった。

江戸時代から振り返ると、千葉街道の宿場であった八幡、江戸川の渡しと関所があった市川、法華経寺の門前町であった中山、塩の生産地であった行徳が主なまちであり、主要な街道筋に細長くまちの広がりがみられる。その他は農業集落が台地に点在していた。江戸川による舟運が主であり、行徳や浦安の河岸から東京への交通が便利であった。明治末期まで海岸線沿いに塩田が造られていた。

国府台では陸軍の施設が明治 18 年に移転してきて昭和 20 年まで留まり、軍隊のまちとしての性格を強くした。

### ② 昭和 20 年代 都市化のはじまり

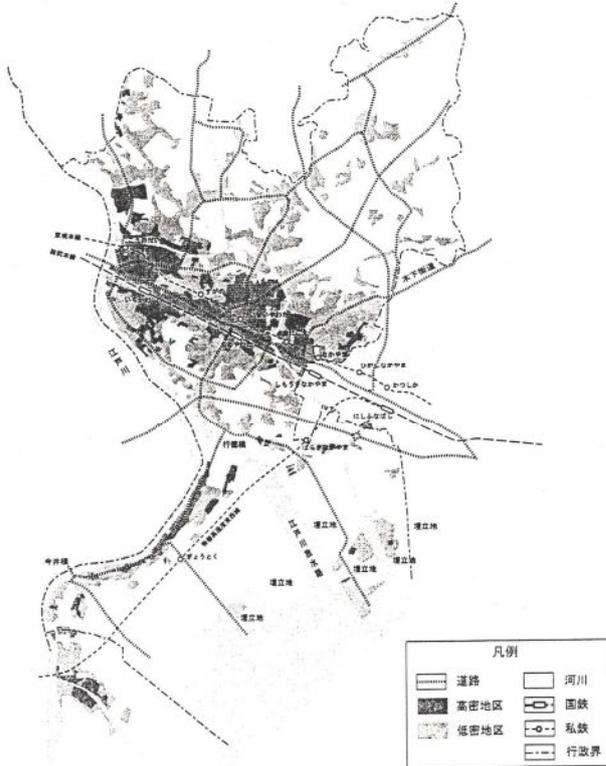


昭和27・28年 旧版地形図（国土地理院）を基に作成

京成電気軌道ができた大正 3 年頃に東京の近郊住宅化がはじまり、人口の急増が起こる。この京成電気軌道と従来からある総武本線に挟まれた千葉街道沿いに徐々にまちが広がり出してくる。行徳周辺も既存のまちを軸にその厚みを増している。しかし、総武本線と江戸川放水路に挟まれた地域は、ほとんど市街化が進んでいない。

前図と比べると、明治 43 年の利根川水系の大洪水を契機として大正 5 年から 8 年にかけて江戸川放水路が開削され、大正 11 年に分断された行徳町をつなぐ道として行徳橋が架設され、また東京都と結んだ今井橋も架設されている。

### ③ 高度成長期 都市としての急成長



昭和43年 旧版地形図 (国土地理院) を基に作成

高度経済成長期（昭和 30～48 年頃）における東京都を中心とした市街地の急激な外延化にともない、近郊住宅都市として人口が急増し、都市基盤整備がおいつかないまま急激なスプロール化により市街地が拡大した。総武本線の北側、京成本線を超えて密度の高い市街地が形成され、また、その周辺の大正時代からの耕地整理事業により水路等の整理が行われた低地部は、道路としての整備が行われずに市街地が拡大した。

土地区画整理事業が行われた行徳地域などでは道路幅員が確保されたが、その他の地域は急速に市街地が広がりだしたことから、集落を結ぶ幅の狭い道による道路網が構成される結果となった。

### ④ 現代 臨海部の開発と市街地の拡大



平成11・12年 地形図 (国土地理院) を基に作成

市街化はさらに進展し、北部の台地部や谷津の細長い低地部、南部の原木や高谷まで広がっている。特に行徳地区の土地区画整理事業による宅地化が著しい。また、塩浜、新浜の埋立が完了し、現在の海岸線が形成されている。

武蔵野線・京葉線・都営新宿線・北総線の4路線が整備され、JR総武本線・京成本線・東西線と併せて、市街地は飛躍的に拡大した。しかし、市街地に必要な道路、公園などの都市基盤整備は十分に追いつかない状況となっている。

## ○地勢特性

- ・東京（江戸）の外縁都市として強い影響を受けながらまちが形成されてきた。
- ・狭い道路に沿って屋敷町が形成されてきたが、近年相続のため分割開発され屋敷林も減少している。
- ・都心から近距離にあることから地価が高く公共用地の取得が容易でない。
- ・市民の多くが市外からの転入なので地域意識が薄く、駅前の悪質な放置自転車にみられるように身近な住環境の課題以外、市民の連帯感・協働意識が薄い。
- ・幹線道路、鉄道は、市を東西に設置されたため南北交通体系が弱い都市構造となっている。
- ・通過交通が多いため市内幹線道路は渋滞が慢性化し、生活道路まで車両が進入している。

## ○人口流入の社会現象

- ・市の政策に関わらず今まで3回の急激な人口流入があり、都市基盤の整備が間に合わないままに市街化が進んでしまい、狭隘道路の密集市街地が形成された地区もある。

関東大震災（大正12年 避難者約2万人 3500人が定住）

第二次世界大戦の疎開（昭和20年 約4800人増加）

首都一極集中（昭和40年から60年まで20年間で約19万人増加、人口40万人となる）

## ○東京外かく環状道路建設受け入れまでの都市基盤整備の遅れ

- ・外環道路が昭和44年5月に都市計画決定されたが、計画が高架構造であったことなどから、市としては環境問題を懸念し、反対運動を展開しながら国に対し再検討を求めてきた。昭和62年に国から再検討案が示され、市川市は直ちに検討に入り、平成5年に受け入れを決定した。
- ・この間約25年間、まちづくりの骨格となる外環道路計画が明確にされなかったため将来都市構造も明らかにすることができず、社会状況の変化に対応した幹線道路整備や再開発等の計画的なまちづくり事業に多大な影響を及ぼし、適切な土地利用の規制誘導が十分行われずにきた。

# ●まちづくりの方向

## ○市川市総合計画

### ①基本構想（平成13年4月制定）

- ・「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の3つを基本理念として、自信と誇りを持って次代に引き継げる「私たちのまち いちかわ」を築いていく。

目標年度・・・21世紀の第一四半期（概ね2025年）

想定人口・・・485,000人

将来都市像・・・「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」  
（まちづくりの基本目標）

- 1) 真の豊かさを感じるまち
- 2) 彩り豊かな文化と芸術を育むまち
- 3) 安全で快適な魅力あるまち
- 4) 人と自然が共生するまち
- 5) 市民と行政がともに築くまち

### ②基本計画（平成13年4月制定）

- ・「基本構想」の将来都市像の実現に向けて、これからの10年間で取り組む施策を示す。

計画期間・・・平成13年（2001）年度～平成22（2010）年度

想定人口・・・474,000人

リーディングプラン（重点的、積極的に進めるべき施策）

- 1) 安心・安全のまちプラン（災害に強く安全に暮らせるまちをつくる）  
防災公園整備、耐震補強、内水排水施設整備、江戸川堤防整備
- 2) 人にやさしいまちプラン（誰もが安心して生活できる環境をつくる）  
人にやさしい道づくり、電線地中化、駅バリアフリー化、街路灯
- 3) 緑と水辺の再生プラン（緑の再生と水辺空間の活用のために）  
水と緑のネットワーク化推進、小川再生、水辺プラザ整備

### ③第二次3ヵ年計画(平成18年度～平成20年度)

- ・基本計画に掲げる施策の体系に基づき計画期間内に優先的、重点的に実施する都市基盤に係る事業。

計画人口・・・472,000人

(安全で快適な魅力あるまち)

- 安全で安心して暮らせるまちをつくります。  
広尾防災公園整備事業、常夜灯周辺地区整備事業、都市基盤河川改修事業(大柏川)、浸水対策事業
- 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます。  
交通バリアフリー推進事業、人にやさしい道づくり重点地区整備事業、都市計画道路3・4・18号整備事業、市川駅南口再開発事業区域周辺道路整備事業(都市計画3・5・33号)、総合交通計画実施事業、京成本線立体化事業、レンタサイクル事業、公共下水道整備事業(汚水)
- 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります。  
塩浜地区整備事業、本八幡駅北口地区再開発事業(A地区)、本八幡B地区優良建築物等整備事業、市川駅南口地区第一種市街地再開発事業、都市景観形成事業
- 自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります。  
小塚山公園整備事業、北西部水と緑の回廊サイン整備事業、水辺プラザ整備事業

### ④第三次3ヵ年計画(平成20年度～平成22年度)

- ・基本計画に掲げる施策の体系に基づき計画期間内に優先的、重点的に実施する都市基盤に係る事業。

計画人口(平成22年)・・・476,000人

(安全で快適な魅力あるまち)

- 安全で安心して暮らせるまちをつくります。  
広尾防災公園整備事業、耐震診断助成事業、急傾斜地崩壊対策事業、常夜灯周辺地区整備事業、都市基盤河川改修事業(大柏川)、浸水対策事業、
- 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます。  
交通バリアフリー推進事業、人にやさしい道づくり重点地区整備事業、都市計画道路3・4・18号整備事業、市川駅南口再開発事業区域周辺道路整備事業(都市計画道路3・5・33号)、総合交通計画実施事業、京成本線立体化事業、レンタサイクル事業、公共下水道整備事業(汚水)
- 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります。  
塩浜地区整備事業、地域コミュニティゾーン整備事業、本八幡駅北口地区再開発事業(A地区)、本八幡B地区優良建築物等整備事業、市川駅南口地区第一種市街地再開発事業、都市景観形成事業
- 自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります。  
小塚山公園整備拡充事業、国府台緑地整備事業、南行徳水辺の周回路計画

## ○市川市都市計画マスタープラン（平成16年3月策定）

・市川市総合計画に掲げる将来都市像「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまちいちかわ」を実現させていくための、都市づくり部門の総合的な指針となるもの。

（都市づくりの目標）

- 活力・住みやすさを持つバランスの取れた魅力ある都市づくり
- 歴史・文化・自然を活かし潤いと安らぎのある都市づくり
- 都市基盤が整い安全に安心して暮らせる都市づくり
- 都市活動や日常生活を支える交通環境の充実した快適な都市づくり
- 市民・事業者、行政の協働によるまちづくり

## ○その他の関連計画

・市民の多様なニーズと都市課題に対応するためのまちづくりの整備計画を策定している。

- 行徳臨海部基本構想（平成14年12月策定）
- 住宅マスタープラン（平成15年3月策定）
- 市川市交通バリアフリー基本構想（平成15年10月策定）
- 総合交通計画（平成16年3月策定）
- 防災まちづくり計画（平成16年3月策定。市川市地域防災計画に位置付け）
- みどりの基本計画（平成16年3月策定）
- 景観基本計画（平成16年5月策定）
- 塩浜地区まちづくり基本計画（平成17年8月策定）

# 3-1. 都市計画

市川市では昭和 9 年 11 月に市制が施行され、昭和 11 年 3 月には都市計画区域として指定された。昭和 13 年 10 月には用途地域、風致地区が指定され、その後、防火地域、高度地区、高度利用地区、地区計画、生産緑地等の指定がなされた。都市施設としては、道路、公園、墓地、下水道、市場、ごみ焼却場、斎場、自転車駐車場、都市高速鉄道等が都市計画決定されている。

なお、昭和 45 年 7 月には市街化区域、市街化調整区域の最初の区域区分（線引き）がなされ、その後、平成 19 年 2 月の変更まで 5 回の線引き見直しが行われている。

## ◆主な都市計画決定一覧表

平成 22 年 4 月 16 日

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針		[H16. 3. 16]/(H19. 2. 23) (千葉県告示第 132 号)
区域区分 (県決定)	5, 639 h a	[S45. 7. 31]/(H19. 2. 23) (千葉県告示第 144 号)
市街化区域	3, 984 h a	(70. 7%)
市街化調整区域	1, 655 h a	(29. 3%)
用途地域 (県決定)	3, 984 h a	[S48. 12. 25]/(H22. 4. 16) (千葉県告示第 335 号)
第 1 種低層住居専用地域	1, 408 h a	(35. 3%)
第 2 種低層住居専用地域	28 h a	(0. 7%)
第 1 種中高層住居専用地域	503 h a	(12. 6%)
第 2 種中高層住居専用地域	206 h a	(5. 2%)
第 1 種住居地域	888 h a	(22. 3%)
第 2 種住居地域	28 h a	(0. 7%)
準住居地域	0 h a	(0. 0%)
近隣商業地域	117 h a	(2. 9%)
商業地域	69 h a	(1. 7%)
準工業地域	125 h a	(3. 1%)
工業地域	217 h a	(5. 4%)
工業専用地域	395 h a	(9. 9%)
高度地区 (市決定)	1, 819 h a	[S48. 12. 25]/(H22. 4. 16) [市川市告示第 152 号]
第 1 種高度地区	1, 034 h a	(26. 0%)
第 2 種高度地区	785 h a	(19. 7%)
高度利用地区 (市決定)	5. 4 h a	[H2. 3. 27]/(H18. 3. 17) [市川市告示第 58 号]
本八幡駅北口地区	1. 4 h a	[市川市告示第 44 号]
本八幡 A 地区	1. 4 h a	[市川市告示第 58 号]
市川駅南口 A 地区	1. 3 h a	[市川市告示第 22 号]
市川駅南口 B 地区	1. 3 h a	[市川市告示第 22 号]
防火・準防火地域 (市決定)	191 h a	[S48. 12. 25]/(H18. 3. 17) [市川市告示第 59 号]
防火地域	58 h a	(1. 4%)
準防火地域	133 h a	(3. 3%)

◆ 都市計画決定一覧表（その2）

地区計画	塩浜地区	[S61. 9.19] (H11. 8.27)	3.2 h a		市川市告示第 129号
	南行徳駅周辺地区	[H 1. 8.18] (H 8.10. 1)	9.2 h a		市川市告示第 161号
	本八幡駅北口地区	[H 2. 3.27] (H 8.10. 1)	1.4 h a		市川市告示第 162号
	鬼高商業・文化拠点地区	[H 3. 3.26] (H11. 8.27)	13.3 h a		市川市告示第 130号
	大町地区	[H 4. 5.22] (H 8.10. 1)	2.6 h a		市川市告示第 159号
	市川駅南口地区	[H 5. 3. 9] (H 8.10. 1)	2.6 h a		市川市告示第 158号
	柏井地区	[H 5.11.26] (H 8.10. 1)	19.6 h a		市川市告示第 157号
	堀之内地区	[H 6. 4.15] (H11. 8.27)	25.1 h a		市川市告示第 131号
	妙典地区	[H 6.12. 2] (H11. 8.27)	50.8 h a		市川市告示第 132号
	真間4丁目地区 住宅地高度利用	[H 13.7. 6]	1.8 h a		市川市告示第 104号
	原木西浜地区	[H16. 3. 9] (H17. 12.9)	14.7 h a		市川市告示第 258号
	本八幡A地区	[H18. 5. 2]	1.4 h a		市川市告示第 144号
	東京ベイ医療センター地区	[H21. 8.14]	0.2 h a		市川市告示第 252号
	菅野3丁目地区	[H21.10.23]	4.3 h a		市川市告示第 315号
	加藤新田地区	[H22.11.30]	10.6 h a		市川市告示第 332号
市街地再開発	本八幡駅北口地区 C-1地区		0.4 h a	[H2. 3.27]	千葉県告示268号
	本八幡駅北口地区 D-1地区		0.3 h a	[H2. 3.27]/ (H8. 3.8)	市川市告示33号
	本八幡駅北口地区 D-2地区		0.4 h a	[H2. 3.27]/ (H11. 3.12)	市川市告示39号
	市川駅南口地区		2.6 h a	[H5. 3.9]/ (H15. 2.28)	市川市告示27号
	本八幡A地区		1.4 h a	[H18. 3.17]	市川市告示57号

● 都市計画マスタープラン

「市川市都市計画マスタープラン」は、「市川市総合計画」、「整備・開発及び保全の方針」に即し、概ね20年後（目標年次2025年）の都市づくりビジョンとして、市民との協働により策定する総合的なまちづくりの方針となるものである。本市全域を対象とした「全体構想」、生活に密着した「地域別構想」、そして「まちづくりの推進方策」で構成している。

平成12年度より策定作業が開始され、本市のまちづくりの変遷や課題、地域の現状や特徴をまとめた「まちのデータ集」や「地域別ハンドブック」を作成し、また電子会議室の開設や市民モニター（約120名）の募集などにより、多くの市民参加を求めて、まちづくりの現状や課題を把握してきた。

平成14年度からは学識経験者を含む市民主体の「策定調整委員会」と地域住民を主体とした4地域毎の「地域別市民懇談会」を開催し、全体及び地域の将来像と目標を定め、まちづくりの整備方針を検討するとともに、広報特集号やホームページ等により、広く市民の意見を収集しながら案の作成を進め、平成16年1月の市川市都市計画審議会に諮問し答申を得て、同年3月末日に同プランを策定した。

今後は、同プランに即した地域の特性を活かしたまちづくりに市民・事業者と行政が協働で取り組み、推進を図る。

## ●景観基本計画

「市川市景観基本計画」は、自然や歴史など本市の特性を生かした快適な都市づくりの実現を目指し、長期的な視点から市民・事業者・市が協働で進める都市景観を重視したまちづくりの指針となるものである。本市は、策定委員会を中心に多数の市民参加により平成16年5月「市川市景観基本計画」を策定し、積極的に景観まちづくりを推進するため、景観法に基づき平成17年1月景観行政団体となった。

なお、本計画は、本市景観形成に関するマスタープランに位置付けている。

## ●景観計画

景観法（平成16年法律第110号）に基づき、景観行政団体が定める良好な景観形成に関する計画で、平成18年7月より施行している。

「市川市景観基本計画」に定める基本目標の実現を目的としており、市全域を対象としている。地域の特徴的な景観要素を生かした地域別の方針とポイントとなる景観要素別の方針を定めるとともに、行為の制限に関する事項を定めている。特に現在は、街並みの景観に大きな影響を与える可能性のある大規模な建築行為等を対象に届出を義務付けている。

なお、今後、地域住民との合意形成に基づき、特にきめ細やかに計画を定める区域を特定区域として計画に追加する。

## ●許可申請等件数

### ◆地区計画届出件数

平成23年4月1日現在

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
件 数	95	61	30	39	25

### ◆都市計画法53条許可申請件数

平成23年4月1日現在

年 度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
件 数	許 可	都市計画道路	41	40	40	34	53
		都市高速鉄道	3	1	1	0	5
		市街地開発事業	1	1	0	0	0
		その他	0	1	3	0	0
	不許可	都市計画道路	0	0	0	0	0
		都市高速鉄道	0	0	0	0	0
		市街地開発事業	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		取り下げ	0	1	0	1	0
		取り止め	5	7	11	2	5
		同 意	0	0	0	0	0
		証 明	0	0	0	0	0
	合 計	50	51	55	37	63	

### ◆施設計画確認書届出件数

平成23年4月1日現在

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
件 数	20	23	35	21	31

### ◆景観計画に基づく事前協議件数及び景観法届出等件数

平成23年4月1日現在

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事前協議件数	139	168	112	93	115
届出件数	29	20	25	17	43
通知件数	8	0	3	0	0

## 3-2. 道 路

市川市の道路は、国道 4 路線、県道 11 路線、市道 3,021 路線の合計 3,036 路線で、総距離（実延長）約 784km となっている。

### ◆国・県・市道路線別調書（平成 22 年度）

平成 23 年 4 月 1 日

区 分		実 延 長 (m)	路線数または 幅員	面積(道路敷) (㎡)	舗 装 率 (%)	
市 道	1 級 幹 線 道 路	96,043	66 路線	1,097,658	99.9	
	2 級 幹 線 道 路	59,503	59 路線	479,841	100	
	一 般	572,228	2,896 路線	3,217,726	99.5	
	小 計	727,774	3,021 路線	4,705,225	99.6	
国 道	1 4 号線	千 葉 街 道	4,738	11.8~38.0m	92,165	100
		京 葉 道 路	4,100	21.0m	86,100	100
	3 5 7 号線（高速湾岸線含む）		5,970	100.0m	597,000	100
	4 6 4 号 線		2,361	7.6~13.3m	26,405	100
	小 計		17,169	4 路線	801,670	100
県 道	主 要	1 市川松戸線	2,594	9.9~28.9m	48,091	100
		6 市川浦安線	11,663	6.0~30.7m	222,260	100
		9 船橋松戸線	4,325	3.9~18.6m	42,947	100
		50 東京市川線	715	20.5~38.5m	26,322	100
		51 市川柏線	3,000	6.4~15.2m	31,646	100
		59 市川印西線	2,259	6.0~12.4m	26,275	100
	一 般	179 船橋行徳線	2,844	5.7~20.0m	26,716	100
		180 松戸原木線	3,121	7.8~26.0m	43,714	100
		202 本八幡停車場線	124	18.0m	2,455	100
		264 高塚新田市川線	3,629	5.6~23.3m	30,065	100
		283 若宮西船市川線	4,933	10.8~20.0m	83,691	100
	市松有料（松戸原木線に含まれる）		3,050	7.8~26.0m	42,198	100
	小 計		39,207	11 路線	584,182	100
合 計		784,150	3,036 路線	6,091,077	...	

注：国・県道の数値は平成 8 年 3 月 31 日現在

道路敷面積は法面を含む面積である。

市松有料とは、旧市川松戸有料道路のこと。現在は無料となっている。

### ●都市計画道路

都市計画道路は、都市構造の骨格を形成するとともに、日常生活や産業活動のための交通機能、都市の発展を誘導する市街地形成機能、公共公益施設の収容及び良好な住環境を形成する等の空間機能などを有している。都市計画道路網は、幹線道路として機能している国道及び主要地方道をベースに有機的に連絡するように道路が配置され、全体として格子状の道路パターンを形成している。また、広域通過交通と地域内交通との分割を図り、効率よい交通ネットワークの実現に向け、事業の推進を図っている。

現在、市川市の都市計画道路は 40 路線、延長 117.54 km が都市計画決定されているが、現在の整備率は約 42%（約 49km）という低い状況である。

都市計画道路一覧表

番号	名称 路線名 (主):主要地方道 (県):県道	位置		幅員(m)	整備状況				整備率 %	備考
		起点	終点		総延長 約(m)	整備済 約(m)	概成済 約(m)	未整備 約(m)		
1・2・1	高速湾岸線	塩浜3丁目	高谷	30.0	4400	4400			100.0	
1・2・2	高速外かく環状線	北国分1丁目	高谷	35.1	9690			9690	0.0	事業中(国)
3・5・1	南八幡八幡線 (主)市川浦安線(一部)	南八幡5丁目	八幡3丁目	14.0	830	320	500	10	38.6	
3・1・2	東京湾岸道路市川線 国道357号	塩浜3丁目	二俣	100.0	5970	5670	300		95.0	事業中(国)
3・1・3	外かく環状線 国道298号	北国分1丁目	田尻	60.0	10110			10110	0.0	事業中(国)
3・1・4	稲越国府台線	稲越町	国府台5丁目	40.0	2800			2800	0.0	
3・1・5	大町線 「北千葉道路」	大町	大町	40.0	2350			2350	0.0	
3・1・6	京葉港線	二俣	二俣新町	40.0	1860	1860			100.0	
3・2・7	高谷新町海岸線	田尻	高谷新町	30.0	1700		1220	480	0.0	
3・2・8	南行徳海岸線 (主)東京市川線(一部)	相之川1丁目	塩浜4丁目	30.0	3310	3310			100.0	
3・3・9	柏井大町線	柏井町1丁目	大町	22.0	4400			4400	0.0	事業中(県)
3・4・10	国府台須和田線	国府台1丁目	須和田1丁目	21.0	1580			1580	0.0	
3・4・11	市川駅前線	市川1丁目	真間5丁目	20.0	1500	60		1440	4.0	
3・4・12	北国分線	北国分町	北国分町	20.0	930	570		360	61.3	
3・4・13	二俣高谷線	二俣1丁目	高谷	20.0	1660			1660	0.0	事業中(県)
3・4・14	大洲平田線	大洲2丁目	平田4丁目	20.0	900			900	0.0	
3・4・15	本八幡駅前線 (主)市川柏線(一部)	八幡2丁目	大野町3丁目	18.0	5300	230		5070	4.3	事業中(県)
3・4・16	船橋松戸線 (県)松戸原木線「旧市松有料」(一部)	若宮3丁目	大野町1丁目	18.0	2800		1300	1500	0.0	
3・4・17	富浜塩焼線	富浜2丁目	塩焼2丁目	18.0	810	810			100.0	
3・4・18	浦安鎌ヶ谷線 (主)市川浦安線(一部)	新井2丁目	大野町4丁目	18.0	11780	10030	170	1580	85.1	事業中(市)
3・4・19	市川二俣線 (県)若宮西船市川線「産業道路」	市川2丁目	二俣1丁目	16.0	6080	5200	450	430	85.5	
3・4・20	市川松戸線 (主)市川松戸線	市川2丁目	国府台5丁目	16.0	3050	820	850	1380	26.9	
3・4・21	市川船橋線 国道14号	市川2丁目	高石神	16.0	4100	850	3250		20.7	
3・4・22	二俣二俣新町線	二俣	二俣新町	16.0	1160	1080		80	93.1	
3・4・23	田尻二俣線	田尻5丁目	二俣	16.0	3140	1460		1680	46.5	
3・4・24	塩焼南行徳線	下妙典	南行徳3丁目	16.0	3700	3700			100.0	
3・4・25	湊海岸線 (主)市川浦安線(一部)	湊	塩浜1丁目	16.0	2730	1850	560	320	67.8	
3・5・26	鬼高若宮線 (主)市川印西線「木下街道」(一部)	鬼高3丁目	若宮3丁目	15.0	3180			3180	0.0	事業中(県)
3・5・27	本八幡駅南口線	南八幡4丁目	南八幡4丁目	15.0	490		490		0.0	
3・5・28	国分下貝塚線 (県)高塚新田市川線	国分5丁目	下貝塚1丁目	12.0	1690		730	960	0.0	
3・6・29	市川大洲線	市川1丁目	市川南2丁目	11.0	900	500	400		55.6	
3・6・30	市川菅野線	市川3丁目	東菅野2丁目	11.0	2750	2450		300	89.1	
3・6・31	菅野若宮線	菅野3丁目	若宮2丁目	11.0	3700	2470	200	1030	66.8	
3・6・32	市川鬼高線	市川南3丁目	鬼高3丁目	11.0	3900		800	3100	0.0	
3・5・33	市川駅南口線	市川南1丁目	市川南1丁目	14.0	200		100	100	0.0	
3・4・34	新行徳駅前線	塩浜3丁目	塩浜2丁目	20.0	260	200		60	76.9	
3・4・35	塩浜線	塩浜2丁目	塩浜2丁目	16.0	600	600			100.0	
3・3・36	堀之内駅前線	北国分町	北国分町	22.0	100	100			100.0	
3・4・37	堀之内線	北国分町	北国分町	16.0	470	470			100.0	
3・4・38	妙典駅前線	下妙典	下妙典	17.0	660	660			100.0	
合 計					117540	49670	11320	56550	42.3	

## ●道路の整備

### ◆市施行事業

事業名	事業年度	事業費	整備延長	買収対象面積	買収面積	買収率
都市計画道路3・4・18号整備事業	H7～27	百万円 31,732	m 1,580	m <sup>2</sup> 22,666.19	m <sup>2</sup> 21,395.96	% 94.4
大町レクリエーションゾーン整備事業 (市道0238号)	H18～25	百万円 721	m 880	m <sup>2</sup> 3,553.81	m <sup>2</sup> 2,988.80	% 84.1
春木川左岸道路整備事業	H8～23	百万円 786	m 約1,310	m <sup>2</sup> 1,344.29	m <sup>2</sup> 1,176.16	% 87.5
派川大柏川両岸道路整備事業	H12～21	百万円 580	m 約1,500	m <sup>2</sup> 1,609.80	m <sup>2</sup> 477.50	% 29.7
主要地方道市川柏線交通安全施設等整備事業 (県からの受託事業)	H10～23	百万円 約2,200	m 約350	m <sup>2</sup> 2,800.00	m <sup>2</sup> 1,632.21	% 58.3
市川大野駅周辺整備事業	H18～22	百万円 497	m 288	m <sup>2</sup> 1,457.19	m <sup>2</sup> 1,385.78	% 95.1

### ◆県施行事業

事業名	事業年度	事業費	整備延長	買収対象面積	買収面積	買収率
都市計画道路3・5・26号整備事業 (県施行による道路整備事業)	H11～24	百万円 約6,290	m 約465	m <sup>2</sup> 8,704	m <sup>2</sup> 7,687	% 88.3
都市計画道路3・3・9号整備事業 (県施行による道路整備事業)	H13～26	百万円 約3,540	m 約520	m <sup>2</sup> 12,947	m <sup>2</sup> 9,616	% 74.3
妙典架橋(県施行による事業)	H7～27	百万円 約10,200	m 約1,300	m <sup>2</sup> 約12,100	m <sup>2</sup> 約11,181	% 約92

### ◆「道路維持事業」「道路改良事業」「交通安全施設」における実績

単位:千円

	概略説明	種別	平成20年度	平成21年度	平成22年度
道路維持補修	市内の道路を常に良好な状態に維持し、その機能を保持するための舗装	決算額	87,900	145,842	147,494
		延長 m	1,775	2,824	4,723
		箇所数	8	13	21
道路新設改良	段差の解消や安全性、快適性の確保など歩行者利用の多い区間を優先して歩道整備を行う	決算額	221,009	309,623	254,772
		延長 m	1,882	2,443	2,391
		箇所数	14	10	12
道路側溝	市民生活環境の改善を図るため排水不良地区の新設改良を行う	決算額	166,770	162,263	153,818
		延長 m	3,508	2,797	3,219
私道整備	市民生活環境の改善を図るため私道整備要綱により整備を図る	決算額	15,524	6,697	6,481
		延長 m	461	195	296
交通安全施設 (カーブミラー新設)	交通事故を未然に防止するため交差点等に設置する	決算額	3,902	3,852	4,079
		設置件数	58基	57基	56基
交通安全施設 (カーブミラー補修)	カーブミラーの破損、脱落等の補修をする	決算額	1,698	1,032	3,210
		補修箇所	49	14	39
交通安全施設 (カーブミラー面調)	接触等によりずれたカーブミラーの角度調整をする	決算額	560	605	325
		調整箇所	62	67	36
道路照明灯修繕	夜間における歩行者、自転車、車両等の安全を確保する	決算額	20,989	22,667	22,080
		補修箇所	561箇所	516箇所	536箇所

## ●道路の管理

### ◆事業実績

関連事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
道路施設修繕事業	166件	203件	237件
道路通行障害物撤去事業	12本	8本	2本
電線類地中化事業	0m	1,000m	0m
放置車両撤去事業	47台	47台	37台
不法看板等撤去事業	154日	154日	154日
道路台帳整備(補正)事業	0km	4.67km	3.47km
道路区域線(境界)確定事業	2.35km	4.06km	2.45km
道路境界確定(一般申請)事業	15.35km	6.34km	7.22km
法定外公共物の譲与申請事業		3件	2件
市川市道路工事連絡協議会	6回開催	6回開催	6回開催
道路工事施行承認申請の処分	291件	246件	312件
道路占用許可申請の処分	2,983件	2,956件	3,118件
屋外広告物の設置許可申請の処分	87件	78件	93件
市道路線の認定及び廃止手続き	1.18km	4.44km	0.95km

### ◆道路施設に係る市民要望に対する処理状況

要望の内容	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	要望	処理	率	要望	処理	率	要望	処理	率
道路舗装 補修関係	778	751	96.5	858	845	98.5	867	814	93.9
側溝等 補修関係	124	91	73.4	128	123	96.1	147	121	82.3
側溝等蓋 補修関係	371	386	104.0	427	413	96.7	410	413	100.7
安全柵 補修関係	177	177	100.0	198	193	97.5	173	179	103.5
その他 (施設関係)	525	507	96.6	550	521	94.7	602	556	92.4
側溝等 清掃関係	504	571	113.3	510	573	112.4	554	529	95.5
合計	2,479	2,483	100.2	2,671	2,668	99.9	2,753	2,612	94.9

※処理件数が、要望件数を上回っているのは、当該年度以前の要望に対する処理件数も含まれているため。

## ●地籍調査

### ○地籍調査事業とは

市道のうち、官民境界が確認されているのは約3割に止まっている。このため、用地買収に時間がかかったり、近隣で住民に紛争が生じたりすることがある。また、大災害が起これると土地の境界復元が困難となると予想される。そのため、土地の境界を確認し、測量して記録を残す必要がある。

地籍調査事業は、一筆毎の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する事業である（国土調査法第2条第5項）。

官官・官民境界のみの調査・測量を優先する市街地緊急地籍調査事業を中心に市川市では行うこととしている。国が1/2を、県が1/4を、市が1/4を負担する。

### ○地籍調査の工程

- A工程 地籍調査事業計画・事務手続
- B工程 地籍調査事業準備（実施組織の確立、補助金申請、趣旨の普及など）
- C工程 地籍図根三角測量（平成15年度に市内全域で実施済み）
- D工程 地籍図根多角測量
- E工程 一筆地調査（調査図素図等の作成、現地調査、立会、境界杭の設置など）
- F工程 地籍細部測量
- G工程 地積測定
- H工程 地籍図及び地籍簿の作成

### ○地籍調査の進捗

年度	事業名	調査区域	実面積(km <sup>2</sup> )	換算面積(km <sup>2</sup> )*	累計(km <sup>2</sup> )
平成15	地籍図根三角測量	河川等を除く市全域	41.00	2.05	2.05
平成16	市街地緊急地籍(官民)	田尻1(D, E1工程)	0.17	0.02	2.07
平成17	都市再生地籍(官民)*	田尻1(E2~H工程)	0.17	0.07	2.14
	都市再生地籍(包括)*	田尻1(E2~H工程)	0.04	0.01	2.15
平成18	都市再生地籍(官民)*	田尻2(D~E1工程)	0.11	0.01	2.16
	都市再生地籍(包括)*	真間1(D~H工程)	0.01	0.01	2.17
平成19	都市再生地籍(官民)*	田尻2・3(D~H工程)	0.17	0.08	2.25
	都市再生地籍(官民)*	原木1(D~E1工程)	0.17	0.02	2.27
平成20	都市再生地籍(官民)*	原木(E2~H工程)	0.17	0.08	2.35
	都市再生地籍(官民)*	宮久保(D~E1工程)	0.12	0.01	2.36
平成21	都市再生地籍(官民)*	宮久保1・2(D~H1工程)	0.14	0.07	2.43
	都市再生地籍(官民)*	堀之内1(D~E1工程)	0.15	0.02	2.45
平成22	都市再生地籍(官民)*	堀之内1(E2~H工程)	0.15	0.07	2.52
	都市再生地籍(官民)*	大和田1(D~E1工程)	0.11	0.01	2.53

\* 換算面積とは、C工程を完了するとその区域の5%の作業が完了したものとして、実面積に5%を乗じた面積をいう。他の工程にも同様に換算面積率が設定されている。

\* 事業名で「官民」とは官民境界のみを先行して調査する事業をいい、「包括」とは民境界までの調査測量を包括的に民間に委託する事業をいう。

### ○市川市測量標の管理及び保全に関する要綱

公共測量や分筆の際の地積測量図の作成は世界測地系で行わなければならないことになった（測量法第11条、不動産登記規則第77条）。これに伴い、平成16年度に国が設置した街区三角点と街区多角点が平成19年に移管された。要綱を定め、道路工事等で基準点を一時撤去して復元する場合等で、原因者負担を明確にした。

### ○市内の世界測地系の基準点数

区分	1級基準点	地籍図根三角点	街区三角点	街区多角点	街区多角点 補助点	図根多角点	区画整理内 3級基準点
地上	15	15	28	2,505	1978	372	16
屋上	11	108	6	0	0	1	0
計	26	123	34	2,505	1978	373	16

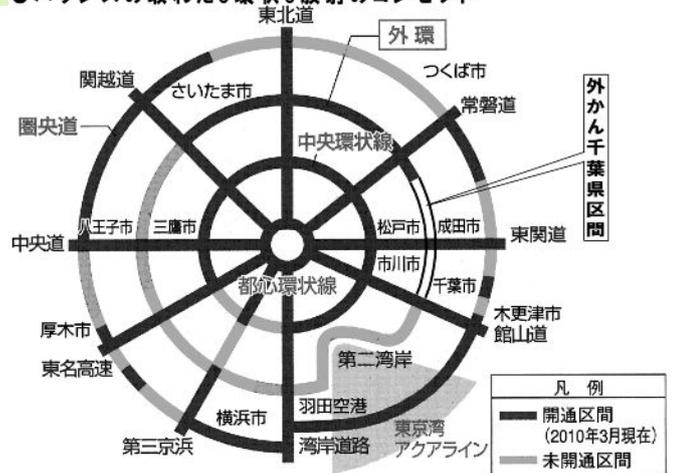
# ●外環道路

外環全体計画図



● バランスの取れた3環状9放射のコンセプト

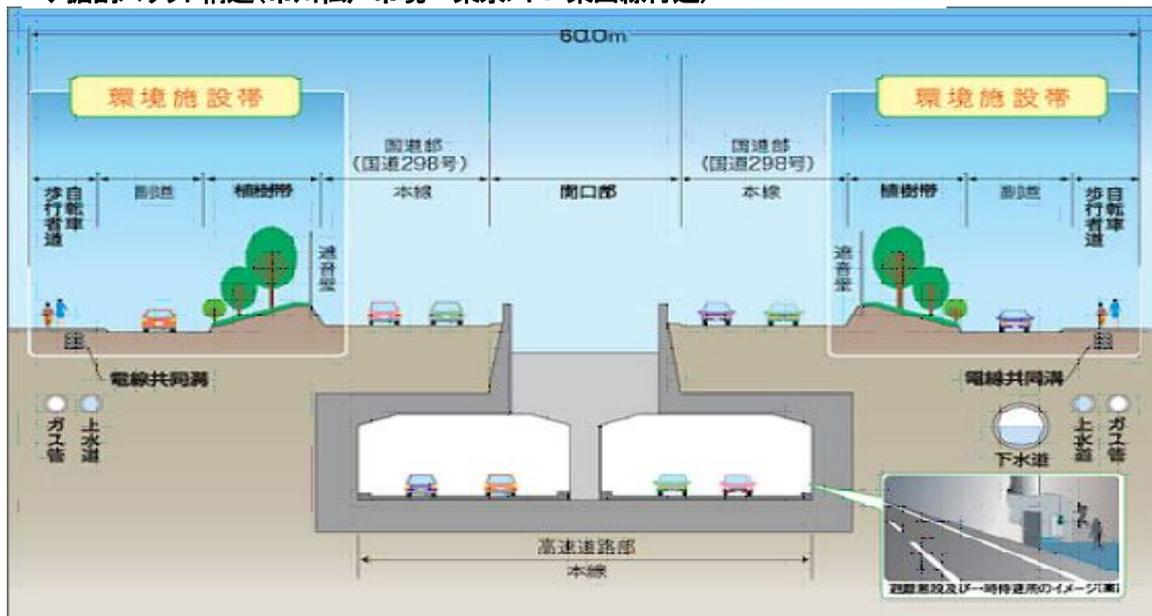
混雑を極める首都圏の交通事情。その解消のための中核となるのが「3環状9放射」ネットワーク構想である。これを構成する1つの道路「東京外かく環状道路」(外環)は、都心から約15kmの圏域を環状に連絡する延長約85kmの道路である。この道路は、放射方向の幹線道路を相互に連結して、都心方向に集中する交通を円滑に分散導るとともに、都心に起終点を持たない交通をバイパスさせる等の役割を果たすものである。



## ◆都市計画の概要

種別		一般部	専用部
名称	番号	3. 1. 3	1. 2. 2
	路線名	外かく環状線	高速外かく環状線
位置	起点	北国分1丁目	北国分1丁目
	終点	田尻	高谷
区域	主な経過地	大和田3丁目	大和田3丁目
	延長	約10,110m	約9,690m
構造	構造形式	地表式、嵩上式	堀割式、地表式、嵩上式
	標準幅員	60m	35.1m

◆掘割スリット構造(市川松戸市境～東京メトロ東西線付近)



◆用地の取得状況

平成 22 年 11 月末現在 千葉県全体 98% (松戸市を含む千葉県区間 12.1km)

◆完成までのスケジュール



外環道路は、平成 27 年度の供用開始を目途に事業を進めています。現時点での用地取得状況を踏まえ、国は一日も早い市内の交通環境の改善のため、早期に効力を発揮すると見込まれる区間の一般部(国道 298 号)を区間 1 から区間 3 に分け整備を進め、平成 20 年 3 月 22 日に区間 1 として国道 6 号から主要地方道市川松戸線まで開通しました。また、平成 21 年 8 月 8 日には、区間 2 として国道 298 号の一部が、国道 357 号から県道市川浦安線まで開通しました。

工事の進捗状況は、東京湾岸道路と接続する高谷 JCT、小塚山トンネル、京葉道路や鉄道の交差点部など市内のほぼ全線において着手されています。

◆市の関連組織

- |                           |                  |          |
|---------------------------|------------------|----------|
| 1 東京外郭環状道路特別委員会 (市議会)     | 昭和 6 2 年 1 2 月設置 | 1 1 名で構成 |
| 2 市川市東京外郭環状道路対策協議会 (庁内組織) | 昭和 6 3 年 1 月設置   | 1 7 名で構成 |

◆用地の有効活用

市が国土交通省より借用している買収用地は、17 箇所、約 0.43ha となっている。(23.3.31 現在)

- |           |        |       |          |
|-----------|--------|-------|----------|
| <内訳> 学校農園 | : 1 箇所 | 市道拡幅部 | : 1 2 箇所 |
| 自転車駐輪場    | : 3 箇所 | その他   | : 1 箇所   |

# 3-3. 交 通

## ●交通施設の整備（鉄道・バス・駐車場）

### ○鉄道

市川市内における鉄道は、中心部にJR総武本線、京成本線、都営地下鉄新宿線、行徳地区に東京メトロ東西線、南部にJR京葉線、大野・柏井地区にJR武蔵野線、大町・北国分地区に北総線の7路線約30.1km16駅が整備されている。

鉄 道 路 線 名	開 通 年 月 日	市 内 延 長	駅 名	開 業 年 月 日	所 在 地	乗 降 客 数 (一日平均)		
						19 年 度	20 年 度	21 年 度
東日本旅客鉄道株 総武本線	M27. 7. 20	約4.3Km	市川駅	M27. 7. 20	市川1-1-1	117,454	117,446	117,706
			本八幡駅	S10. 9. 1	八幡2-17-1	117,018	116,380	116,132
東日本旅客鉄道株 武蔵野線	S53. 10. 2	約2.9Km	市川大野駅	S53. 10. 2	大野3-1423	22,896	22,872	22,520
東日本旅客鉄道株 京葉線	S63. 12. 1	約8.5Km	市川塩浜駅	S63. 12. 1	塩浜2-2	10,354	10,986	11,388
			二俣新町駅		二俣新町3-4	9,598	10,500	10,272
京成電鉄株 京成本線	T 3. 8. 30	約4.6Km	国府台駅	T 3. 8. 30	市川3-30-1	10,735	10,740	11,144
			市川真間駅		真間1-11-1	8,007	7,899	7,653
	T 4. 11. 3		菅野駅	T 4. 11. 3	菅野2-7-1	4,476	4,586	4,245
			京成八幡駅		八幡3-2-1	31,775	32,121	32,068
		鬼越駅	S10. 8. 3	鬼越1-5-5	4,578	4,614	4,734	
東京地下鉄株 東西線	S44. 3. 29	約5.8Km	南行徳駅	S56. 3. 27	相之川4-17-1	50,652	50,712	50,161
			行徳駅	S44. 3. 29	行徳駅前2-4-1	54,919	55,552	54,566
			妙典駅	H12. 1. 22	富浜1-2-10	44,666	45,635	45,144
東京都交通局 新宿線	H元. 3. 19	約2.0Km	本八幡駅	H元. 3. 19	八幡2-16-13	65,386	66,978	68,220
北総鉄道株 北総線	H 3. 3. 31	約2.0Km	北国分駅	H 3. 3. 31	堀之内3-21-1	7,095	7,358	7,408
			大町駅			大町175	1,635	1,643

\*数値は市川市統計年鑑による

### ◆東京10号線延伸新線

都営新宿線本八幡駅～新鎌ヶ谷駅間約9.3kmを結ぶ東京10号線延伸新線については、平成12年1月の運輸政策審議会第18号答申において「沿線の開発状況等を見極めつつ、その整備を検討する」こととされ、千葉県、市川市、鎌ヶ谷市による「東京10号線延伸新線促進検討委員会」が事業実現化に向けた調査・検討を実施している。

しかし、事業採算性の見通しや費用対効果、関連する北総鉄道への影響等、課題が山積している。

### ◆京成沿線整備

京成本線は、市域を東西方向に平面で通ることから、踏切による交通渋滞や事故の発生などの誘因となっている。

立体化については、平成19年度には、京成本線沿線のまちづくり構想案や5つの立体化案等について、市民アンケート調査を実施し、平成20年度には、市民意見交換会やシンポジウムを開催している。また、学識経験者で構成する「京成本線の立体化及び沿線整備に関する有識者委員会」を設置し、専門的見地から整備手法等の検討が行われ、市に提言書が提出された。

今後は、まちづくりという視点も含めて提言内容や市民意向等を踏まえ、市としての方向性を見出していくとともに関係機関と協議を進めていく。

## ○路線バス

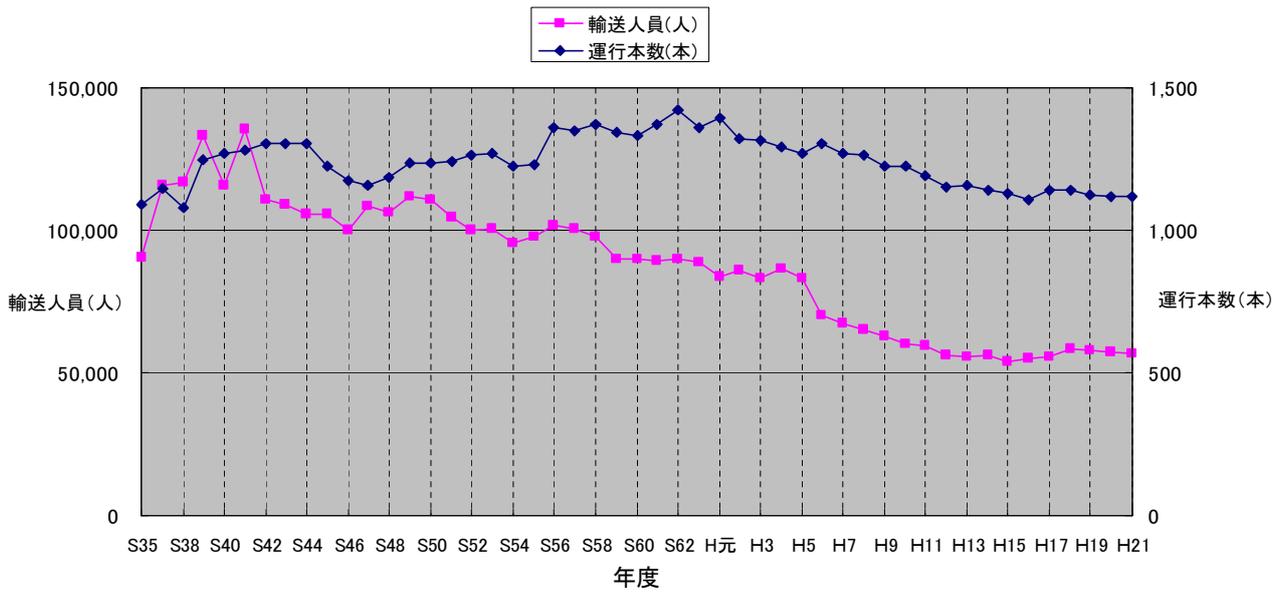
現在、市内には京成バス 10 路線、京成トランジットバス 5 路線、東京ベイシティ交通 2 路線の計 17 路線のバスが運行されているが、バス利用者は昭和 41 年の 1 日当り 13 万 5 千人をピークに減少を続けていたものの、現在はほぼ横這いの状態で推移している。

## ◆市内バスの 1 日平均旅客輸送状況

路線名	運行本数					輸送人員					
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
総 数	1,141	1,138	1,126	1,119	1,117	55,714	58,509	57,763	57,262	56,531	
市川 駅	国分線	172	172	172	161	161	8,615	8,972	8,401	8,190	7,894
	中国分線	38	38	39	43	43	1,567	1,511	1,645	1,815	1,973
	市川線	184	184	178	178	178	15,151	15,937	15,780	15,250	15,621
	富貴島線	54	54	54	54	54	2,374	2,552	2,435	2,592	2,527
	大洲線	60	60	60	60	60	2,035	1,947	1,902	1,860	1,619
本八 幡 駅	高塚線	144	144	139	139	139	8,631	8,972	8,905	8,552	8,455
	鬼越線	35	35	34	34	34	752	725	722	918	900
	浦安線	94	94	94	94	94	3,858	4,190	4,219	4,237	4,249
	原木線	22	19	19	19	17	486	465	420	371	271
	市川北高線	86	86	82	82	82	4,445	4,653	4,747	4,580	4,505
そ の 他	行徳線	107	107	107	107	107	1,784	2,522	2,581	2,575	2,310
	柏井線	20	20	24	24	24	1,031	950	811	1,022	943
	臨港線	42	42	41	41	41	1,037	1,058	1,073	1,038	1,058
	南行徳線	83	83	83	83	83	3,948	4,055	4,122	4,262	4,206

注：駅に入構する運行本数のみ計上

\* 数値は市川市統計年鑑による



○コミュニティバス

コミュニティバスは、導入に関する市の考え方、運行を開始する場合の手順や基準、そして地域の方々・運行事業者・市の三者の役割分担や協働体制を示したコミュニティバス運行指針により運営する。

○自動車駐車場対策

都市内の交通手段として自動車が効率的に利用されるためには、自動車の保管場所（車庫）、移動のための空間（道路）及び目的地での駐車スペース（駐車場）が整備されていることが必要である。このため、本市では、駅周辺の自動車交通が著しく混雑、集中する地区で道路の効用を確保し、駐車場の整備と建築物の駐車施設の附置等を総合的に講ずるため、平成3年2月に駐車場整備地区の都市計画決定をしている。

また、当該地区における、駐車場の整備に関するマスタープランとして、「駐車場整備計画」を平成14年3月に策定した。

◆駐車場整備地区

地区名	面積	都市計画決定年月日	告示番号
市川駅周辺駐車場整備地区	約29ha	平成3年2月26日	市川市告示第14号
本八幡駅周辺駐車場整備地区	約32ha		
行徳駅周辺駐車場整備地区	約32ha		
南行徳駅周辺駐車場整備地区	約32ha		
合計	約125ha		

「市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例（平成21年7月1日施行。以下、「宅地開発条例」と言う。）」に基づく自動車駐車場の協議台数等

(平成22年度実績)	
※宅地開発条例に基づく協議台数	2,076台(事前協議件数:88件)
(平成21年度実績)	
①宅地開発条例に基づく協議台数	1,009台(事前協議件数:58件)
②ワンルーム・中高層に関する要綱に基づく協議台数	57台(事前協議件数:17件)
(平成20年度実績)	
①宅地開発条例に基づく協議台数	918台(事前協議件数:68件)
②ワンルーム・中高層に関する要綱に基づく協議台数	126台(事前協議件数:40件)
(平成19年度実績)	
①宅地開発条例に基づく協議台数	2,561台(事前協議件数:76件)
②ワンルーム・中高層に関する要綱に基づく協議台数	177台(事前協議件数:54件)
(平成18年度実績)	
①宅地開発条例に基づく協議台数	2,133台(事前協議件数:90件)
②ワンルーム・中高層に関する要綱に基づく協議台数	201台(事前協議件数:46件)

※平成21年7月1日より、ワンルーム・中高層に関する要綱は、宅地開発条例に統合。

## ●放置自転車対策

自転車対策については、『自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例』『自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例』の2本立てで行っている。

『自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例』は、①自転車等駐車場を『公の施設』として位置付け、②自転車等駐車場の料金を『施設使用料』とし、施設の位置や整備建設費に基づき無料を含めた4種の使用料金〔第1種自転車等駐車場は月額で一般2,100円、第2種一般1,575円、第3種一般1,050円、(高校生以下半額、原動付自転車倍額)、第4種無料、第5種2時間まで無料以降2時間ごと100円1日500円上限〕を設定、③自転車等駐車場の使用許可条件や使用上の禁止事項、不正使用の排除を盛り込むなど管理の充実化を図っている。『自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例』では、放置禁止区域を定め、放置自転車等の撤去を行い、又はその処分を定めるとともに一定の建物について駐輪施設の設置を義務付けるなど放置対策の実効性を確保している。

現在の市営自転車等駐車場の整備状況は、全体で13駅3バス停に46施設・収容可能台数35,880台分を整備している。この内、有料施設は9駅28施設24,220台分、無料施設は9駅3バス停18施設11,660台分がある。

駅周辺の放置対策では、①自転車等駐車場の整備 ②放置自転車等の撤去処分 ③街頭指導員の配置 ④自転車等利用者の安全利用の励行と不要不急自転車の利用自粛 以上の4点を柱として進めている。

放置対策を行うにあたっては、①地域商店会等との連携を図り放置防止に関する啓発活動を実施、②街頭指導員による駐輪場への誘導強化と③撤去作業の強化により安心して安全な歩道の確保に努めている。

また、観光型のレンタサイクル事業として、「街かど回遊レンタサイクル」を平成18年11月より実施している。

### ◆自転車等駐車場整備状況 (平成22年4月1日現在)

#### (1) 有料施設9駅28施設

駅	施設数	延床面積㎡	整備台数
市川	5施設	7,040.57	5,360
八幡3駅	11施設	10,619.41	7,760
下総中山	1施設	1,620.00	1,400
市川大野	5施設	2,592.87	2,230
行徳	2施設	5,572.00	5,180
南行徳	3施設	1,934.69	1,490
市川塩浜	1施設	1,035.00	800
合計	28施設	30,414.54	24,220

#### (2) 無料施設10駅3バス停18施設

駅	施設数	延床面積㎡	整備台数
市川	2施設	3,715.00㎡	2,450台
八幡	2施設	3,781.70㎡	3,130台
原木中山	1施設	1,419.42㎡	880台
行徳	2施設	1,368.58㎡	1,200台
南行徳	2施設	1,956.60㎡	1,680台
二俣新町	2施設	1,022.00㎡	800台
市川塩浜	1施設	504.00㎡	400台
国府台	2施設	406.73㎡	350台
北国分	1施設	807.00㎡	500台
国分高バス停	1施設	153.35㎡	80台
国分バス停	1施設	298.50㎡	160台
一本松バス停	1施設	38.95㎡	30台
合計	18施設	15471.83㎡	11,660台

◆歩道等を利用した自転車置場設置状況

[東西線南行徳駅] (機械式設置台数計：267台)

設置場所	設置台数	形態	料金	備考
第1自転車置場	63台	機械ラック式	2時間無料 その後8時間毎に100円	ロータリー
第2自転車置場	117台	〃	〃	行徳駅寄り高架脇
第3自転車置場	42台	〃	〃	市民センター前
第4自転車置場	45台	〃	〃	今井橋通り側
第5自転車置場	450台	平置き	無料	第3駐輪場脇
計	717台			

◆放置禁止区域の指定のある駅周辺の放置自転車と処分の状況

年度	一日あたりの の放置台数	撤去台数	引渡台数	引取率%	売却台数	リサイクル 台数
18	3,996台	14,824台	3,853台	26.0%	14,994台	682台
19	3,551台	13,751台	3,699台	26.9%	14,453台	560台
20	2,657台	11,824台	2,509台	21.2%	11,373台	388台
21	1,442台	9,751台	1,850台	19.0%	11,311台	195台
22	1,062台	9,594台	1,635台	17.4%	7,341台	103台

※市川、八幡、市川大野、妙典、行徳、南行徳の各駅。

※「一日あたりの放置台数」は、各年度11月の晴天の平日午前11時に計測。

※破碎及び売却台数は、放置禁止区域外で撤去した自転車を含む。

◆街かど回遊レンタサイクル

年度	施設数	設置台数	利用台数	年間利用日数	利用日数1日あたり
19	6	65台	10,791台	360日	30台
20	7	80台	15,775台	359日	44台
21	7	80台	15,851台	359日	44台
22	7	80台	16,912台	359日	47台

※平成18年11月3日開始。

## 3-4. 市街地の整備

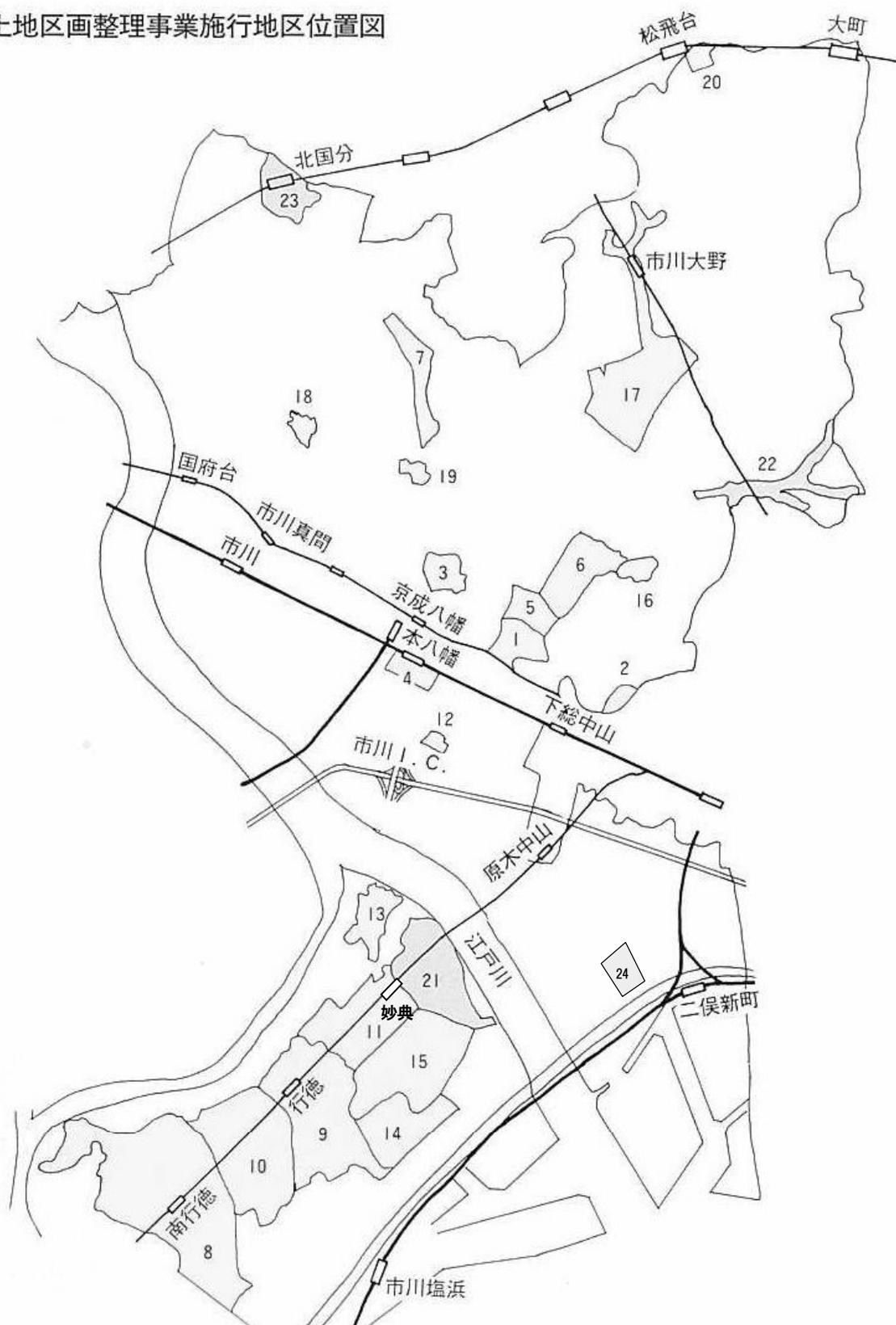
### ●土地区画整理事業

土地区画整理事業は、道路、公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図ることを目的としている。市川市では、人口の都市集中化に対処し、新市街地における有効な土地利用を図るため、昭和12年以降、組合施行により24地区、約854.01ha（市街化区域面積3,976haの約21.5%）の事業が既に完了している。

#### ◆市川市土地区画整理事業一覧表

番号	組合名	設立認可 年月日	施行面積 (m <sup>2</sup> )	事業 年度	減歩率 (%)		解散認可 年月日	組合員数
					公共	合算		
1	市川第一	S12. 1. 11	139,273.00	S11-24	—	—	S25. 3. 22	—
2	市川第二	S12. 8. 27	30,414.00	S12-24	—	—	S25. 3. 25	—
3	菅野	S13. 6. 15	103,845.00	S13-24	—	—	S25. 3. 22	—
4	本八幡	S14. 6. 30	93,585.00	S14-26	—	—	S26. 12. 26	—
5	北方	S26. 2. 19	145,889.00	S25-35	—	—	S35. 4. 26	66
6	子の神	S37. 6. 30	313,467.14	S37-44	7.32	19.89	S44. 12. 19	123
7	百合台	S40. 8. 10	217,781.05	S40-43	6.49	19.21	S44. 2. 1	122
8	南行徳第一	S41. 8. 12	1,766,633.38	S41-48	0.89	19.46	S49. 2. 27	765
9	南行徳第三	S41. 8. 22	1,043,353.64	S41-50	2.50	17.98	S51. 2. 20	587
10	南行徳第二	S43. 3. 30	870,627.85	S42-48	4.31	19.20	S49. 3. 27	772
11	行徳	S43. 6. 12	531,229.43	S43-49	5.92	19.44	S50. 3. 28	350
12	南八幡	S44. 12. 10	35,195.00	S44-48	14.72	25.01	S49. 2. 1	28
13	行徳北部	S44. 12. 18	181,642.02	S44-50	12.41	22.74	S51. 3. 30	124
14	行徳南部	S45. 10. 22	389,379.39	S45-53	2.29	23.16	S53. 12. 19	269
15	行徳中部	S46. 12. 1	715,621.07	S46-54	8.13	26.17	S55. 1. 18	494
16	美濃輪	S47. 11. 30	58,174.59	S47-54	6.05	24.66	S55. 3. 25	37
17	大野	S48. 9. 5	726,816.89	S48-H5	13.16	28.74	H 5. 9. 24	990
18	国分	S49. 5. 11	44,648.81	S49-52	18.09	27.22	S52. 7. 15	36
19	宮久保	S50. 9. 2	33,060.90	S50-54	17.23	26.71	S55. 2. 15	39
20	大町	H 2. 1. 24	24,448.83	H1- 5	34.29	38.33	H 6. 3. 3	17
21	妙典	H 1. 1. 24	500,481.18	S63-H12	19.56	28.58	H12. 11. 21	311
22	柏井	H 1. 5. 12	176,605.48	H1-20	10.09	33.61	H21. 3. 13	149
23	堀之内	H3. 3. 1	250,625.28	H2-11	29.52	38.39	H12. 3. 24	95
24	原木西浜	H13. 11. 27	147,309.73	H13-20	11.69	47.24	H21. 2. 10	15

土地区画整理事業施行地区位置図



## ●市街地再開発事業

市川市では、本八幡駅北口地区（約3.3ha）を組合施行（一部民間施行）で、市川駅南口地区（約2.6ha）を市施行で市街地再開発事業を実施してきている。

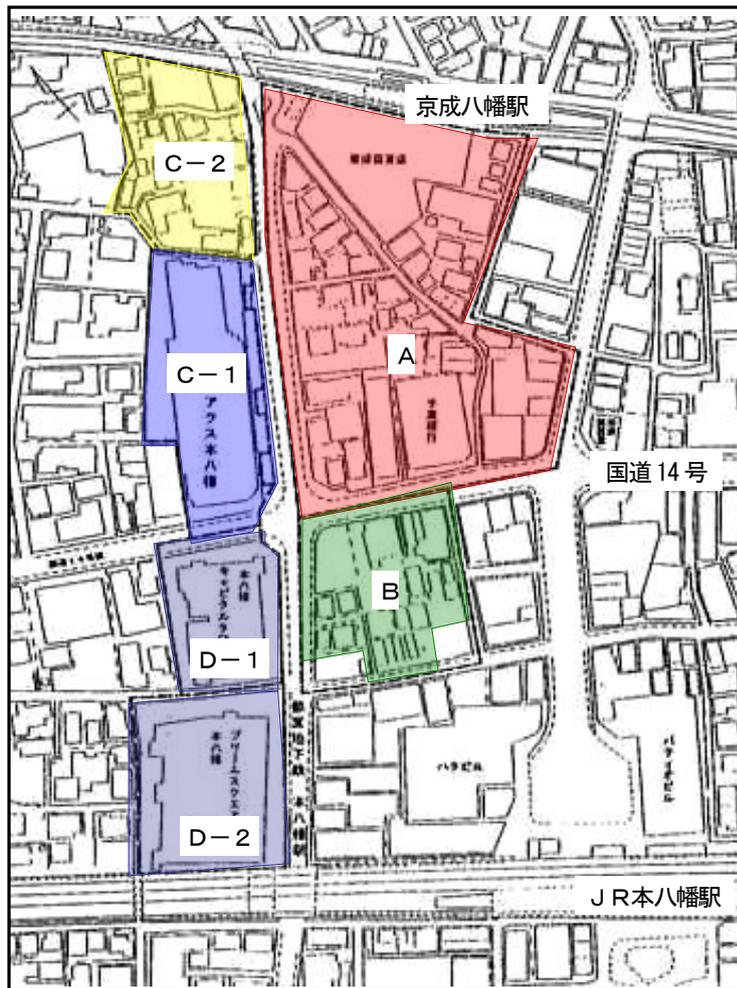
本八幡駅北口地区のうち約1.1haについては平成2年3月に第一種市街地再開発事業が都市計画決定され、その後都市計画の変更を行いながら事業の推進が図られている。

本八幡A地区は平成18年3月に都市計画決定を行い、平成19年5月に組合設立認可、平成22年1月に権利変換計画認可を受け、平成22年8月より本体工事に着手している。また、本八幡B地区は優良建築物等整備事業で平成20年度に竣工した。

市川駅南口地区は平成22年1月に施設建築物、平成22年3月に駅前広場の工事が完了した。

### ○本八幡駅北口地区再開発事業

本八幡駅北口再開発事業を進めるにあたっては、当該地区を6地区に分けて整備を進めている。



### ◆地区面積と進捗状況

地区名	地区面積(m <sup>2</sup> )	敷地面積(m <sup>2</sup> )	進捗状況
A 地区	14,055	11,640	事業中
B 地区	3,924	2,870	事業完了
C-1地区	4,269	3,598	事業完了
C-2地区	4,100	3,500	事業凍結
D-1地区	2,697	2,357	事業完了
D-2地区	3,729	3,239	事業完了
合計面積	32,774	27,288	

◆本八幡駅北口再開発事業の状況

		A地区	B地区	C-1地区	C-2地区	D-1地区	D-2地区
現況		平成22年 工事着手	工事完了	工事完了	凍結中	工事完了	工事完了
事業種別		第1種市街地 再開発事業 (組合施行)	優良建築物等 整備事業	第1種市街地 再開発事業 (組合施行)	未定	第1種市街地 再開発事業 (組合施行)	第1種市街地 再開発事業 (組合施行)
地区面積		約1.4ha	約0.4ha	約0.4ha	約0.4ha	約0.27ha	約0.37ha
敷地面積		11,643.3㎡	2,869.55㎡ (都計道除)	3,598㎡		2,357㎡	3,239㎡
用途地域		商業地域	商業地域	商業地域	商業地域	商業地域	商業地域
許容建ぺい率 ・容積率		70% 600% 高度利用地区による	100% 750% 総合設計活用による	80% 550% 高度利用地区による	80% 400%	80% 550% 高度利用地区による	80% 550% 高度利用地区による
建築面積		7,706.49㎡ (約66.1%)	1,560.6㎡ (54.4%)	2,608㎡(72%)		1,338㎡ (57%)	2,371㎡(73%)
延床面積(容対)		66,532.85㎡ (571.43%)	21,456.8㎡ (747.7%)	17,500㎡ (486%)		12,906㎡ (547%)	16,874㎡ (520%)
延床面積(全体)		89,124.99㎡	29,112.7㎡	19,300㎡		15,595㎡	21,577㎡
規模・構造 (最高の高さ)		S・RC・SRC造 (約144m) 地上40階 地下2階	RC造 (約119m) 地上34階 地下2階	SRC造 (約27m) 地上9階 地下2階		RC造 (約87m) 地上24階 地下2階	RC造 (約79m) 地上24階 地下2階
主要用途		住宅:465戸 店舗:10,388㎡ 業務:10,657㎡	住宅:250戸 店舗:1,562㎡ 業務:-	住宅:89戸 店舗:1,260㎡ 業務:5,440㎡		住宅:108戸 店舗:1,304㎡ 業務:-	住宅:122戸 店舗:3,726㎡ 業務:-
付帯施設	駐車場	392台	89台	120台		76台	76台
	駐輪場	1,870台 (内公共分 約900台)	454台	131台		652台 (内公共分 500台)	254台
公共用途床		未定 (うち駐輪場 約950㎡)	-	約500㎡ (研修所等)		約800㎡ (駐輪場)	-
公益用途床			95.6㎡ (地下鉄接続)	-		-	-
権利関連	土地建物 所有者数	68人	4人	23人		19人	24人
	借地権者数	16人	10人	11人		2人	6人
	借家権者数	77人	2人	0人		3人	3人
	計	161人	16人	34人		24人	33人

○市川駅南口地区第一種市街地再開発事業

◆地区概要

全体面積		計	約 2.6 ha	都市計画制限	
公共敷地	駅前広場		約 4,220 m <sup>2</sup>	A街区	B街区
	都市計画道路		約 138 m	建蔽率	80%
	区画道路(1～4号)		約 415 m	容積率	600% 700%
施設敷地	A街区		約 10,440 m <sup>2</sup>	壁面 後退	3m 2m
	B街区		約 6,170 m <sup>2</sup>		4m 2～5m
	小計		約 16,610 m <sup>2</sup>		4～5m 3m

◆事業の経緯

昭和54年度	再開発基礎調査 (A調査)
昭和57年度	市街地再開発等調査 (B調査)
昭和63年度	市・公団基本協定締結
平成5年3月	都市計画決定 A地区－公団施行：商業＋住宅施設 ・告示 B地区－市施行：商業・業務施設
平成8年度～	施設計画見直し着手 (A・B地区共)
平成11年度	公団法改正、都市基盤整備公団に改組 一地区市施行型計画案、事業計画案策定
平成12年4月	市・公団旧協定廃棄、新協定締結
平成12年12月	都市計画変更
平成13年2月	特定事業参加者協定締結 (都市基盤整備公団)
平成13年3月	再開発事業施行条例の公布
平成13年4月	事業協力者の募集・選定・協定締結
平成14年2月	事業計画決定
平成14年3月	特定事業参加者契約締結 (都市基盤整備公団)
平成15年2月	都市計画変更
平成15年3月	事業計画変更
平成15年4月	権利変換計画縦覧 (10月再縦覧)
平成15年12月	権利変換計画決定
平成16年2月	権利変換期日
平成16年4月～	仮設店舗建設、既存建物の除却・整地
平成16年12月	特定建築者公募
平成17年3月	特定建築者の県承認・決定
平成17年8月	施設建築物 (B街区) 工事着工
平成17年10月	施設建築物 (A街区) 工事着工
平成20年9月	施設建築物 (B街区) 工事完了
平成21年1月	施設建築物 (A街区) 工事完了
平成22年1月	ペDESTリアンデッキ 開設
平成22年3月	駅前広場 開設

◆施設概要

区 分		A 街 区	B 街 区	計
全体計画	建築面積	約 7,200 m <sup>2</sup>	約 4,500 m <sup>2</sup>	約 11,700 m <sup>2</sup>
	延床面積	約 85,400 m <sup>2</sup>	約 55,000 m <sup>2</sup>	約 140,400 m <sup>2</sup>
	建蔽率・容積率	約 69%・約 600%	約 73%・約 700%	
	建物高さ	約 160m	約 130m	
	階数	地下 2 階 地上 45 階建	地下 2 階 地上 37 階建	
用途	住宅施設	地上 4～44 階	地上 10～37 階	住戸数 約 970 戸
	商業施設	地下 1 階、 地上 1～2 階	地上 1～2 階	
	公益施設	地上 3、4 5 階	地上 3 階	
	高齢者施設	—	地上 4～9 階	
	その他	駐車、駐輪施設		

航空写真（平成 2 1 年 1 月下旬）



## ●行徳臨海部のまちづくり

市川市の行徳臨海部には、市川二期地区計画の中止により生じた、様々な都市課題がある。本市では、三番瀬の再生と行徳臨海部のまちづくりの実現に向けて、これらの課題解決に取り組んでいる。

### 《三番瀬の再生と行徳臨海部のまちづくりの実現に向けて》

本市と船橋市地先の海域（三番瀬・さんばんぜ）には、これまで市川二期地区・京葉港二期地区計画として埋立が計画されていた。

平成13年9月、堂本千葉県知事が、計画の中止と「自然環境の保全と地域住民が親しめる里海の再生を目指す新たな計画を、県民参加のもとに作り上げる」ことを表明した。これを受け、本市としては、これまでの基本姿勢に沿って、市議会や行徳臨海部まちづくり懇談会での議論、そして市民の意見をとりまとめ、平成14年12月に「市川市行徳臨海部基本構想」を策定した。現在、三番瀬の再生と行徳臨海部の課題解決、そしてまちづくりの実現を目指した取り組みを続けている。

#### (1) 海（三番瀬）の再生

三番瀬の自然環境は、漁業活動など人の利用と共存することで維持されてきたが、海域の一部は、周辺の埋立事業で生じた不自然な地形や、埋立に伴う海砂の採取による人工滞などの地形的な影響により、著しく変化している。

千葉県では、平成16年1月に「三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）」から提出された「三番瀬再生計画案」を受け、「三番瀬再生会議」（学識経験者、地元住民、漁業関係者、環境団体、地元の経済会・産業界関係者、その他公募による委員で構成）を平成16年12月に設置し、平成18年12月に「三番瀬再生計画（基本計画）」、平成19年2月に「三番瀬再生計画（事業計画）」、平成23年4月に「三番瀬再生計画（新事業計画）」を策定した。

#### (2) 江戸川左岸流域下水道第一終末処理場計画地

本行徳石垣場・東浜地区は、昭和48年3月に「江戸川左岸流域下水道第一終末処理場」の計画地として千葉県が都市計画決定をしたが、地権者の強い反対などにより、県は建設を断念し、埋立計画地へ位置の変更を明言しながらも、都市計画制限を課し続けてきた。

その結果、当地には、大量の残土（約63万 $\text{m}^3$ ）が無秩序に堆積され、ほこりや大型車の通行などにより、地域住民の生活環境は著しく悪化している。地権者や地域住民から、早期解決を求める要望書が提出され、その課題解決と将来の土地利用の方策について早急な結論が求められていた。

第一終末処理場については、埋立計画の中止にともない、平成14年12月に千葉県知事が当初の計画地での処理場建設を表明した。その後、処理場を含めた本地区全域の将来の土地利用について、地権者や周辺自治会長の代表と千葉県、市川市による「江戸川第一終末処理場計画地検討会」（平成15年3月設置）での議論を踏まえて、終末処理場敷地ゾーン（30.3ha）、地域コミュニティゾーン（3.3ha）、地権者土地活用ゾーン（12.5ha）に分けた土地利用計画を策定した。現在は処理場の用地買収を進めており、買収が完了しだい処理場建設を進めていくことになる。

#### (3) 地域コミュニティゾーン整備

千葉県が行う江戸川第一終末処理場建設事業に合わせ、隣接地（約3.3ha）を「地域コミュニティゾーン」と位置づけ、市川市が主体となって用地買収及び施設整備を行い、行徳地域における福祉、スポーツ、防災等の拠点として整備を図って行く計画である。

地域コミュニティゾーンの土地利用については、行徳地区に不足している公共施設を整備する。

再検討にあたっては、平成14年12月に策定した行徳臨海部基本構想を基本とするとともに当区域に隣接する江戸川第一終末処理場建設地内に整備予定の「終末処理場の水と緑の拠点ゾーン」、「終末処理場の上部利用で計画されているスポーツ施設」、更には、「人と水と緑のネットワーク構想」などを踏まえ検討・調整した結果、土地利用については、公園、運動施設、福祉施設とすることで土地利用計画の構想案をまとめた。

これに基づき、公園については都市計画決定による事業認可、並びに運動施設及び福祉施設については土地収用法による事業認定を受け、用地買収を進めてきたところである。今後は、土地の造成計画や施設の具体的な計画を検討していく予定である。

#### (4) 塩浜護岸の恒久的整備

塩浜護岸は、本来、二期埋立が完了した時点で埋立地の前面に高潮堤を築造し、海岸保全区域を指定して千葉県が管理するものであるとの認識に基づき、昭和 44 年の県市の協定により、現在、本市が管理している。しかし、鋼矢板による暫定的な護岸の腐食、老朽化が進み、管理用通路の陥没等危険な状態になっていることから、現在、立入禁止の措置を講じている。

なお、海岸保全区域の指定の前提となる「海岸保全基本計画」の策定については、平成 14 年 12 月と平成 15 年 2 月に、現水際線の塩浜護岸に指定し直すべきとの「市長の意見」を提出していたが、千葉県では、平成 16 年 1 月に円卓会議が提案した「三番瀬再生計画案」を受け、塩浜 2・3 丁目については、平成 16 年 6 月に公共海岸及び海岸保全区域に指定・告示した。

平成 17 年度には、三番瀬再生会議と連携しながら、「市川海岸塩浜地区護岸検討委員会」が設置され、護岸改修事業に向けた具体的な検討がはじまり、平成 18 年度より、塩浜 2 丁目の護岸改修工事に着手し、平成 25 年度の完成を目指している。

塩浜 1 丁目については、三番瀬再生計画（事業計画）に「護岸の安全確保の取り組み」が位置付けられ、不確定であった市川漁港の改修位置が現漁港区域内で改修を図っていく方針が定まったことと平成 21 年 1 月に県より、「県が市の支援を受けながら主体で整備する」旨の回答があり、平成 21 年度より親水性護岸整備に向けての調査・設計に取り組み、平成 23 年度より工事に着手し、平成 25 年度完成を目指している。

#### (5) 市川漁港の整備

市川漁港は、市川二期埋立計画により暫定的に建設されたために狭隘で老朽化も著しいことから、早急な整備が求められている。平成 18 年度に市川漁港整備基本計画を策定し、漁港整備位置を決定するとともに、漁港の規模や主要施設の配置、構造等について検討を進めて来た。

今後は、「安全で夢があり、漁業者と市民が共存共栄できる漁港」を基本として、将来の港勢等を考慮し、各施設の配置、規模、構造を決定する。そして、実施設計、事業認可等を経て、早期の工事着工を目指して行く。

#### (6) JR市川塩浜駅周辺の再整備

昭和 58 年に京葉線が旅客化され、駅周辺の再整備の機運が高まり、昭和 61 年の市川二期地区基本計画（案）の提示を受け、再整備計画（対象面積約 80ha）を検討してきたが、平成 13 年 9 月に埋立計画が中止となったため、改めて、三番瀬の再生と連携したまちづくりを基本として、再整備計画の具体的な検討を進めている。

平成 14 年 6 月に地元企業が「市川市塩浜協議会まちづくり委員会」を発足させ、「市川塩浜まちづくり方針」を発表し、官民協働して計画づくりに取り組んでいる。一方市は、平成 17 年 8 月に「塩浜地区まちづくり基本計画」をまとめ、塩浜地区の将来像、役割についての方向性を示した。平成 19 年 6 月には先行地区 12ha の地権者と市川市で協働して塩浜のまちづくりに取り組むため「市川塩浜地区第 1 期まちづくり推進協議会」を設立し、土地区画整理事業での基盤整備の推進を図ることとなった。その後、平成 22 年 4 月に組織名を「市川塩浜第 1 期土地区画整理事業準備会」に変更し、平成 22 年 12 月には、準備会が土地区画整理事業認可のための委託業者を決定し、契約を締結した。今後は、平成 23 年度末の事業認可の取得に向け、関係地権者とともに事業の推進を図って行く。

なお、平成 15 年 7 月に、JR 市川塩浜駅の南側（海側）に「市川市三番瀬塩浜案内所」を設置した。この施設は、市川塩浜駅周辺のまちづくりが本格化するまでの市所有地の暫定利用の一つである。施設内容としては、三番瀬や市川塩浜駅周辺のまちづくりに関連する活動や環境学習のための「多目的用途室」と、関連する資料や三番瀬の再生に向けた実験などの内容を展示する「三番瀬展示室」を備えている。

年 月 日	地元組織および権利者	千葉県・市川市
昭和 46 年	4 月 26 日	市川市塩浜協議会の設立塩浜 1～4 丁目会員 5 6 社
昭和 63 年	9 月 9 日	市川市塩浜再開発協議会の設立塩浜 1～3 丁目会員 3 1 社
平成 5 年	3 月	(県) 市川二期地区土地造成基本計画の決定 (約 4 7 0ha)
平成 11 年	6 月 9 日	(県) 市川二期埋立て計画見直し案発表 (約 9 0ha)
平成 12 年	4～5 月	塩浜駅周辺整備に関する意向確認塩浜 2～3 丁目、3 7 社対象 (市で調査実施)
	7 月 4 日	都市基盤整備公団と行徳臨海部における再生計画の策定に関する基本協定
	8 月 10 日	国土庁調査の個別調査会議へ地権者の代表として出席 (株三橋鉄工所、小松川鋼機株、再開発事務局) 国土庁の「低・未利用地有効活用臨時緊急調査」に選定され、調査を開始
	10 月 12 日	策定協議会特別委員：5 社選出 行徳臨海部再生計画策定調査の開始 (市発注)
平成 13 年	9 月 26 日	(県) 知事が埋立てに係る方針について表明 (埋立て中止)
平成 14 年	5 月 15 日	市川市塩浜協議会総会で再開発協議会を発展解消し新たにまちづくり委員会設立
	10 月 29 日	「市川塩浜まちづくり方針」・「市川塩浜 2 丁目まちづくり方針」決議
	12 月	市川市行徳臨海部基本構想発表
平成 15 年	7 月 2 日	市川塩浜地区第 1 期まちづくり推進準備会設立
	11 月 28 日	まちづくりプロポーザル結果通知 (事業協力者として 2 グループを選定)
	12 月 26 日	(財) 日本経済研究所へ RFP 手法導入に向けた「基本コンセプト策定調査」を委託
平成 16 年	1 月 22 日	三番瀬再生計画検討会議が千葉県知事へ「三番瀬再生計画案」を提出
	3 月 16 日	市川都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を都市計画決定
平成 17 年	1 月 31 日～ 2 月 25 日	地権者意向調査の実施 塩浜地区まちづくりの考え方 (案)・先行整備エリアに対する意見、
	3 月	都市再生モデル調査「環境再生と産業再生が一体となった三番瀬に向き合う街づくり調査」を策定・公表
	8 月 1 日	「塩浜地区まちづくり基本計画 市川市」決定・公表
平成 19 年	6 月 1 日	市川塩浜地区第 1 期まちづくり推進協議会設立
平成 22 年	4 月 23 日	まちづくり推進協議会を市川塩浜第 1 期土地区画整理事業準備会に名称変更
	12 月 24 日	市川塩浜第 1 期土地区画整理事業調査設計業務委託契約

## (7) 行徳近郊緑地特別保全地区 (行徳鳥獣保護区)

行徳臨海部は、昭和 40 年代はじめまで、水辺の鳥の飛来地として国際的に有名であったことから、この地区は市川一期埋立に際し、鳥類の生息地を保全するために確保された。昭和 45 年に行徳近郊緑地特別保全地区として指定され、市街地に残った貴重な自然の水辺空間として造成された。

近年は、千葉県、市川市、NPO 法人行徳野鳥観察舎友の会などが協力し、渡り鳥が群れ飛んでいた行徳の原風景の再生と、内陸性湿地の復活を目指している。今後は、三番瀬及びその周辺地域との環境的なつながりに配慮し、再整備については、施設の管理者である県と協議を続け、保全に努めていく。

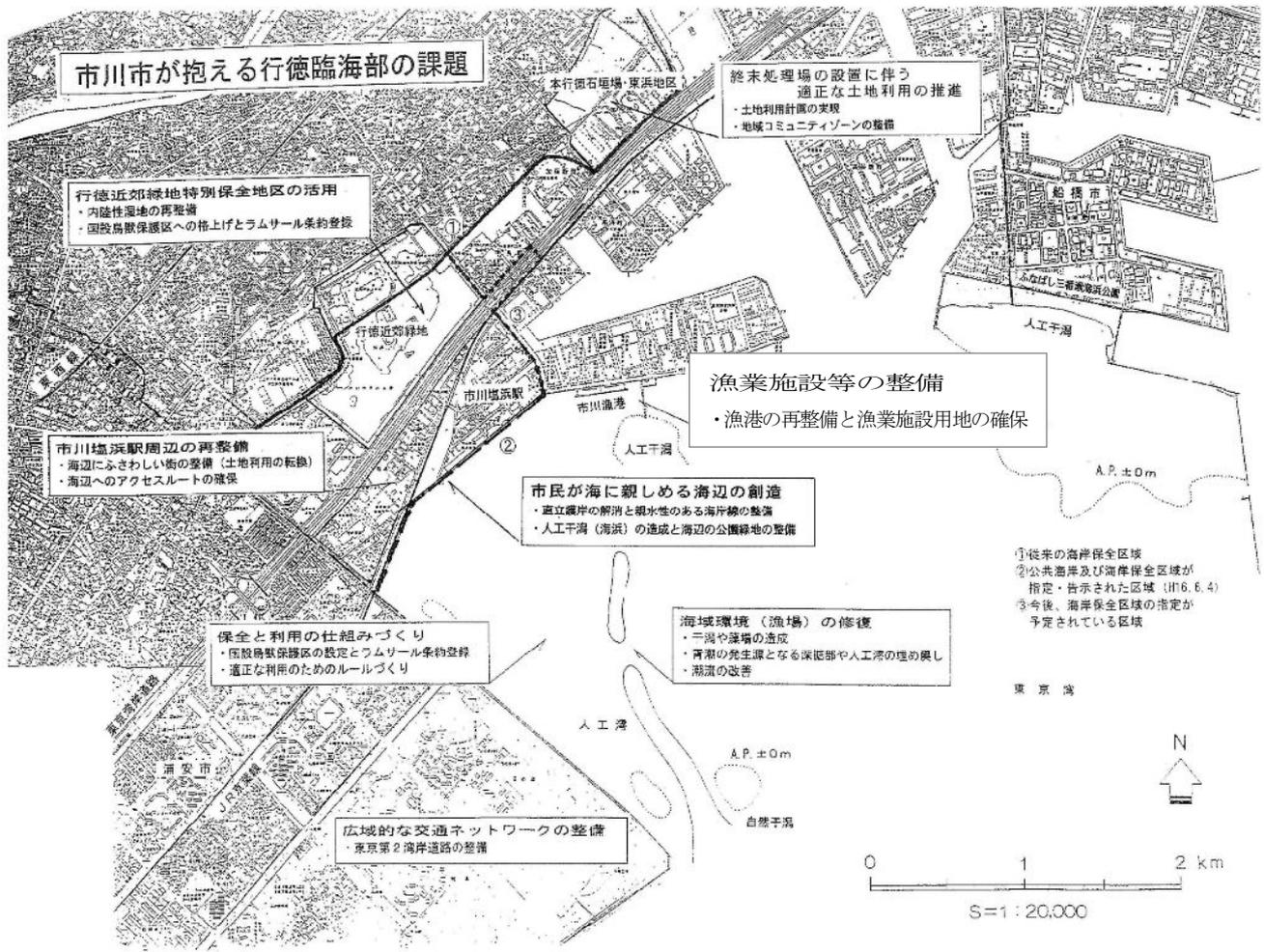
## 《今後の取り組み》

今後は、行徳臨海部の課題解決と「市川市行徳臨海部基本構想」(平成 14 年 12 月策定)、「塩浜地区まちづくり基本計画」(平成 17 年 8 月策定)の実現に向けて、千葉県が実施する「三番瀬再生計画 (新事業計画)」に本市の基本構想、基本計画の内容が実現できるよう、引き続き千葉県や国などの関係機関へ働きかけるとともに、NPO との協働による各種イベントや「行徳臨海部まちづくり懇談会」などを通じて、三番瀬の再生と行徳臨海部のまちづくりに市民とともに取り組んでいく。

## 【行徳臨海部の課題に係る主な経緯】

年 月 日	内 容
昭和36年	京葉臨海工業地帯造成計画の構想の一環として、市川市行徳地先の埋め立てが位置付けられる。
昭和44年 3月～	市川一期地区埋立免許取得、市川市地先の埋立事業が始まる。(昭和49年竣工)
昭和45年 5月	首都圏近郊緑地保全法による行徳近郊緑地保全地域(約83ha)の指定
昭和47年11月	浦安二期地区埋立免許取得、浦安二期地区の埋立事業が始まる。(昭和55年竣工)
昭和48年 3月	江戸川左岸流域下水道江戸川第一終末処理場を本行徳石垣場・東浜地区に都市計画決定(県知事決定) 地権者の反対等により県は処理場を埋立地に計画すると説明
昭和63年12月	JR京葉線開通、市川塩浜駅が開業
平成 5年 3月	市川二期地区・京葉港二期地区土地造成基本計画(計740ha)が決定、千葉県環境会議に同造成計画に係る環境保全計画書が提出される。
平成 8年 1月	市川二期地区・京葉港二期地区土地造成基本計画に係る環境の補足調査の現地調査開始(H9.12終了)
平成10年12月17日	市川二期埋め立て計画の変更について決議(市川市議会)
平成11年 3月25日	「自然との共生を踏まえ、夢のある市川二期埋立計画の実現へ向けた決議」を議決(市川市議会)
平成11年 6月 9日	県が「市川二期地区・京葉港二期地区計画の見直し案」(面積101ha)を発表
平成12年 1月25日	行徳地区自治会連合会(27自治会)が県知事あてに「市川市本行徳地先石垣場の残土問題の早期解決についての要望書」を提出、市長あてに「石垣場残土問題の早期解決についての要望書」を提出(10,348名の署名を添付)
平成12年 2月28日	県が県環境会議に「市川二期地区・京葉港二期地区土地造成計画の見直し計画案」(造成面積計101ha)を報告
平成12年 9月21日	「市川二期地区埋立計画を中心に臨海部の夢のあるまちづくりの実現に向けた決議」を議決(市川市議会)
平成12年10月30日	「市川市行徳臨海部まちづくり懇談会」設置、第1回会議開催(学識者、市民団体、周辺住民、地元企業等の代表者ら委員15名で構成)
平成13年 4月 5日	堂本知事が就任
平成13年 4月19日	市川市、船橋市、浦安市の三市が「三番瀬保全再生連絡協議会」を設置
平成13年 4月26日	「市川市行徳臨海部対策本部」設置
平成13年 9月19日	「市川の海と行徳臨海部の課題解決に向けた決議」を議決(市川市議会)
平成13年 9月26日	堂本知事が県議会で埋立計画の白紙撤回を正式に表明
平成13年11月 7日	県が市川市に対して本行徳石垣場・東浜地区における下水道終末処理場計画の検討について協力要請
平成14年 1月28日	第1回「三番瀬再生計画検討会議(円卓会議)」開催(千葉県)
平成14年 2月17日	「市川市行徳臨海部まちづくりシンポジウム」開催(テーマ:市川市民が考える「三番瀬と再生とまちづくり」)
平成14年 9月20日	「石垣場・東浜地区の課題解決に向けた決議」を議決(市川市議会)
平成14年 9月29日	第2回「行徳臨海部まちづくりシンポジウム」を市川市民会館にて開催(市川市)
平成14年12月 4日	県知事が市川市本行徳石垣場・東浜地区に下水道終末処理場を設置することを表明
平成14年12月10日	「市川市行徳臨海部基本構想」決定
平成14年12月25日	三番瀬再生計画検討会議が千葉県知事に「三番瀬の再生に向けての中間とりまとめ」を提出
平成15年1月29・30日	「市川市本行徳石垣場・東浜地区の江戸川第一終末処理場計画地に係る千葉県と市川市合同説明会」を地権者を対象に開催
平成15年 3月27日	第1回「江戸川第一終末処理場計画地検討会」開催(千葉県・市川市)
平成15年 4月 8日	三番瀬の本「三番瀬の再生に向けて―地元市川市の挑戦―」販売開始(市川市)
平成15年 6月24日	「行徳臨海部特別委員会」の設置を決定(市川市議会)
平成15年 7月22日	「市川市三番瀬塩浜案内所」を開設(市川市)
平成15年11月27～29日	「江戸川第一終末処理場計画地の土地利用計画案全体説明会(千葉県・市川市合同)」を市川市にて開催

平成16年 1月22日	三番瀬再生計画検討会議が「三番瀬再生計画案」をとりまとめ知事に提出
平成16年 6月 4日	塩浜2・3丁目部分の海岸を「公共海岸」及び「海岸保全区域」に指定・告示
平成16年12月24日	第1回「漁場再生検討委員会」開催（千葉県）
平成16年12月27日	第1回「三番瀬再生会議」開催（千葉県）
平成17年 8月 1日	「塩浜地区まちづくり基本計画」策定（市川市）
平成18年 1月13日	「市川市塩浜護岸改修事業に係る千葉県三番瀬再生計画（事業計画）」確定（千葉県）
平成18年 1月17日	江戸川左岸流域下水道都市計画変更の告示（千葉県）
平成18年 3月	塩浜護岸の工事に着手（千葉県）
平成18年 3月23日	江戸川左岸流域下水道都市計画事業認可変更の告示（千葉県）
平成18年12月20日	「千葉県三番瀬再生計画（基本計画）」策定（千葉県）
平成19年 2月19日	「千葉県三番瀬再生計画（事業計画）」策定（千葉県）
平成23年 4月 8日	「千葉県三番瀬再生計画（新事業計画）」策定（千葉県）



## ●まちづくり交付金事業

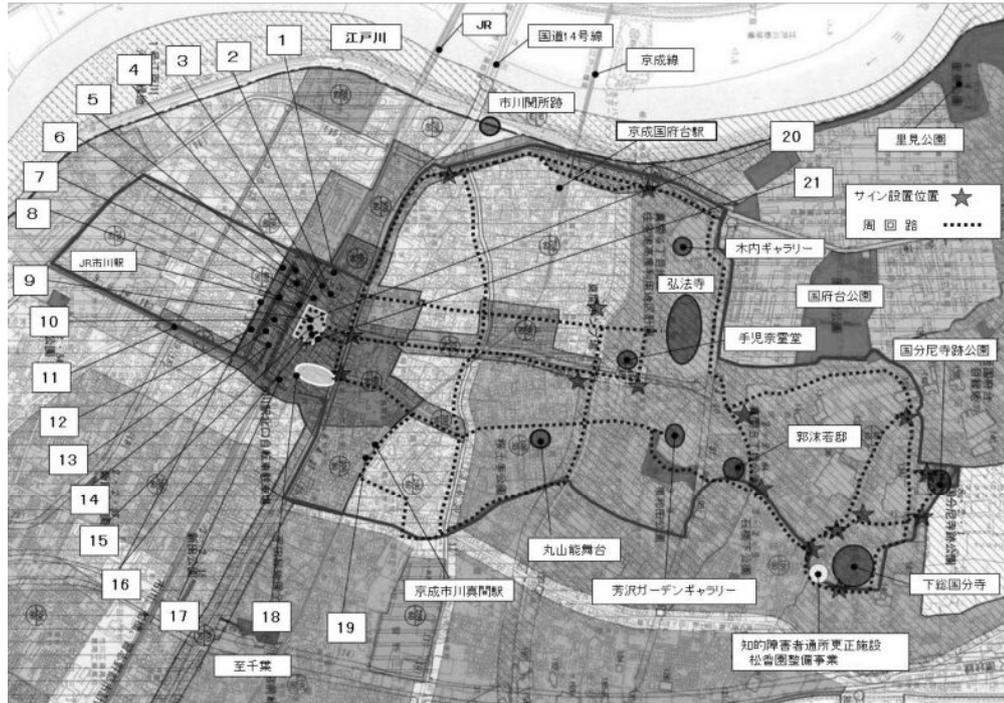
まちづくり交付金の目的は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれる「まちづくり」を実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図っていくもので、平成17年度から、この「まちづくり交付金制度」を活用した、市川駅周辺地区及び旧行徳市街地地区の整備事業を進めてきた。

### ○市川駅周辺地区整備事業（事業期間：平成17年度から21年度）

目標：ともに築く魅力あふれる街市川の創造

事業面積：185ha ・ 事業費：12,104百万円 ・ 交付金（国費）充当額：4,841千円

実施事業：



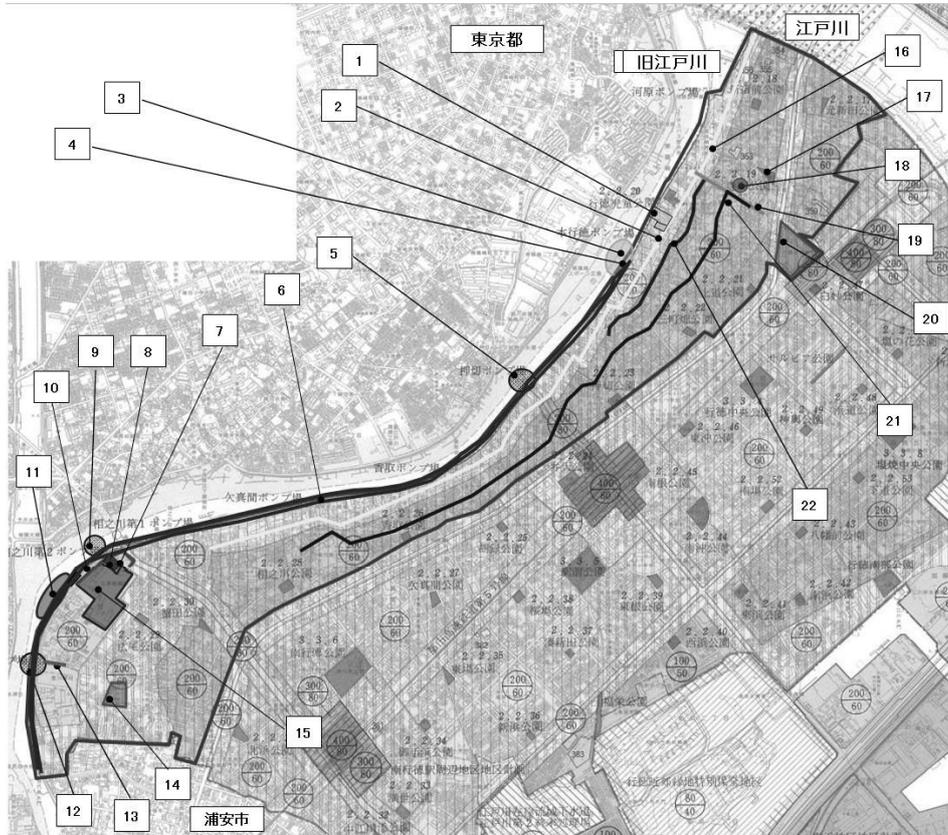
番号	事業	番号	事業
1	基幹事業（道路）：市道5010号	13	基幹事業（市街地再開発事業）：市川駅南口地区（施設建築物）
2	基幹事業（道路）：市道5002号	14	提案事業（地域創造支援事業）：歩行者通路整備（再開発区域）
3	基幹事業（道路）：市道5011号	15	基幹事業（地域生活基盤事業）：防火水槽の設置
4	基幹事業（道路）：区画道路1号（市道0219号）	16	提案事業（地域創造支援事業）：防犯カメラの設置
5	基幹事業（道路）：区画道路2号（市道5010号）	17	基幹事業（道路）：市道5182号
6	基幹事業（道路）：市道5012号	18	基幹事業（道路）：交通バリアフリー特定経路歩道整備（市道5013号）
7	関連事業：防災カメラの設置	19	関連事業：駅施設のバリアフリー化（エレベーターの設置）
8	提案事業（地域創造支援事業）：市民交流プラザ整備（再開発区域）	20	基幹事業（高質空間形成事業）：モニュメントの設置
9	基幹事業（道路）：市川駅北口駅前広場	21	関連事業：自転車駐車場の設置
10	基幹事業（高次都市施設事業）：歩行者専用デッキ整備（再開発区域）	その他	提案事業：街かどミュージアム都市づくり事業（周回路におけるサイン設置）
11	基幹事業（道路）：交通バリアフリー特定経路歩道整備：市道0119号		
12	関連事業：都市計画道路3・5・33号（再開発区域） 都市計画道路3・5・33号（再開発区域外）		

○旧行徳市街地地区整備事業（事業期間：平成17年度から21年度）

目標：歴史的景観整備、緑地空間の拡大と避難拠点等の整備を市民と共に推進する

事業面積：159ha ・ 事業費：9,180百万円 ・ 交付金（国費）充当額：4,051百万円

実施事業：



番号	事業	番号	事業
1	基幹事業（地域生活基盤事業）：避難拠点の耐震補強（本行徳公民館）	11	関連事業：特定地域堤防機能高度化事業、都市河川総合整備事業
		12	基幹事業（地域生活基盤事業）：新井ポンプ場整備
2	提案事業（地域創造支援事業）：南消防署行徳出張所の耐震補強	13	基幹事業（道路）：市道9021号整備、市道9416号整備 基幹事業（高質空間形成事業）：新井緑道延伸整備
3	関連事業：特定地域堤防機能高度化事業、都市河川総合整備事業	14	基幹事業（地域生活基盤事業）：避難拠点の耐震補強（新井小学校）
4	基幹事業（高質空間形成事業）：常夜灯周辺地区整備 基幹事業（地域生活基盤事業）：常夜灯周辺地区情報板整備 提案事業（地域創造支援事業）：常夜灯免震装置設置	15	基幹事業（公園）：広尾防災公園整備事業 提案事業（地域創造支援事業）：広尾防災公園内の案内板設置
		16	基幹事業（地域生活基盤事業）：歴史的街並み地区情報板整備
5	基幹事業（地域生活基盤事業）：押切ポンプ場整備	17	基幹事業（高質空間形成事業）：寺町公園整備
6	基幹事業（高質空間形成事業）：旧江戸川遊歩道照明灯整備	18	提案事業（地域創造支援事業）：徳願寺山門整備
7	提案事業（地域創造支援事業）：消防出張所整備の用地取得、福祉施設整備(用地)	19	基幹事業（高質空間形成事業）：寺町通り景観整備 基幹事業（道路）：市道0211号（寺町通り）
8	関連事業：消防出張所整備、福祉施設整備	20	基幹事業（地域生活基盤事業）：避難拠点の耐震補強（行徳小学校）
9	基幹事業（地域生活基盤事業）：相之川第2ポンプ場整備	21	基幹事業（高質空間形成事業）：内匠堀景観整備
10	基幹事業（道路）：市道9001号整備、9026号整備、9037号整備	22	基幹事業（高質空間形成事業）：権現道整備



## 3-5. 水と緑・公園

### ●水辺の環境整備

水辺は潤いと安らぎをもたらすだけでなく、都市空間の貴重なオープンスペースや、様々な生きものの生息空間として欠くことができないものである。都市化の進んだ市川市の河川・水辺環境を市民が十分に親しめる空間となるよう周辺の地域環境にふさわしい自然豊かな水辺環境の整備を推進し、個性ある地域づくりと豊かな生活環境の創出を行うことが望まれている。

#### ○国分川調節池

国分川調節池は真間川流域の総合治水対策の一環として、全体面積 24ha の調節池で、千葉県事業として整備が進められているところである。

この調節池は都市化が進展した本市に残された貴重かつ広大な水辺空間であることから、平常時における調節池を有効に利用するため、平成 13 年度より千葉県と市、市民との協働により、地元自治会や学識経験者等を含めた「国分川調節池整備計画検討委員会」及び市民参加型の「国分川調節池を考える会」を発足し、整備方針などについて検討を進めてきた。そして平成 15 年には「人と生き物の輝く池を次の世代に手渡そう」というテーマと基本方針、ゾーニング等を定めた「国分川調節池整備基本方針」を策定している。

平成 19 年度からは、市と市民との協働による「国分川調節池を育む会」を立ち上げ、上部活用の検討を行い、平成 21 年度には利用面に関する「国分川調節池上部活用基本計画」を策定した。

今後は、千葉県の調節池本体工事の完成（平成24年度予定）に合わせ、運営、管理面を検討するとともに、実施設計等を経て、平成25年度以降の上部整備の工事着工を目指して行く。

## ○江戸川活用総合計画事業

江戸川の広大なオープンスペースを活用し、安全で快適な河川空間の創出と景観向上を図り、市民に憩いと安らぎの場を提供するものである。

No	活用項目	計画内容	関連組織	現在の進捗状況	今後の市川市事業予定概要 ( )内は当初予算額
1	サイクリングロード整備計画	江戸川堤防の葛飾橋よりディズニールランドの間2.4kmを国と千葉県・市川市が整備し、トイレや休憩施設等又、安全対策施設整備も併せて整備する。	国土交通省 千葉県 市川市	平成11年度より市川市の要望を受けて江戸川の堤防上に国によって整備され、江戸川本川上約13kmのうち、平成19年度末現在で約12kmが完成された。 又、整備に併せ、付帯施設として休憩施設(あずまや)及び安全対策施設(バイク止め等)を設置した。	サイクリングロードを千葉県道として道路認定及び管理移管に向け協議を継続していく。
2	江戸川河川敷バリアフリー対策	子どもから高齢者・体の不自由な方などすべての人が川へ行きやすく利用しやすいように、バリアフリーに配慮したスロープや階段等の整備を行う。	国土交通省 市川市	江戸川の堤防にアクセスする既存階段に国と共に、これまで24箇所の手摺りを設置した。 江戸川のバリアフリー化を国に要望し、平成19年度に根本排水機場敷地内に坂路及び国府台3丁目地先の桜植栽箇所へ階段の整備がされた。平成20年度には、大洲地先への坂路が整備された。	現況及び地元要望を確認しながら、国へバリアフリーに配慮した坂路や階段・手すりなどの整備を要望していく。
3	江戸川桜並木整備事業	江戸川沿川に桜の植栽を行い市内に点在する桜とのネットワークを図り良好な水辺空間の形成と潤いあるまちづくりを進める。	国土交通省 市川市 緑の基金 桜オーナー	平成16年度には市川南地区に42本、妙典スーパー堤防に32本、平成17年度には妙典保育園前に19本、平成18年度には里見公園下に24本を桜オーナーと共に植栽した。	国に対して桜を植栽できる場所の設置を引き続き要望していく。
4	国府台地区堤防整備及び河川空間活用事業	国府台地区の堤防整備と河川空間の活用を図るもの。	国土交通省 市川市	平成12年度より柳原排水機場から里見公園山付きまで国が堤防工事を進め、平成16年度末に完成した。 平成18年度に市川市において、堤防と市道が交差する箇所の北側部に遊歩道の整備を行った。	新しく築堤された箇所周辺の河川空間について、活用方法を関係団体等と検討していく。
5	「江戸川・水・フェスタ in いちかわ」	江戸川の水辺で水に親しみながら、自然愛護の心を育み、地域交流の輪を広げることを目的とした各種イベントを計画するもの。	「江戸川水フェスタ in いちかわ」実行委員会	平成12年度より実施しており、誰もが楽しめるような水辺でのイベントを支援する。	今年度は8月6日に開催予定。 (負担金400,000円)
6	桟橋の集約とプレジャーボート対策(江戸川放水水路水面等利用者協議会)	江戸川放水水路のよりよい水辺環境の形成と河川利用の秩序の保持を目的とし協議会により対策を検討するもの。	国土交通省 江戸川放水水路水面等利用者協議会	平成13年に江戸川放水水路水面利用計画を策定し10年間の期限内で保留施設の設置が許可された。平成14年2月に暫定保留施設に移動しない者に対し行政代執行を行った。 平成17年度より水面・河川利用ルールを策定し放水水路の清掃活動とパンフレットの配布を行う。 平成18年度に利用ルール看板を設置した。	暫定保留期間が平成23年3月で満了となったが、船舶等の保留施設が未整備のため、占用期間を5年間延長となった。
7	河川敷(低水敷)浸食防止	江戸川の水際部分(低水敷)が流水やボートの波等で浸食されることに対して護岸保護の対策を講じる。	国土交通省 市川市	平成15年度に市川南5丁目地先の護岸を大型土のうで国が補修を行い、平成17年度に大洲地先の直立護岸を災害復旧工事で多自然型護岸に改修した。 平成20年度に増水により破損した市川2丁目地先の護岸について、国が災害復旧工事を完了した。	引き続き国に護岸の整備を要望していく。
8	江戸川河川敷駐車場整備	河川敷緑地の利便性向上と周辺道路の違法駐車対策として、河川区域内に駐車場を設置する。	国土交通省 市川市	平成13年度に妙典スーパー堤防、平成14年度には里見公園下に、平成17年度には河原地先の河川区域内に駐車場を整備し、平成18年1月からは、無料開放している。	今後はスーパー堤防事業など国の事業進捗にあわせて設置箇所を検討していく。
9	江戸川サイン整備	江戸川を利用する情報施設として、主要な箇所に誘導板、案内板等のサインを整備する。	市川市	拠点サイン(案内板)5箇所、誘導サイン(矢羽タイプ)8箇所、道祖神タイプ1箇所を平成19年度に設置し、河川利用者の利便性向上を図った。	計画地の整備に応じてサイン整備を行っていく。

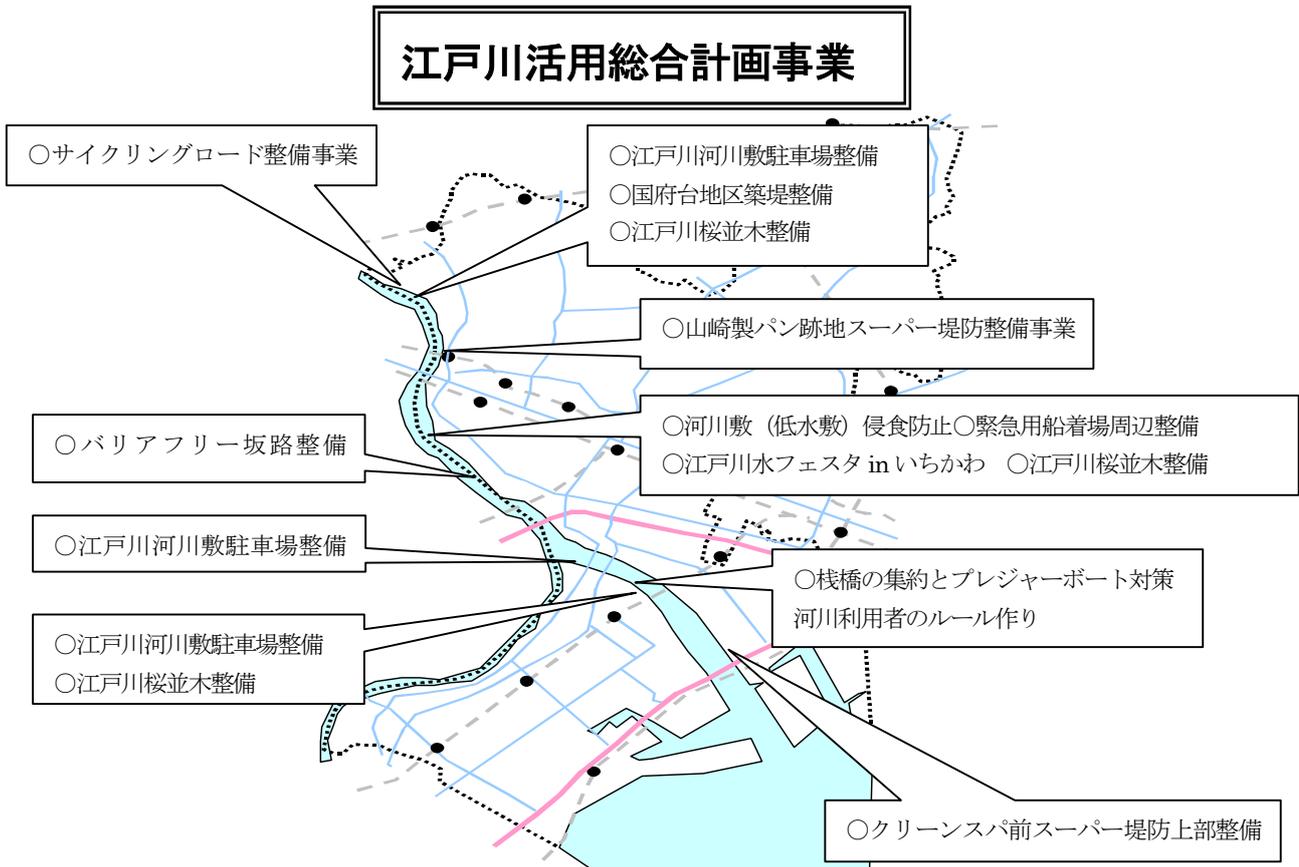
## ○江戸川河川敷緑地の歩み

### ■昭和

- 41年 (1966) ・河原地先江戸川右岸 (河口出張所前) を国から占用し、広場として供用開始
- 43年 (1968) ・江戸川河川敷緑地として都市計画決定 (113.6ha)  
・河原地先江戸川右岸を野球場として整備
- 44年 (1969) ~ 49年 (1974)  
・市川南地先から大洲、大和田地先の河川敷をグラウンド (野球場・広場) として整備
- 50年 (1975) ~ 52年 (1977)  
・河原地先広場を整備
- 53年 (1978) ・稲荷木2・3丁目地先徳橋上流部の広場を整備
- 55年 (1980) ・稲荷木2・3丁目地先徳橋下流部のグラウンドを整備

### ■平成

- 10年 (1998) ~ 15年 (2003)  
・柳原水門から里見公園地先の無堤防地区に築堤工事を施工
- 11年 (1999) ・サイクリングロードの整備を開始
- 12年 (2000) ・江戸川総合活用計画を策定
- 13年 (2001) ・市川南5丁目地先にピオトープを整備  
・妙典小学校前広場の駐車場の整備、水洗トイレの設置  
・市川南4丁目地先に緊急用船着場を整備
- 14年 (2002) ・市川南緊急船着場周辺の環境整備 (修景施設、休養施設の設置)  
・国府台築堤周辺の環境整備 (駐車場及び水洗トイレの設置)
- 15年 (2003) ・市川南地先桜並木基盤及び坂路の整備  
・市川南地先堤防天端に水洗トイレを設置
- 16年 (2004) ・市川南地先、妙典スーパー堤防に桜並木を整備
- 17年 (2005) ・河原地先に河川敷駐車場を整備  
・妙典保育園前河川敷に桜並木を整備
- 18年 (2006) ・国府台3丁目地先 (里見公園下) に桜並木を整備
- 19年 (2007) ・江戸川沿川に案内板・誘導サインの設置  
・根本排水機場敷地内にバリアフリー坂路整備  
・クリーンスパ前スーパー堤防上部整備
- 20年 (2008) ・大洲地先にバリアフリー坂路整備
- 21年 (2009) ・江戸川放水路高潮堤防整備



## ●公園・緑地

### ○都市公園整備状況

都市公園の整備状況は、381箇所、面積146.36haを整備し、市民1人当りの公園面積3.08㎡/人（墓園：10.0haを含むと3.30㎡/人）となっている。（国：9.7㎡/人、千葉県：6.1㎡/人）

また、民有地を含む緑の保全施策として、特別緑地保全地区3箇所、面積約2ha、行徳近郊緑地特別保全地区1箇所、面積83ha、風致地区5地区、769ha、生産緑地地区361地区、104.6ha、保存樹林5箇所、2.2ha、緑地協定11箇所、5.59haにより緑の保全を図っている。

### ◆公園種別一覧

公園種別	箇所数	開設面積 ha
街区公園	322	31.78
近隣公園	11	16.80
地区公園	3	14.81
総合公園	1	11.39
運動公園	2	9.21
歴史公園	3	5.87
都市緑地	39	56.50
合計	381	146.36
一人当り公園面積㎡/人		3.08
墓園	10.0	10.0
一人当り公園等面積㎡/人		3.30

児童遊園地	84	3.30
-------	----	------

### ◆地域別公園・緑地

		江戸川以北	江戸川以南	
公園	箇所数	235	107	
	面積 ha	60.9	28.96	
緑地	箇所数	38	1	
	面積 ha	48.4	8.10	
合計	箇所数	273	108	
	面積 ha	109.30	37.06	
一人当り公園面積㎡/人		3.47	2.31	
都市計画 決定済 公園・緑地 (未開設含)	公園	箇所数	36	43
		面積 ha	54.56	19.98
	緑地	箇所数	20	0
		面積 ha	134.98	0.00
	合計	箇所数	56	43
		面積 ha	189.54	19.98
児童遊園地	箇所数	68	16	
	面積 ha	2.88	0.42	

### ◆公園整備状況

年度	総数		街区公園		近隣公園		運動公園・その他		人口1人当り 公園面積(㎡)	市の総面積に 対する割合(%)
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)		
平成8	305	118.94	267	26.83	10	16.37	28	75.74	2.73	2.11
9	308	119.14	270	27.03	10	16.37	28	75.74	2.77	2.11
10	313	119.99	275	27.25	10	16.37	28	76.37	2.72	2.12
11	318	120.40	280	27.41	10	16.37	28	76.63	2.68	2.14
12	325	121.50	285	28.08	10	16.37	30	77.05	2.69	2.15
13	338	123.23	297	29.79	10	16.37	31	77.07	2.69	2.19
14	345	124.20	300	29.87	11	16.69	34	77.64	2.70	2.20
15	355	126.08	304	30.11	10	13.96	41	82.01	2.72	2.23
16	356	129.16	304	30.11	11	16.80	41	82.25	2.78	2.29
17	359	129.12	306	30.02	11	16.80	42	82.30	2.77	2.29
18	361	131.89	305	30.16	11	16.80	45	84.93	2.82	2.34
19	365	140.62	308	30.18	11	16.80	46	93.64	2.99	2.49
20	372	141.51	315	31.07	11	16.80	46	93.64	2.98	2.51
21	377	141.96	320	31.52	11	16.80	46	93.64	2.99	2.52
22	381	146.36	322	31.78	11	16.80	48	97.78	3.08	2.60

注：墓園を除く。

## ○緑地保全対策

本市の特徴的な緑である樹林地について、明治20年から現在までの変遷を見ると、全体的に分断化や縮小化の傾向がみられる。

明治20年から昭和30年までは大町周辺に多く分布していた樹林地が果樹園に、中山周辺では墓地等になり、まとまった消失がみられる。また、下貝塚地区周辺でも宅地開発により消失し、帯状のものが分断されている。

平成22年の山林の総面積は122.3haであり、近年見受けられる主な減少の要因としては、宅地化や土地造成等がある。主に国府台や大野地区周辺の市街化区域内で、風致地区や農業振興地域等の指定がかかっていない部分での喪失が目立っている。

### ◆法によるもの

施策名称	根拠法令	箇所	面積
都市緑地	都市公園法	38箇所	約56ha
特別緑地保全地区	都市緑地法	3箇所	約2ha
近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法	1箇所	約83ha
生産緑地地区	生産緑地法	351箇所	約103ha
保存樹林	都市美観法(略)	5箇所	約2ha
風致地区	都市計画法	5箇所	約769ha
緑地協定	都市緑地法	11箇所	約6ha
	計	414箇所	約1,021ha

### ◆条例等によるもの

施策名称	根拠法令	保全内容
宅地開発協議	都市計画法、宅地開発条例	公園・緑地等の設置
緑地保全協定山林	市川市都市美観の保持等に関する条例	山林(民有地)の保全
市川市屋上等緑化推進事業	財団法人市川市緑の基金補助金交付要綱	屋上緑化、ベランダ緑化、壁面緑化
市川市保存樹木協定制度	市川市巨木等の保存等に係る協定に関する要綱	貴重樹木の保全

○緑地保全協定山林：169名、約38.5ha(市川みどり会)

### ○市川市保存樹木協定制度

	14～20年度	21年度	22年度	計
協定本数(本)	144	9	10	167
主な樹種	クスノキ、クロマツ その他	クロマツ、その他	クロマツ、その他	クロマツ131 その他36

◆山林の面積の推移

年 度	面積 (h a)
平成 2年	1 5 0. 4
平成 5年	1 4 4. 8
平成 8年	1 4 0. 6
平成11年	1 3 6. 6
平成14年	1 3 3. 7
平成17年	1 2 5. 3
平成18年	1 2 3. 8
平成19年	1 2 3. 3
平成20年	1 2 2. 5
平成21年	1 2 2. 4
平成22年	1 2 2. 3

◆公園・緑地用地の取得状況

年度	面積 (㎡)	金額 (千円)	公園名
平成6	1,892	816,650	北国分2丁目公園、北国分第4緑地、大芝原公園
7	1,572	275,094	北国分第3緑地
8	2,429	323,964	じゅん菜池緑地
9	4,129	576,732	北国分第3緑地、じゅん菜池緑地、柏井町2丁目緑地
10	2,425	406,472	国府台1丁目緑地、前畑緑地
11	639	90,099	前畑緑地
12	29,013	5,398,283	前畑緑地・大洲防災公園
13	1,624	286,573	前畑緑地・もときたかた第2公園
14	7,348	600,540	前畑緑地・迎米公園・八幡東公園・柏井町2丁目緑地
15	32,026	566,866	小塚山公園・柏井町2丁目緑地・大和田4丁目公園 梨風東緑地・大野町2丁目緑地
16	66,106	5,519,980	小塚山公園・仮称国府台緑地・柏井町1丁目緑地 真間山緑地・柏井緑地・仮称広尾防災公園
17	10,031	860,185	小塚山公園・柏井緑地・仮称広尾防災公園
18	4,918	225,714	小塚山公園・梨風東緑地・国府台緑地
19	7,468	554,114	小塚山公園・国府台緑地
20	7,726	594,382	新田2丁目公園・稻荷木2丁目公園・国府台緑地
21	2,968	192,960	北国分2丁目公園、曾谷3丁目緑地
22	5,989	295,640	平田公園・(仮称)姥山緑地・国府台緑地

○小塚山公園整備拡充事業

本公園は、市北西部の水と緑のネットワーク基本方針に基づき、小塚山公園と堀之内貝塚公園に挟まれた「どうめき谷津」及び外かん道路の上部を活用し、両公園の結びつきを強化すると共に、地域の特長を活かした公園として整備をするものである。

なお、整備計画は周辺住民からの提案を踏まえて作成されており、平成15年12月に都市計画決定し、事業認可を得て、平成15年度より事業に着手している。

- (事業概要) 位 置：市川市北国分1-2518 外  
面積：約5.9ha (拡張面積：約2.2ha)  
事業期間：平成15年度～27年度 (事業認可)  
進捗状況：用地取得 約1.55ha (進捗率80%)

## ○緑地整備事業

国府台緑地は、市街地に残る樹林地として、また江戸川から堀之内貝塚公園にいたる市北西部地域における「水と緑の回廊」の緑の核となっていることから、保全・活用するとともに、周辺の公園・緑地とのネットワーク化を図るもので、平成25年度末までに整備を完了する計画となっている。

(事業概要) 位置：市川市国府台4丁目3455番外5筆  
面積：約1909㎡  
事業期間：平成21年度～27年度  
進捗状況：用地の取得

## ○里見公園再整備事業

再整備事業の一環として、平成15年度に里見公園の噴水広場で600本のバラを植えて、バラ広場の整備を行った。

平成16年度は噴水広場の整備を行い、「財団法人市川市緑の基金」に委託し、「バラの年間育成講習会」を実施した。この講習会は、多くの市民に市の花「バラ」をより親しんでいただき、市内にバラの輪を広げることを目的に行う事業である。

平成17年度は、柵で囲われた梅園を開放し、園路の設置・遊具のリニューアルを行った。平成19年度は公園内の「羅漢の井」の整備を行った。なお、「バラの年間育成講習会」は「緑と花の市民大学」の講座の一つとして引き続き実施している。平成21年度は、園路整備を行った。

## ○(財)市川市緑の基金

■概要：(財)市川市緑の基金は、広く市民その他の積極的な参加と協力により、緑地の保全及び緑化の推進を図り、もって健康で快適な潤いのある環境づくりに資することを目的とし、昭和61年10月21日に設立された。

市からの出資金のほか開発負担金、市民からの寄付が基本財産を形成しており、これまで、寄附金や基本財産の利息収入で運営を行ってきたが、長引く超低金利の状況下、利息収入での事業運営が難しくなってきたため、平成8年度からは、市から補助金を受け事業運営を行っている。

■基本財産額：約14億6千万円

■役員：理事10名、監事2名(理事長 小泉 勉)  
評議員10名(会長 内田 一孝)

### ■主な事業活動

- ①募金活動(木製の募金箱、花の種、緑の手引書の配付)
- ②緑の普及啓発(緑と花の市民大学、緑の副読本の作成、バラフェスタ等の実施、鉢物の配付、設置)
- ③緑化助成事業(緑化活動への助成、生垣設置者への助成、屋上等緑化への助成)
- ④緑化推進事業(花苗等の支援、講習会の開催)
- ⑤市からの受託事業(里見公園バラ管理業務受託)

### ■生垣助成事業の拡充

生垣が作り出す緑の壁は、潤いある緑豊かな空間を作るだけでなく、地震や火災などの災害時には、延焼防止の役割も果たしている。(財)市川市緑の基金は、これまで市民の生垣づくりを支援するため、平成元年から助成してきた。平成16年度からは、市川市から補助金を受けて助成してきたが、平成18年度から、生垣設置費用の助成基準(1m当り助成限度額15,000円+ブロック塀撤去5,000円。民地境界は除外)を設け、市民の生垣づくりのより一層の推進を図っている。

### ・生垣助成事業(実績)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計(H元～)
申請件数(件)	32	25	17	15	14	356
整備延長(m)	510	309	222	192	169	5,690
補助金額(千円)	6,862	4,279	2,363	2,353	2,635	43,826

## ■屋上等緑化助成事業

建築物の屋上、ベランダ、壁面を緑化することにより都市緑化を推進し、都市の快適環境を創出すると共にヒートアイランド減少の緩和及び良好な自然的環境の創出を図るため、平成13年度から平成16年度は市川市が、平成17年度からは市川市から補助金を受けて(財)市川市緑の基金が助成を行っている事業である。

助成額は、これらの緑化を行う際に、緑化区画の造成、樹木の植栽等に係る費用の2分の1であり、助成の上限額は、屋上緑化で50万円、ベランダ緑化で20万円、壁面緑化で10万円となっている。なお、これらの緑化の種類によって1㎡当りの単価の上限も定めている。

### ・屋上等緑化推進事業

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計(H13～)
申請件数(件)	3	1	3	7	5	35
緑化面積(㎡)	106	19	109	366	85	1,290
補助金額(千円)	904	235	410	1,531	600	7,399
緑化の種類	屋3	屋1	屋3	屋7	屋4、壁1	屋31、ベ2、壁2

※ 屋：屋上緑化、ベ：ベランダ緑化、壁：壁面緑化

## ○市川みどり会

### 【設立の経緯】

市川みどり会は、緑の減少を憂慮した山林所有者が集まり、自然景観を守り、どこよりも住みよい環境を次代に引き継ぐことを目的とし、都市の緑地を保全する組織としては全国初の団体として昭和47年12月10日に設立された。

### 【事業活動】

市との「緑地保全に関する協定」に基づき、山林の維持管理に努めるとともに、緑化の啓発及び緑化に関する事業を強力に推進することと併せて、市が推進している「人と自然が共生するまち」づくりに積極的な参加と協力を行っている。

また、市は「緑地保全に関する協定」を締結した緑地等の所有者に対し、「市川市緑化対策事業補助金交付規則」に基づき、緑地等の管理費の一部として補助金を交付している。

※平成22年度 協定面積・・・ 38.5ha  
協定者数・・・ 169名  
補助金交付額・・・ 10,979千円

なお、主な事業活動は以下のとおりである。

### ■緑化の啓発

「市川みどり会」の活動を広く紹介するため、JA農業感謝祭等の催し物に積極的に参加している。

### ■植樹事業の推進

緑化推進のため、公共施設等を主とした植樹を行っている。

### ■里山再生事業

会員の山林の維持管理について、「市川みどり会」より、一定の基準で支援を行い、会員の山林をむかしの里山に近づけていく、また同時に緑地保全及び緑地推進に関して調査研究を実施する。

### ■財団法人市川市緑の基金への指定寄附

(財)市川市緑の基金が行う緑化推進に係わる事業に対し、寄附を行っている。

### ■相続税対策

緑地を保全し、次代まで引き継げるよう、山林相続税の農地並納税猶予制度の創設について、国・県に対し積極的に要望を行っている。

## ○広尾防災公園整備事業

広尾地区周辺は、住宅や工場が密集している上、住民一人当たりの都市公園や避難場所の面積も少ないことから、快適で安全な街づくりが課題となっている。そこで、(株)石原製鋼所工場跡地等を活用して、平常時は憩いやレクリエーションの場として住民に親しまれ、災害時は一時避難場所等の防災機能を備えた都市公園を整備し、地域の緑地空間の拡大と防災拠点の形成を図るものである。平成 22 年 3 月末に整備事業が完成し、同年 4 月 1 日に開園した。

なお、本事業は旧行徳市街地地区都市再生整備計画に位置づけられた事業として、まちづくり交付金を活用し整備したものである。

### 【計画概要】

- (1) 所在地：広尾 2 丁目 36 番外
- (2) 面積：約 3.7 ha
- (3) 公園種別：地区公園（防災拠点・一時避難場所の機能を有する都市公園）
- (4) 主な計画施設：多目的広場、管理事務所・備蓄倉庫、耐震性飲料用貯水槽、雨水貯留槽等
- (5) 整備スケジュール：

平成 17 年度	整備計画策定（基本計画・基本設計）
平成 18 年度	都市計画修正、都市計画決定、実施設計、用地取得
平成 19 年度	実施設計、公園整備工事
平成 20 年度	用地取得、公園整備工事
平成 21 年度	公園整備工事、管理棟等建設工事
平成 22 年 4 月	開園

## ○葛南広域公園

昭和 59 年に、市川・船橋両市長連名で千葉県知事にあてて、市川市・船橋市・鎌ヶ谷市にまたがる自然環境が多く残っている地域に県立公園建設の要望書を提出した。昭和 61 年には千葉県『緑のマスタープラン』に位置付けられ、また、平成元年には『さわやかハート千葉 5 ヶ年計画』に葛南広域公園が位置付けられた。

第 1 期事業分として、市川市柏井町の「市川市青少年の森キャンプ場」を含む一帯と船橋市藤原にまたがる合計 22.3ha が計画された。

この公園は、「葛南自然ふれあいモデル地区事業」として、出来る限り現況の緑地を保全した施設整備を計画しており、平成 12 年度には予定地内の自然環境調査が実施された。

平成 15 年には、千葉県立都市公園の整備のあり方調査検討委員会において、構想中の公園としては優先順位が一番にあげられている。今後は、千葉県による事業化の段階になるが、千葉県の財政状況から予算確保が厳しい状況にある。

## ○市川市みどりの基本計画

本市では、緑の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に推進するため、都市緑地法第 4 条に基づき、平成 16 年 3 月に「市川市みどりの基本計画」を策定した。本計画では、概ね 20 年後の平成 37 年を目標年次と定め、基本理念「人と緑とのかかわりを大切にする」のもとに 6 つの基本方針と計画実現のための基本的な施策、及び計画の目標水準、緑地の配置方針などについて明記している。

また、多岐にわたる施策の中から特に市と市民、事業者のパートナーシップによって将来像を実現することができる先導的な 10 の施策を抽出した「市川市みどりの基本計画アクションプラン」を平成 18 年 3 月に策定し、基本計画の効率的な推進を図ってきたところである。今後は、第 2 次アクションプランを策定し、引き続き基本計画の推進を図っていく。

## ●動植物園

大町地区の豊かな自然を生かして整備を進めている大町レクリエーションゾーンの中で核となる動植物園。レッサーパンダやオランウータンなど小動物を中心に 73 種の動物がいる。園内には、動物に直接触れたり抱いたりできる「なかよし広場」をはじめ、自然博物館、自然観察園（バラ園）などがあり、また、周辺には少年自然の家（プラネタリウム）、民営のアスレチックなど、家族で森林浴を楽しみながら自然に親しむことができる。

動物の種類は、哺乳類 33 種 237 点、鳥類 31 種 131 点、爬虫類 5 種 31 点、魚類 1 種 3 点で、園内を、なかよし広場、家畜舎、サル山、サル舎、小獣舎、フライングケージの 6 ゾーンに分け展示している。

所在地 市川市大町 2 8 4 番地  
敷地面積 約 1 8 . 3 h a  
開設年月日 昭和 6 2 年 8 月 2 1 日  
総事業費 5 3 億円〔自然博物館含む〕

### ◆入園者数

	大人	小人	幼児	合計
18 年度	115,274 人	29,079 人	69,576 人	213,929 人
率	53.9%	13.6%	32.5%	100%
19 年度	123,832 人	30,217 人	73,058 人	227,107 人
率	54.5%	13.3%	32.2%	100%
20 年度	125,779 人	28,113 人	74,359 人	228,251 人
率	55.1%	12.3%	32.6%	100%
21 年度	136,802 人	30,826 人	80,817 人	248,445 人
率	55.1%	12.4%	32.5%	100%
22 年度	119,459 人	26,171 人	69,599 人	215,229 人
率	55.5%	12.2%	32.3%	100%

### ◆管理費推移

18 年度	269,990,000 円
19 年度	268,303,000 円
20 年度	264,215,176 円
21 年度	264,622,000 円
22 年度	251,828,000 円

## ○観賞植物園

大町公園内にあり、大温室やサボテン温室を備え、ハイビスカスやシンビジウムなどの熱帯植物を展示している。

所在地 市川市大町 2 1 3 番 1  
敷地面積 6, 7 6 9 m<sup>2</sup>  
開園年月日 平成 5 年 1 0 月 1 1 日  
展示植物 熱帯植物 2 0 4 種 2, 4 1 3 本  
サボテン 1 3 8 種 9 3 8 本  
バラ園 9 8 種 1, 0 9 6 株

### ◆入園者数

18 年度	59,258 人
19 年度	48,649 人
20 年度	62,769 人
21 年度	59,483 人
22 年度	55,613 人

※入園時において大人小人区分は行っていない。

◆企 画 展      山野草展、ベコニア展、梨の大玉コンクール展他

◆年次行事実績

	期 間	22年度入園者数	21年度入園者数
ホテル観賞会の実施	22年 7月 25日～ 8月 8日	15,700人	14,156人
初夏の散策会 (山ユリ観賞会)	22年 7月 17日～ 7月 25日	1,370人	990人
もみじ観賞会	22年 11月 20日～12月 5日	15,329人	14,509人
小学生によるサマー 動物教室	22年 8月 7日	44人 (参加者)	47人 (参加者)

◆研修生等受入状況

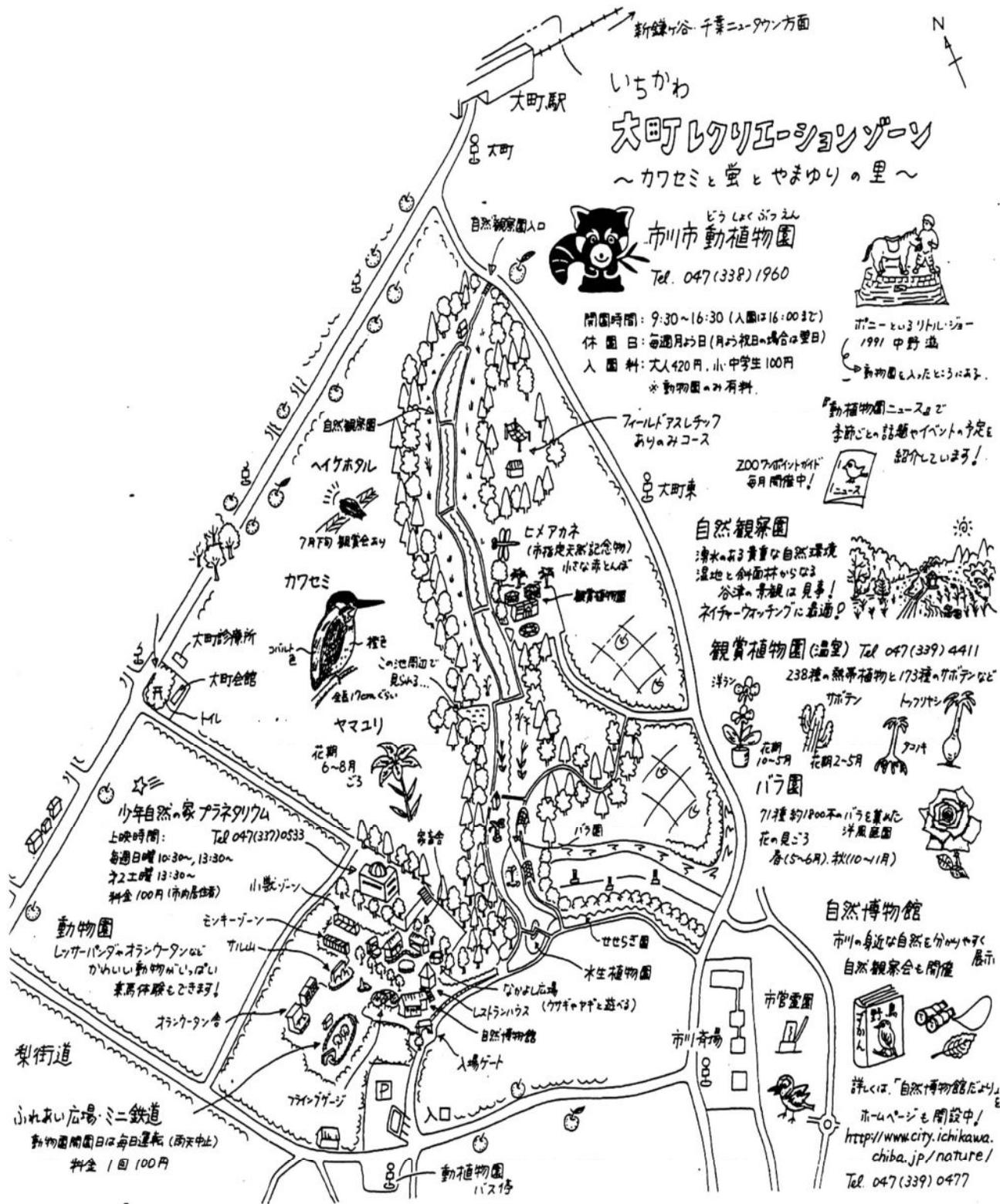
	22年度受入者数	21年度受入者数
中高生による 職場体験の受入	16校 52人	18校 52人
小中学生による 職場訪問の受入	2校 39人	2校 41人
施設研修生の受入	聖徳大学 95人	聖徳大学 212人



(市川市動植物園：スマトラオランウータン、スーミーとリリー)

# ●大町レクリエーションゾーン構想と概要

- ・大町レクリエーションゾーンの自然環境の保全及び活用、並びに施設の有効利用を図る。
- ・大町地区150haを市民のレクリエーションゾーンとして位置づけ、民間施設と公共施設が一体となった憩いと安らぎの場を市民に提供する。



## 3-6. 治水

市川市の治水対策は、昭和56年10月の台風24号による大水害を契機に、真間川流域及び旧行徳地域等の低地域の浸水を解消するため、河川改修計画と整合を図った「市川市雨水排水基本計画」を昭和57年度から昭和59年度で策定した。

この計画は、時間雨量50mm対応に整備するもので、全体計画では雨水幹線排水路延長229,177m、排水機場26機場を整備するものである。

平成22年度末で雨水排水幹線排水路は133,053m（改修率58.1%）、排水機場で整備済み（50mm対応）は6排水機場、暫定整備は14排水機場、未整備は6排水機場となっている。

なお、排水機場としては、千葉県と船橋市から引継いだ2排水機場と、下水道施設として計画中の2ポンプ場を含めると、30機場となっている。

### ◆雨水排水幹線水路整備の状況（計画総延長 229,177m）

	16年度 まで	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実施延長(m)		419	302	388	57	356	260
累計延長(m)	131,271	131,690	131,992	132,380	132,437	132,793	133,053
進捗率(%)	57.3	57.5	57.6	57.8	57.8	57.9	58.1

### ◆市川市内の河川の状況

水系別	河川名	等級別	諸元	
			指定延長 (m)	流域面積※ (k m <sup>2</sup> )
利根川	真間川	一級河川	8,500	7.1
〃	国分川	〃	2,500	5.0
〃	春木川	〃	2,210	2.5
〃	大柏川	〃	5,000	13.0
〃	派川大柏川	〃	1,580	1.1
〃	高谷川	〃	3,820	9.4
〃	秣川	〃	170	5.4
〃	江戸川	〃	11,830	—
〃	旧江戸川	〃	4,970	—

※流域面積については精査中であり、平成20年度時のものとする。

### ◆調整池の状況

名称	貯留量(m <sup>3</sup> )
堀之内調整池	31,410
大野調整池	20,430
柏井調整池	42,400
大町調整池	3,744
大野こごと南北公園池	31,620
保健医療福祉センター	16,333
開発行為調整池帰属分	2,756
国分調整池	3,655
大野暫定調整池	94
曾谷暫定調整池	600
東菅野暫定調整池	5,656
合計	158,698

### ◆河川の整備状況

市川市では、大柏川の浜道橋上流から鎌ヶ谷市境までの1,621mの区間について、都市基盤河川改修事業を基に公共投資重点化枠事業である床上浸水対策特別緊急事業を活用して事業を進めてきた。

これらの事業により、浸水常襲地域として懸案であった商工団地上流までの河道整備も完成したことから、平成13年度より床上浸水対策特別緊急事業の枠をはずして都市基盤河川改修事業として整備を進めている。

整備方針としては、河川改修による治水機能の向上を前提に、河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出する多自然川づくりを進めている。

平成22年度末までの整備状況は、橋梁架換7橋、護岸改修1,403mが完成している。

◆多自然川づくり  
整備前



整備後



◆親水施設

真間川



大柏川



◆水質浄化対策

真間川水系の水質は、BOD（生物化学的酸素要求量）の指標で汚濁状況をみると、水質環境基準（BOD10 mg/ℓ以下）を満足していない河川がある。これは、主に真間川流域の公共下水道の整備率が低く、家庭からの排水等が河川に流出してしまうためである。公共下水道の計画がない地域では、合併処理浄化槽の設置によって汚濁源である生活雑排水を浄化することが望まれている。このような流域の現状に対して、千葉県及び市川市では河川及び流入排水路に浄化施設を設置し、真間川水系の水質改善に取り組んでいる。

河川浄化施設

施設名	施設概要	目標値 (BOD)	事業者
派川大柏川浄化施設	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 2,400 m <sup>3</sup> /日	40 mg/ℓ →10 mg/ℓ	千葉県
春木川浄化施設	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 3,000 m <sup>3</sup> /日	40 mg/ℓ →20 mg/ℓ	千葉県
大柏川浄化施設	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 36,000 m <sup>3</sup> /日	35 mg/ℓ →10 mg/ℓ	千葉県
国分川浄化施設 (計画中)	浄化方式 処理水量		千葉県

流入水路浄化施設

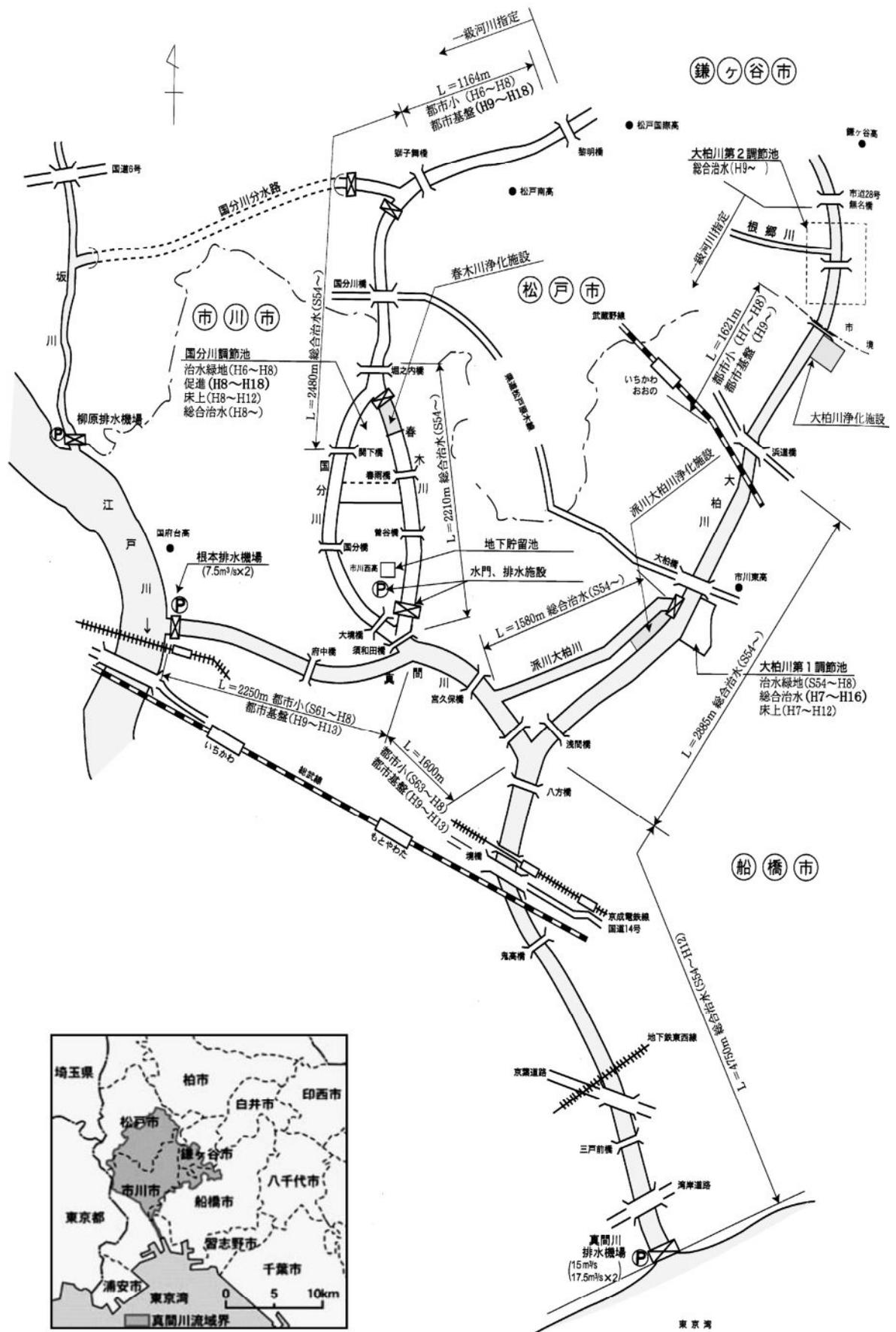
施設名	施設概要	H22 (BOD)	事業者
市川市浄化施設 1号機	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 300 m <sup>3</sup> /日	32.6 mg/ℓ →14.4 mg/ℓ	市川市
市川市浄化施設 2号機	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 350 m <sup>3</sup> /日	18.0 mg/ℓ →1.2 mg/ℓ	市川市
市川市浄化施設 3号機	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 850 m <sup>3</sup> /日	32.3 mg/ℓ →6.3 mg/ℓ	市川市

◆排水機場整備の状況

排水機場名		排水面積 (ha)	計画排水量 (m <sup>3</sup> /sec)	現排水量 (m <sup>3</sup> /sec)	整備率 (%)	排水ポンプ
1	須和田	30.40	3.351	1.667	49.7	計画 φ900×1 600×2 設置 φ450×2(S61)
2	宮久保	13.60	1.714	1.000	58.3	計画 φ600×1 450×2 設置 φ450×2(S61)
3	美里苑	15.70	1.877	0.973	51.8	計画 φ700×1 500×2 設置 φ500×2(H1)
4	八幡	10.40	1.269	0.646	50.9	計画 φ600×1 400×2 設置 φ400×2(H3)
5	北方ポンプ	55.30	6.348	3.790	59.7	計画 φ1200×1 1100×1 600×1 設置 φ1200×1(S62) 600×1(S62)
6	本北方	13.80	1.678	0.833	49.6	計画 φ700×1 500×2 設置 φ500×2(S60)
7	鬼高	5.30	0.799	0.683	85.5	計画 φ450×2 設置 φ400×1(S45) 400×1(S51)
8	原木第1	64.00	4.600	3.927	85.4	計画 φ1000×1 700×2 設置 φ600×1(S52) 600×1(S56) φ700×2(H19)
9	原木第2	29.90	3.220	1.500	46.6	計画 φ900×1 600×2 設置 φ600×2(H2)
10	原木第3	54.20	5.408	1.667	30.8	計画 φ900×2 700×2 設置 φ600×1(S54) 600×1(S56)
11	二俣	57.10	5.653	1.583	28.0	計画 φ1000×2 600×2 設置 φ600×1(S54) 600×1(S57)
12	河原	69.61	4.942	2.058	41.6	計画 φ1000×2 600×2 設置 φ700×2(H10) 450×1(H10)
13	本行徳	42.92	4.464	4.464	100.0	計画 φ1000×1 700×2 設置 φ1000×1(H2) 700×2(H2)
14	押切ポンプ	37.39	3.814	3.814	100.0	計画 φ900×1 700×1 600×1 設置 φ600×1(S58) 900×1(S58) φ700×1(H20)
15	香取	13.48	1.537	1,928	125.4	計画 φ700×1 500×2 設置 φ400×2(S47) 450×1(S52) φ300×1(H7) 700×1(H13)
16	欠真間	40.03	4.123	4.123	100.0	計画 φ900×2 500×2 設置 φ900×2(S61) 500×2(S61)
17	相之川第1	7.93	1.078	0.800	74.2	計画 φ600×2 設置 φ400×1(S49) 300×1(S51) φ300×1(H7)
18	相之川第2ポンプ	10.75	1.340	1.340	100.0	計画 φ500×2 200×1 設置 φ200×1(H20) 500×2(H20)
19	新井ポンプ	61.97	8.319	8.319	100.0	計画 φ1000×2 800×2 700×1 設置 φ1000×2(H1) 700×1(H20) 800×2(H20)
20	妙典	97.50	12.130	9.950	82.0	計画 φ1200×3 800×2 設置 φ1200×1(H7) 800×2(H7) φ800×1(H12) 1200×1(H18)
21	本郷			1.500		設置 φ500×1 1900×1
22	高谷川	267.10	7.400	7.400	100.0	計画 φ1300×2 設置 φ1300×2
23	曾谷第2	19.90	2.382	0.000	0.0	計画 φ800×1 600×2
24	東国分第1	20.40	2.083	0.000	0.0	計画 φ700×1 500×2
25	国分第2	8.00	1.048	0.000	0.0	計画 φ500×2
26	宮久保第5	11.90	1.563	0.000	0.0	計画 φ700×1 400×2
27	二俣第2	19.40	1.980	0.000	0.0	計画 φ700×2
28	二俣第3	13.90	1.500	0.000	0.0	計画 φ600×2
29	市川南ポンプ	70.00	9.778	0.000	0.0	計画 φ1200×2 600×2
30	大和田ポンプ	244.00	26.748	0.000	0.0	計画 φ2000×2 700×2

※ No21, 22 は市川市以外が整備。No23～30 は整備計画。No5, 14, 18, 19, 29, 30 は下水道施設として整備又は整備予定。

◆真間川流域図



## 3-7. 下水道

### 【汚水事業：合流式含む】

本市の公共下水道事業（汚水：合流式含む）は、昭和36年、単独公共下水道事業として菅野処理区（合流式）の整備に着手した。

一方、広域的な水質保全を目的とした千葉県の江戸川左岸流域下水道計画にあわせて、昭和47年本市も

流域関連公共下水道事業（分流式）に着手し、以後、事業区域を拡大しながら整備を進めている。

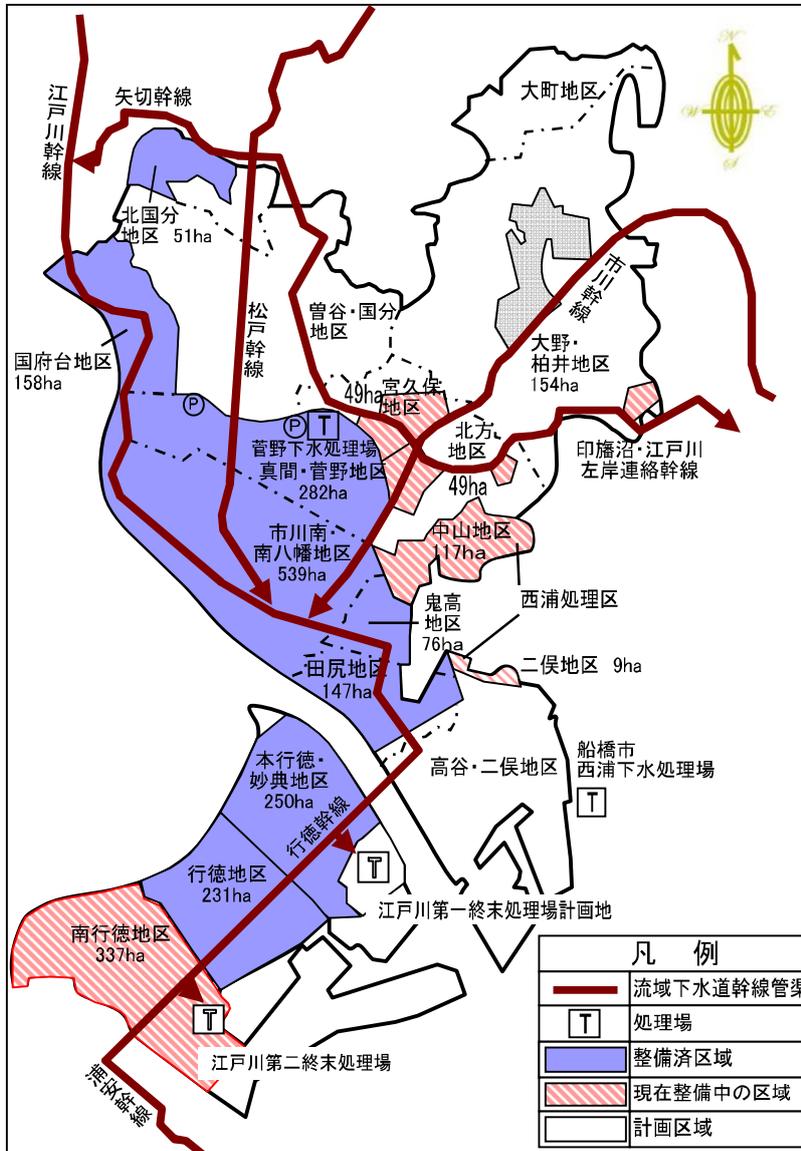
また、平成9年には、船橋市と共同の単独公共下水道事業として西浦処理区（合流、一部分流）の整備に着手している。

平成22年度末の整備面積は2,149ha、処理人口は319,500人となり、下水道普及率は67.3%（常住人口ベース）となっている。

### 【雨水事業】

公共下水道事業（雨水）としては、昭和47年、市川南・南八幡地区539haの整備に着手、以後、汚水事業の区域拡大にあわせて、整備区域を拡大、行徳地区の行徳駅前排水区、中江排水区及び里見排水区（国府台地区）の整備を行っている。

都市下水路事業としては、その区域の公共下水道事業に先立ち、市川駅南都市下水路、中山都市下水路及び北方都市下水路の3都市下水路を整備しており、うち市川駅南都市下水路及び中山都市下水路については、現在は公共下水道に都市計画変更されている。平成22年度末における下水道事業による雨水整備面積は659ha、整備率は18.2%となっている。



### 【下水道事業の財源について】

下水道は、都市施設として重要な役割を果たすものであり、その広域的な公共性、公益性からも国の補助金（管渠補助率1/2）を受け整備が進められている。また、下水道（汚水）整備により、整備区域においては、未整備区域に比べて生活環境が向上し、土地の資産価値が上昇する。このことから、直接的な受益のある、整備区域の住民に整備費用の一部を負担していただいている（受益者負担金制度）。

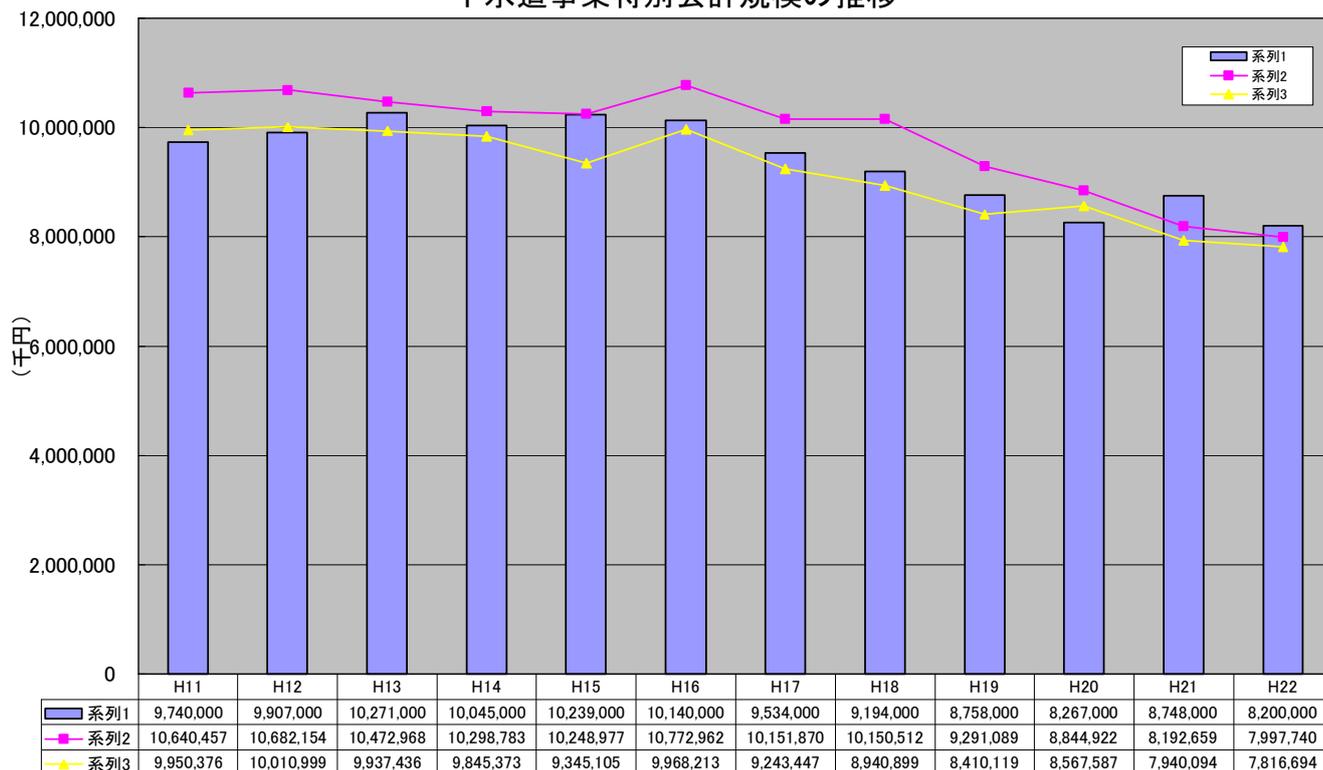
また、公共下水道（汚水）の利用者は、利用者負担の原則に基づき、汚水排除量に応じて下水道使用料を負担して頂くこととしており、下水道使用料は主に下水道施設（処理場、管渠等）の維持管理費用に充当されている。

### 【今後の下水道整備について】

公共下水道（汚水）としては、事業既認可区域の整備促進を引き続き図るとともに、今後、県の流域下水道幹線の整備にあわせて、新たな区域の整備着手を行っていくこととしている（流域下水道幹線のうち松戸幹線は、都市計画道路整備の遅れにより未整備であるため、北西部地域の公共下水道の普及が遅れている）。また、公共下水道の整備による水量の増大に伴い、流域下水道江戸川第一終末処理場の建設着手（県）が急がれている。

今後、下水道の普及が遅れる地域においては、河川水路などの水質改善のため、当面は合併浄化槽の設置などを促進する。また、雨水浸水対策として、市川南・高谷・田尻地区の雨水排水機能の整備を進める。

下水道事業特別会計規模の推移

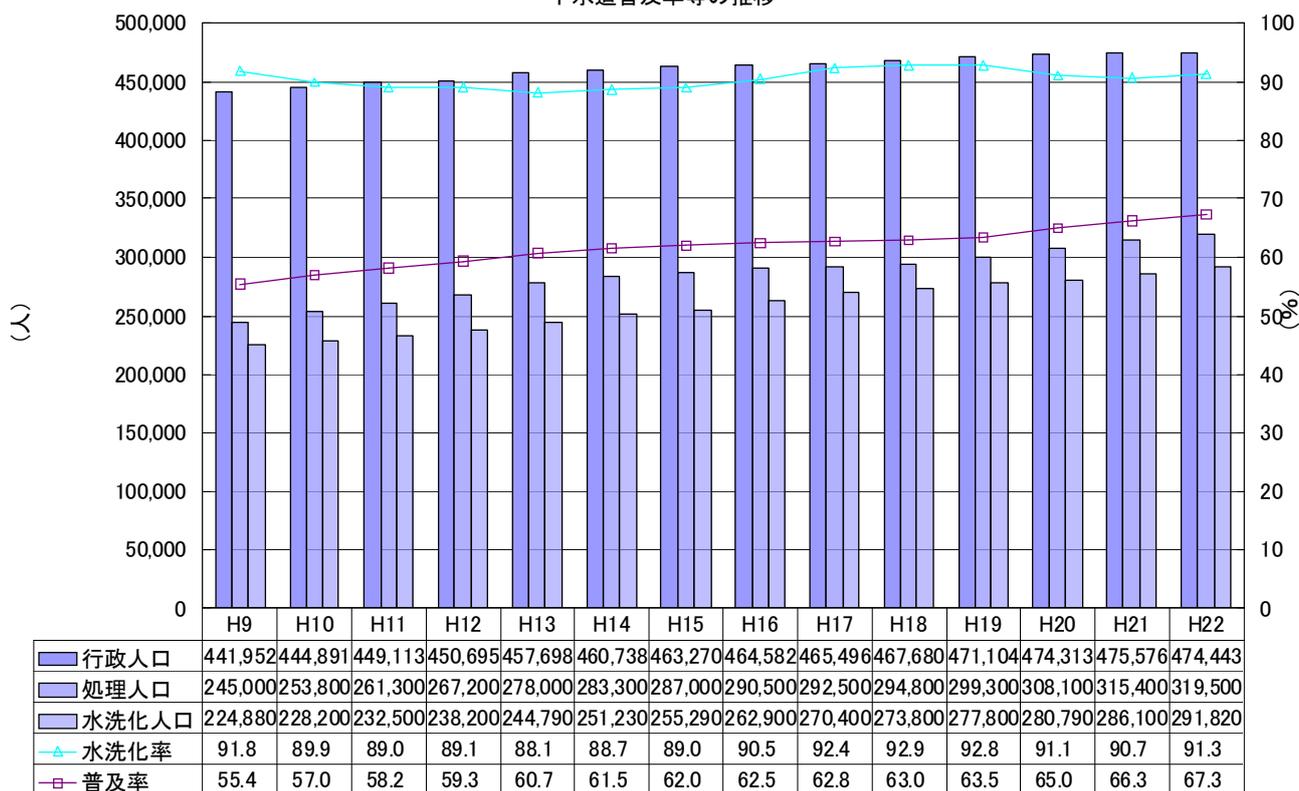


(※平成 23 年 5 月 24 日現在)

◆市川市の下水道事業年表

年	事	項
1960	昭和 35 年	公共下水道計画を作成
1961	36 年	真間、菅野地区 282ha (合流式単独公共下水道整備) 着手
1967	42 年	市川駅南都市下水路事業 65ha (S43 年事業完了)
1972	47 年	菅野終末処理場完成処理開始 市川南、南八幡地区 539ha (流域関連公共下水道) 着手 市川南排水区 539ha 雨水整備着手
1974	49 年	中山都市下水路事業 113ha (浸水解消目的) 着手
1976	51 年	真間、菅野地区整備完了
1979	54 年	行徳地区 566ha (流域関連公共下水道) 着手
1981	56 年	江戸川左岸流域下水道江戸川第二終末処理場処理開始
1984	59 年	行徳駅前排水区 159ha 雨水整備着手 中山都市下水路事業完了 北方都市下水路事業 55ha 着手
1987	62 年	北方都市下水路事業完了
1990	平成 2 年	鬼高、田尻、本行徳地区 426ha (流域関連公共下水道) 着手
1993	5 年	中江排水区 147ha 雨水整備着手
1995	7 年	北国分、国府台地区 209ha (流域関連公共下水道) 着手
1997	9 年	中山、二俣地区 126ha (合流式単独公共下水道整備) 着手
2003	15 年	大野、柏井、宮久保、北方地区 252ha (流域関連公共下水道) 着手
2005	17 年	菅野処理区 合流式下水道改善事業着手
2008	20 年	高谷・田尻排水区 35ha 雨水整備着手
2011	23 年	市川南排水区 2ha 追加

下水道普及率等の推移



## 【下水道使用料の算出について】

下水道使用料原価の算定については、「雨水公費」「汚水私費」の負担を基本とし、下水道法第20条第2項第2号で規定されている。

下水道使用料原価は、維持管理費と資本費に大きく区分され、維持管理費は、人件費、動力費、修繕費、材料費等により構成され、資本費は、下水道事業債の元利償還金となっている。

平成21年度から23年度までの3カ年の収支計画では、使用料対象経費に対して現行使用料では収入不足であることから、これを一般会計からの繰入金に依存しているが、市の財政運営に大きな影響を及ぼすとともに下水道未整備地区の住民との不公平感を拡大するだけでなく、下水道事業の経営の独立性、健全性の確保の点からみても是正すべきものであるが、使用料が著しく高額とならないよう過渡的に使用料の対象とする資本費の範囲を限定することが必要であると考えている。

### ◆下水道使用料（1ヶ月あたり）

	定額料金単価		
	基本料	汚水排除量 (上水道使用水量)	料金単価
一般汚水	10 m <sup>3</sup> 以下は 定額	1～10 m <sup>3</sup> (100 m <sup>3</sup> 以下)	900円
		1～10 m <sup>3</sup> (101 m <sup>3</sup> 以上)	1,800円
		従量料金単価	
	超過料金 1 m <sup>3</sup> につき	汚水排除量 (上水道使用水量)	料金単価
		11～20 m <sup>3</sup>	143円
		21～30 m <sup>3</sup>	163円
		31～50 m <sup>3</sup>	188円
		51～100 m <sup>3</sup>	227円
		101～500 m <sup>3</sup>	274円
		501～1,000 m <sup>3</sup>	318円
1001～2000 m <sup>3</sup>		363円	
2001 m <sup>3</sup> 以上	410円		
浴場汚水	1 m <sup>3</sup> につき		10円

※千葉県水道局の検針結果を元に下水道使用料を算定している。

そのため、検針結果の使用水量（2ヶ月分）を1ヶ月ごとに計算している。

また、検針値が1 m<sup>3</sup>単位で行われている為、条例に明記している「下水道使用料（1ヶ月あたり）」とは運用に合わせて表記を変更している。



## 3-8. 住 宅

住宅に関する施策は、社会経済情勢や国等の住宅施策の変遷に鑑み、平成14年度に改正した「住宅マスタープラン」に基づき、良好な街なみを誘導し、街づくりの目標である総合的な住宅施策の推進を図っているところである。

市内の住宅ストックは、平成20年現在、23万470戸である。これまでの住宅建設の促進という視点から、既存住宅を活用した住環境の向上を図る方向で住宅施策を展開するため、本市では、下記のような住宅の適切な維持管理のための支援を行い、質の高い住宅の供給を推進する。

### ○民間住宅支援事業

社会経済動向、市民ニーズなどを的確に捉え、住宅ストックの有効活用を推進するため、耐震改修工事に伴うリフォーム工事助成事業、住宅リフォーム相談事業を行うものである。

また、住宅に関する様々な情報提供やマンション維持管理等に係る相談体制を確立し、民間住宅支援を行うものである。

#### ・耐震改修工事に伴うリフォーム工事助成事業

木造住宅において耐震改修促進計画による耐震診断を受けた者が、耐震補強工事に伴うリフォーム工事を行う場合、工事費の一部を助成することにより、耐震改修の向上を図るもの。

##### ◆助成状況

	予定件数	助成件数
H21年度	20件	5件
H22年度	10件	7件
H23年度	10件	

#### ・住宅リフォーム相談事業

住まいの修繕や模様替えなどに関する市民からの相談に、「市川住宅リフォーム相談協議会」所属の増改築相談員・マンションリフォームマネージャーが応ずるものである。

##### ◆相談状況

	開設回数	相談件数
H18年度	26回	28件
H19年度	20回	30件
H20年度	22回	32件
H21年度	24回	18件
H22年度	24回	32件

## ○地域住宅交付金事業

地域住宅交付金とは、地方の自主性と創意工夫を活かして、住宅や居住環境の整備など、地方公共団体による住宅政策の推進を総合的に支援する制度で、地方公共団体が作成した地域住宅計画に基づき実施される事業の費用に充当することができる国の交付金である。市川市では、市内全域を対象とした「市川市地域」を地域住宅計画として定め、平成17年度から21年度(事業期間)までを第一期計画、22年度から27年度までを第二期計画として整備を進めている。

### ◆市川市地域の概要

#### ◎第一期地域住宅交付金事業

総交付対象事業費：1,969百万円 総交付金額：886百万円・・・補助率概ね45%

市川市地域(全域)

目標：

「高齢化社会に向け、高齢者が安心して生活できる居住の提供を図る」・

「住宅性能水準の向上を推進する」・「住民が、安心して暮らせる住環境を確保する」

□基幹事業：高齢者向け優良賃貸住宅等整備事業、公営住宅ストック総合改善事業、優良建築物等整備事業・

公的賃貸住宅アスベスト改修事業、公的賃貸住宅家賃等低廉化事業、公的住宅耐震改修事業

□提案事業：雨水浸透推進モデル事業、木造住宅・マンション耐震改修助成事業、斜面緑地崩壊対策事業、

街頭防犯カメラ設置事業、耐震改修リフォーム助成事業、公的賃貸住宅アスベスト改修移転事

業、地上デジタル放送対応整備事業、危険コンクリートブロック塀等対策事業

#### ◎第二期地域住宅交付金事業

①計画期間：平成22年度～平成27年度(6年間)

②目標：

「高齢化社会に向け、高齢者が安心して生活できる居住の提供を図る」・

「住宅性能水準の向上を推進する」・「住民が、安心して暮らせる住環境を確保する」

③総交付対象事業費：8,824百万円(予定) 総交付金額：4,368百万円(予定)・・・補助率45・50%

④交付対象事業

□基幹事業：公営住宅等ストック総合改善事業、優良住宅建築物等整備事業、

住宅・建築物安全ストック形成事業

□提案事業：高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金、木造住宅・マンション耐震改修助成事業、

耐震改修リフォーム助成事業、危険コンクリートブロック塀等対策事業、

街頭防犯カメラ設置事業、あま水浸透施設整備事業、マンション管理支援事業、

公営住宅集会所改修事業

※平成23年度事業から地域住宅計画交付金事業は、社会資本総合整備計画(地域住宅支援)の一部となっており、社会資本整備総合交付金として交付される。

また、提案事業は23年度から地域住宅計画の提案事業ではなく、社会資本総合整備計画(地域住宅支援)の効果促進事業の位置づけとなっている。



## 3-9. 宅地・建築

### ●宅 地

#### ○都市計画法に基づく開発行為等の規制

無秩序な市街化を防止するとともに、良好な生活環境の確保を図るため、都市計画法、市川市都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例（平成14年4月1日施行）、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例（平成22年7月1日施行）の規定に基づき、市街化区域内及び市街化調整区域内における開発行為の規制並びに市街化調整区域内の土地における建築等の制限を行っている。

近年、工業地域への住宅計画の増加傾向が見られることから、良好な住環境や工業関係の安定操業を図るため、工業地域内の公共施設等の整備基準を強化した条例の一部改正（平成17年4月1日）を行っている。

#### ◆申請受付状況

区 分	年 度	開 発 行 為	
		件 数	面 積 (㎡)
市街化区域	16年度	61	103,077.77
	17年度	44	59,652.10
	18年度	47	60,135.61
	19年度	44	65,199.22
	20年度	38	40,250.01
	21年度	37	104,031.24
	22年度	46	63,184.78
市街化調整区域	16年度	44	24,354.51
	17年度	75	21,502.90
	18年度	87	19,729.89
	19年度	61	15,243.78
	20年度	72	29,470.92
	21年度	30	6,558.48
	22年度	106	22,583.63

#### ○「市川市工業地域等における大型マンション等建築事業の施行に係る事前協議の手続等の特例に関する条例」

##### 1 目的及び効果

工業地域・準工業地域において、大型マンション等建築事業は急激な人口の増加を招き、周辺地域の環境を大きく変化させ、新たな行政需要を生じさせることや工業地域・準工業地域は、居住するための公共施設等が他の住居系地域に比べて整っていないことから宅地開発条例の事前手続や整備基準の特例を定め、当該事業区域に居住する人の良好な住環境の形成及び周辺の環境との調和を図ることを目的とした条例を平成16年1月1日より施行した。

さらに、17年1月1日から、適用事業を拡大するとともに、計画相談時には土地所有者の同意書を付することを義務付けるとともに、近隣住民等への説明の迅速を図るよう条例の一部改正を行った。

##### 2 条例の概要

- ① 大型マンション建築等を計画する事業者は、計画相談（土地所有者の同意書の添付）を行う。
- ② 市川市宅地開発調整会議を開催して、事業計画の調査・検討を行う。
- ③ 調査・検討の結果、義務教育施設への受入れが困難と予測されるときは、計画の中止、計画の延期又は計画の変更を勧告する。
- ④ 上記の勧告に従わない事業者については、協議、指導等の経過を公表する。

- ⑤ 大型マンション建築事業は、義務教育施設への受入れが可能であっても、宅地開発条例を上回る基準による公共施設等の基準で整備する。

### 3 適用対象とする事業

工業地域・準工業地域内で次に該当する共同住宅を計画する事業

①【大型マンション建築事業】

- ・事業区域が1ha以上又は計画人口800以上の事業

②【中型マンション建築事業】

- ・事業区域が3,000㎡以上1ha未満で、計画人口800未満の事業
- ・事業区域が3,000㎡未満で、計画人口250以上800未満の事業

③【特定地域マンション建築事業】

- ・義務教育施設への受入れが困難となる状況が予測される地域（規則で定める、鬼高・信篤・新井小学校を通学校に指定されている区域）で、事業区域が500㎡以上の事業

### ○宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事の規制

宅地造成等に伴って起こるがけ崩れや土砂の流出等による災害を防止するため「宅地造成工事規制区域」内で造成工事を行う場合に必要な規制を行うものであり、本市においては3地域がこの区域に指定されている。

#### ◆申請受付状況

区 分	年 度	件 数	面 積 (㎡)
宅地造成工事	16年度	30	37,190.25
	17年度	16	17,600.96
	18年度	19	13,186.71
	19年度	11	3,362.96
	20年度	8	2,664.03
	21年度	7	2,968.72
	22年度	7	1,963.16

### ○国土利用計画法に基づく土地売買等の届出

土地の利用目的について適性かつ合理的な土地利用の確保を図るため、一定面積以上の土地について売買などの取引をした場合には、契約後2週間以内に買い主が土地の利用目的及び取引価格等を市に届け出るよう義務づけている。(国土利用計画法第23条第1項)

#### ◆届出受理状況

	区 分	年 度	届出件数
法定面積にかかる届出	市街化区域(2,000㎡以上) 市街化調整区域(5,000㎡以上)	16年度	21
		17年度	22
		18年度	18
		19年度	18
		20年度	9
		21年度	7
		22年度	14

### ○公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出

土地（届出の対象となる）を第三者に有償で譲り渡そうとしている場合及び土地を県や市町村などに買い取ってほしい場合に、市を経由して県に届出及び申出をする受付業務を行っている。

#### ◆届出・申出受付状況

	区 分	年 度	届出件数
法定面積にかかる 届出	・土地有償譲渡届出 市街化区域（5,000㎡以上） 市街化調整区域（10,000㎡以上） 都市計画施設に抵触（200㎡以上） ・土地買収希望申出 市内で100㎡以上の土地を所有し、 市に買収を希望する方	16年度	24
		17年度	19
		18年度	17
		19年度	22
		20年度	23
		21年度	11
		22年度	14

※なお、土地有償譲渡届出面積が、平成15年4月1日より200㎡以上になった。

※平成18年9月以降市街化調整区域で、10,000㎡以上の土地の届出は不要となった。

## ●建築の指導

市川市は、昭和46年4月1日に建築基準法に関する行政の執行機関として権限委譲されて、建築基準法に基づく建築確認、許可、認定、指定、検査などを行っている。

また、中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例及びラブホテルの建築規制に関する条例の手続き、既存建築物の耐震改修指導、特殊建築物の防災指導などの業務を行っている。

平成16年度より建築物の耐震改修を促進し、地震による倒壊を防ぐため、耐震診断に要した費用の一部を助成する事業を行っている。平成20年度からは耐震改修促進の施策として、耐震補強設計及び耐震改修工事に係る費用の一部を助成する事業を開始した。

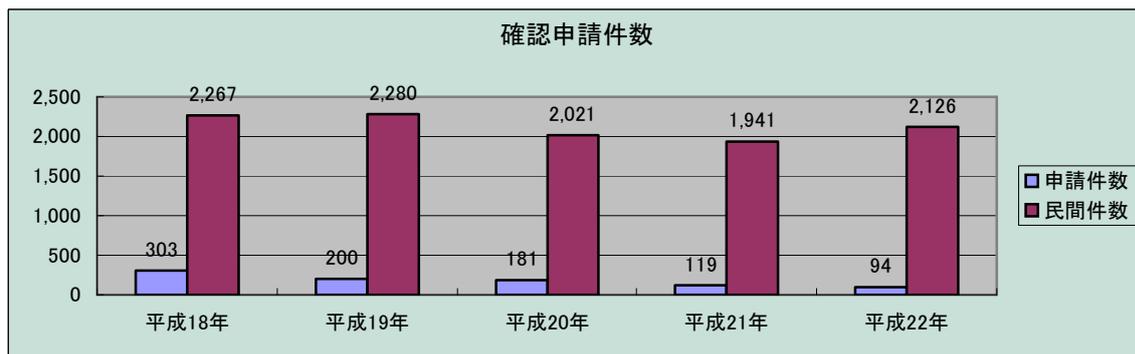
### ◆年度別市川市確認申請受付件数

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
申請件数	303(11)	200(25)	181(21)	119(19)	94(19)

( )は計画通知申請件数

### ◆年度別民間確認申請受付件数

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
申請件数	2,267	2,280	2,021	1,940	2,126



### ◆市川市検査件数

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
中間検査	75	45	50	46	16
完了検査	186(9)	115(11)	105(20)	83(14)	57(13)

完了検査の( )は計画通知申請件数

### ◆民間検査件数

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
中間検査	505	657	591	478	466
完了検査	1,452	1,704	1,615	1,614	1,603

◆長期優良住宅申請件数 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」(平成 21 年 6 月 4 日施行)

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度
申請件数	215	308

※住宅を長期にわたり使用することにより、住宅の解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減するとともに、建替えに係る費用の削減によって国民の住宅に対する負担を軽減し、より豊かで、より優しい暮らしへの転換を図ることを目的とするもの。

◆許可・認定等申請件数 (平成 22 年度)

許可・認定条項	第 43 条	第 44 条	第 51 条	第 85 条	県条例	その他	計
件数	70	4	1	33	1	4	113

◆道路位置指定取扱申請件数 (平成 22 年度)

区 分	指定件数	手続中	廃止等	変更
件 数	8	0	4	1

◆違反建築物処理件数 (平成 22 年度)

違反建築物 件数	是正勧告書 を出した件 数	法第 9 条による通知・命令を出した件数				是正された 件数 (是正工事中 含む)	指導中	告発件数
		1 項 措置命令	2 項 1 項 通知	7 項 仮命令	10 項 工事停止 命令			
6	1	0	0	0	0	2	4	0

◆防災査察件数 (平成 22 年度)

用 途 別	件 数	用 途 別	件 数
百貨店マーケット類	40	公会堂又は集会場	14
ホテル	9	地下街	0
病院等	0	その他	0
興行場等	1		
キャバレー等	0	合計	64

◆建築協定

名 称	協定区域面積	制限の概要	有効期間
八幡台住宅地区 建築協定	市川市宮久保 2丁目20-2ほか  15,488.2㎡	○建築物は、一戸建専用住宅 及びその付属建物（物置、 自家用車庫）とする ○地階を除く階数は2以下と する ○その他	認可日 (H20.12.2) 公告日 (H20.12.3) 公告日から廃止さ れるまで
市川南行徳住宅 地建築協定	市川市南行徳 4丁目4ほか  12,822.28㎡	○敷地の分割を禁止する ○建築物は、一戸建住居専用 （2世帯住宅を含む）もし くは一戸建併用住宅とする （ただし共同住宅は除く） ○その他	認可日 (S56.9.12) 公告日 (S56.9.21) 公告日から廃止さ れるまで
ばらき苑住宅地 建築協定	市川市原木 4丁目1427-3ほか  17,430.33㎡	○建築物は、一戸建ないし2 戸建の専用住宅及びその付 属建物（車庫、物置の類） とする ○地階を除く階数は2以下と する ○その他	認可日 (H20.4.22) 公告日 (H20.4.22) 公告日から廃止さ れるまで

◆中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく申請件数

	1階	2階	3階	4階	5階	6~10階	11階~	計
17年度	3	16	83	20	17	15	2	156
18年度	2	34	98	20	27	16	4	201
19年度	2	21	82	31	12	17	3	168
20年度	2	22	74	24	6	8	1	137
21年度	0	25	80	14	8	14	3	144
22年度	2	26	50	22	6	8	6	120

◆中高層建築物の苦情件数

	苦情物件数	日影	ブラインド	電波障	工事障害	ビル風	その他
17年度	33	28	12	3	9	2	31
18年度	27	13	11	0	10	1	19
19年度	20	10	10	0	2	0	15
20年度	17	14	8	2	5	2	26
21年度	6	5	3	0	4	0	3
22年度	22	10	9	2	13	1	14

※1物件について苦情内容が多岐にわたる場合があるため、苦情対象になった物件と内容の合計件数は一致しない。

※その他については、騒音、境界、異臭等

◆特定中高層建築物申請件数及び紛争調整件数

	申請件数	斡旋	斡旋結果			調停	調停結果		
			和解	打切り	継続		和解	打切り	継続
16年度	157	4	1	3	0	0	0	0	
17年度	156	4	0	4	0	0	0	0	
18年度	201	3	1	2	0	0	0	0	
19年度	168	4	4	0	0	0	0	0	
20年度	137	0	0	0	0	0	0	0	
21年度	144	1	1	0	0	0	0	0	
22年度	120	0	0	0	0	0	0	0	

※中高層建築物の建築計画に関し、近隣住民との間に紛争が生じた場合、良好な近隣関係を維持し、地域の健全な生活環境の維持及び向上を図るため、建築主と近隣住民との調整、あっせん等を行っている。

◆ラブホテルの建築規制に関する条例に基づく申請件数

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
申請件数	0	0	0	0	0

※ラブホテルの建築に対し、必要な規制を行うことにより、市民の良好な生活環境及び教育環境を保全している。

◆千葉県福祉のまちづくり条例に基づく届出等件数

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
届出件数	20	20	24	18	31
指導書交付件数	13	12	7	21	20
適合証交付件数	1	3	2	2	0

※高齢者、障害のある人等が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び平等に参加することが出来る社会を構築するために、公益的施設の整備基準の策定、特定施設の新設又は改修に係る届出等を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とするもの。

◆耐震診断・改修助成事業に基づく補助金交付件数

年 度		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
木造住宅	耐震診断	20	23	36	31	27
	補強設計	—	—	17	10	7
	補強工事	—	—	7	5	7
	リフォーム工事	—	—	6	5	7
マンション	耐震診断	3	0	1	0	0
	補強設計	—	—	0	1	0
	補強工事	—	—	0	2	0

※地震による住宅の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産の保護をするため、市民が所有し、かつ居住する住宅の耐震診断及び耐震改修に要する費用の一部を助成し、耐震改修の促進を図るとともに、安全で災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的とするもの。

## ●公共建築物の耐震対策

公共建築物の耐震対策は、平成7年度に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」をうけ、平成7年度から耐震診断及び耐震改修を実施しており、必要とされる市有建築物の耐震診断を完了させている。その結果、耐震改修が必要な市有建築物は166棟となっている。

耐震改修が必要とされた建物について、平成22年度末までに90棟を完了しているが、市有施設を利用される市民の万一の場合の安全を確保するという面からも、また、地震発生後の復興拠点や避難施設となることから、その耐震性を早急に確保することが重要である。

### ◆市有建築物耐震化整備プログラム及び耐震改修の目標年度

平成18年に国が示した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を踏まえて、市では「市川市耐震改修促進計画」において定められた整備目標等に基づき、市有建築物の計画的な耐震改修を実施していくために、地震に強い安全で安心な市有施設環境の整備を行っていくことを目的とした『市有建築物耐震化整備プログラム』を平成20年4月に策定した。

これにより、耐震改修促進法において求められている平成27年度までの耐震化率90%を前倒して、市では平成25年度までに、対象建築物76棟の耐震改修を完了させ、100%の耐震化率とすることを目標としている。

### ◆対象市有建築物の耐震化状況（平成22年度末現在）

単位（棟）

項目	総棟数	新耐震基準	旧耐震基準					耐震化率 (%)
				耐震性有	耐震性無	補強済	未補強	
対象建築物 *1	278	86	192	55	137	70	67	76
上記以外 *2	62	—	62	33	29	20	9	85
合計	340	86	254	88	166	90	76	78

\*1 対象建築物とは、「市川市市有建築物耐震化整備プログラム」の対象建築物に定められた建築物をいう。

\*2 上記以外とは、特定建築物の規模要件以下のため対象建築物とはならないが、市の耐震改修計画に盛り込んでいる建築物をいう。

### ◆対象市有建築物（用途別）の耐震化状況（平成22年度末現在）

単位（棟）

用途	総棟数	新耐震基準	旧耐震基準					耐震化率 (%)
				耐震性有	耐震性無	補強済	未補強	
教育施設	224	53	171	49	122	64	58	74
市長部局	107	30	77	37	40	23	17	84
消防施設	9	3	6	2	4	3	1	89
合計	340	86	254	88	166	90	76	78

★ ①教育施設：校舎、体育館、公民館、生涯学習センター等 ②市長部局：市営住宅、保育園、終末処理場、庁舎等

③消防施設：消防署、出張所等

### ◆耐震改修計画における構造耐震指標目標値

耐震改修に際しては、防災拠点・避難所施設について、割増を考慮して設計を行う。

- 1) 学校施設は、 $I_s$ 値が0.7以上
- 2) 学校以外の指定を受けた防災拠点施設は、 $I_s$ 値が0.9以上及び避難所施設は、 $I_s$ 値が0.75以上
- 3) 上記を除く、一般的な建物については、 $I_s$ 値が0.6以上
- 4) 木造建築物は、構造評点 1.0以上

◆平成22年度以降の取組

市有建築物95棟の耐震改修年次計画を示す。

市川市市有建築物耐震改修年次計画一覧表

	耐震改修工事			
	平成22年度 施設名・棟名・棟番号	平成23年度 施設名・棟名・棟番号	平成24年度 施設名・棟名・棟番号	平成25年度 施設名・棟名・棟番号
1	八幡小学校 (教室・管理室棟)2の一部	第八中学校 (渡り廊下)2	大洲小学校 (管理・特別・教室棟)1-1.2	稲荷木小学校 (管理・特別教室棟)12
2	鬼高小学校 (教室棟)1	第八中学校 (教室棟)1	東国分中学校 (管理・特別・教室棟)1-1.2	中山小学校 (特別教室棟)19
3	大柏小学校 (教室棟)22-1	第八中学校 (特別教室・管理棟)3	鶴指小学校 (玄関・渡り廊下棟)2,1-1の一部	平田小学校 (管理・特別・教室棟)16,21
4	中山小学校 (教室棟)2-1.2.3	信篤小学校 (管理・特別・教室棟)1-1の一部	鶴指小学校 (管理・教室棟)3-1,19	真間小学校 (教室棟)1-1.2
5	中山小学校 (便所)2-2の一部	信篤小学校 (教室棟)1-1の一部,2	北方小学校 (管理教室棟)5	中国分小学校 (特別・教室棟)8の一部
6	二俣小学校 (特別・教室棟)13,14	中山小学校 (教室棟)1	塩浜小学校 (管理・特別・教室棟)1-1.2.3	大柏小学校 (管理・普通・特別教室棟)24-1
7	幸小学校 (普通・特別教室棟)1-1,1-2の一部,5	幸小学校 (管理・特別教室棟・体育館)1-2の一部,4	第一中学校 (教室・渡り廊下棟)9-1.2	鬼高小学校 (教室棟)15
8	富美浜小学校 (管理・特別教室棟)1-1.2	大洲中学校 (管理・特別・教室棟・他)1の一部,2	福栄中学校 (管理・特別・教室棟)1	鬼高小学校 (管理・普通・特別教室棟)23
9	新井小学校 (管理・特別・教室棟)1-1.2.3	若宮小学校 (特別教室棟)1-1.2	塩焼小学校 (管理・特別・教室棟)1-1.2.3	二俣小学校 (管理教室棟)1
10	百合台小学校 (管理・特別・教室棟)1-1.2.6	第四中学校 (普通・特別教室・プール棟)15-1.2	下貝塚中学校 (管理・特別・教室棟)1	若宮小学校 (管理・教室棟)27
11	国府台小学校 (教室棟)4	国府台小学校 (管理・特別教室棟)21-1の一部,26	高谷中学校 (管理・特別・教室棟)1	新浜小学校 (教室棟)19-1.2
12	第二中学校 (特別教室・管理教室棟)2-1.2	第六中学校 (普通・特別教室棟)17	柏井小学校 (管理・特別・教室棟)1-1.2	行徳小学校 (教室棟)18
13	第五中学校 (教室棟)11	第六中学校 (普通・特別教室棟)14-1	大野小学校 (管理・特別教室棟)1-1.2	曾谷小学校 (普通・特別教室棟)1-2の一部
14	第八中学校 (教室棟)11	行徳支所	大町小学校 (管理・特別・教室棟)1-1.2.3,9	行徳小学校 (教室棟)14-1.2,15
15	大洲中学校 (管理・特別・教室・プール棟)1の一部,3	大町第三団地B棟	若宮小学校 (特別・教室棟)25	宮田小学校 (特別教室棟)11
16	東部公民館		曾谷小学校 (管理・教室棟)1-1	南新浜小学校 (管理・特別教室棟)1-1,1-2の一部
17	塩浜団地1号棟		北消防署	富貴島小学校 (教室棟)11の一部
18	塩浜団地2号棟		行徳保育園	宮久保小学校 (教室棟)13
19			保健センター	第一中学校 (管理特別教室棟)17
20			大町第二団地5号棟	第七中学校 (教室棟)12-1.2
21			相之川第三団地C棟	稲荷木小学校 (教室棟)1-1
22			大町第二団地4号棟	稲荷木小学校 (教室棟)1-2
23				第二中学校 (特別教室棟)13-1.2
24				鶴指小学校 (教室棟)1-1の一部,18
25				鶴指小学校 (便所・廊下)1-1の一部
26				第五中学校 (管理教室棟)22
27				市民会館
28				菅野保育園
29				大町第二団地2号棟
30				大町第二団地3号棟
31				大町第二団地1号棟
	計18棟	計15棟	計22棟	計31棟
建替・廃止 (予定)	田尻老人いこの家 新築・取壊(リース)	第三中学校 (特別教室棟)4 取壊し	国分小学校 1-1.2 仮設校舎・西側校舎解体・新築工事	国分小学校 1-1.2 新築工事
		国分小校舎 1-1.2 仮設校舎	第四中学校 1-1.2 体育館新築・解体・仮設校舎	第四中学校 1-1.2 解体・仮設校舎・新築工事
備考	第一庁舎A・B棟、第二庁舎、霊園管理事務所、真間ポンプ場の5棟は建替の方向性となっており、この5棟については平成25年度に含める。			

# 3-10. 環境・清掃

## ●環境の現況

### ○大気環境

(大気環境の状況)

大気汚染の発生源としては、主に工場・事業場などの固定発生源と自動車・船舶等の移動発生源があるが、近年は自動車排出ガスの占める割合が増加している。主な大気汚染物質は、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質等で、更にこれらの汚染物質が大気中で光化学反応を起こして生成される光化学オキシダントがある。

平成21年度は一般環境大気測定局5局、自動車排出ガス測定局3局の計8局で測定し、光化学オキシダントを除く全ての項目において環境基準を達成している。

### ◆平成21年度/20年度測定結果

測定局	No.	測定項目	二酸化硫黄		二酸化窒素		浮遊粒子状物質		光化学オキシダント		一酸化炭素	
			2%除外値 0.04ppm以下		98%値0.06ppm 以下		2%除外値 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下		1時間値0.06ppm 以下		2%除外値 10ppm以下	
			21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度
一般環境大気測定局	1	本八幡局 (八幡小内)	0.004 ○	0.004 ○	0.042 ○	0.039 ○	0.053 ○	0.062 ○	0.103 ×	0.135 ×	—	—
	2	新田局 (宮田小内)	—	—	0.044 ○	0.036 ○	0.057 ○	0.070 ○	—	—	—	—
	3	二俣局 (二俣小内)	—	—	0.048 ○	0.044 ○	0.062 ○	0.076 ○	—	—	—	—
	4	行徳駅前局 (行徳駅前公園内)	0.006 ○	0.006 ○	0.043 ○	0.046 ○	0.054 ○	0.062 ○	0.113 ×	0.123 ×	—	—
	5	大野局 (大柏小内)	0.005 ○	0.006 ○	0.034 ○	0.031 ○	0.059 ○	0.073 ○	0.105 ×	0.128 ×	—	—
自ガ 動ス 車測 排定 出局	6	市川局 (市川にども館)	—	—	0.050 ○	0.049 ○	0.072 ○	0.081 ○	—	—	1.0 ○	1.0 ○
	7	行徳局 (第七中前)	—	—	0.047 ○	0.045 ○	0.050 ○	0.057 ○	—	—	0.9 ○	0.9 ○
	8	若宮局 (若宮小内)	—	—	0.042 ○	0.038 ○	0.056 ○	0.072 ○	—	—	0.8 ○	0.9 ○
環境基準 適合状況	一般局(5)		100%	100%	100%	100%	100%	100%	0%	0%	—	—
	自排局(3)		—	—	100%	100%	100%	100%	—	—	100%	100%
	全体		100%	100%	100%	100%	100%	100%	0%	0%	100%	100%
県目標値 (0.04ppm)					12.5%	50%						

備考 ①単位は、浮遊粒子状物質が mg/m<sup>3</sup>、その他はすべて ppm

②光化学オキシダントの測定値は、昼間の1時間値の最高値

③二酸化窒素は98%値、二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・一酸化炭素は2%除外値

④表中の○は環境基準を達成、×は環境基準が未達成を示す。

○水環境

(河川・海域の水質状況)

平成21年度は、河川9地点・海域7地点で調査した。河川では、真間川(根本水門・三戸前橋)で環境基準を達成していた。国分川と春木川は経年的には横ばいの傾向にあるものの、環境基準を超過した。また、大柏川(浅間橋・霊園前)は、2地点とも前年平均値と比較すると若干改善の傾向にある。

海域では、COD、全窒素、全りんについて環境基準が定められている。CODは、沿岸域(C類型)3地点で環境基準を達成しているが、沖合域(B類型)では4地点とも環境基準を超過している。全窒素は、全地点で環境基準を達成している。全りんは、沿岸域(3地点)のうち1地点および沖合域(4地点)の全地点で環境基準を達成した。

健康項目(有害物質)26項目については、河川・海域ともにすべての地点で環境基準を達成していた。

◆平成21年度 河川の水質状況(BOD)

(単位 mg/l)

NO	河川名	調査地点	類型	環境基準	21年度					20年度平均値
					検体数	基準適否	75%値	最小値～最大値	平均値	
①	真間川	根本水門	E	10	24	○	2.3	0.5~3.8	1.9	3.1
②		三戸前橋	E	10	24	○	6.5	2.4~15	5.4	6.1
3	国分川	稻越地先	E	10	4	—	—	3.4~20	11	8.4
④		須和田橋	E	10	24	×	11	2.5~17	9.0	8.3
⑤	春木川	国分川合流前	E	10	24	×	13	4.5~17	10	9.7
⑥	大柏川	浅間橋	—	—	24	—	—	2.4~14	6.9	7.2
7		霊園前	—	—	4	—	—	3.5~16	8.8	12
8	高谷川	高谷3-8地先	—	—	4	—	—	3.1~6.1	4.6	4.6
9	大柏川水路	県立北高校横	—	—	4	—	—	2.1~5.0	3.1	3.9

① ② ④ ⑤は環境基準点。⑥は環境基準補助点。

◆平成 21 年度/20 年度 海域の水質状況

(単位 mg<sup>リットル</sup>)

No	地点	COD						類型	全窒素			全りん				
		類型	環境基準	21 年度			20 年度		環境基準	21 年度		20 年度	環境基準	21 年度		20 年度
				基準適否	75 % 値	平均値	平均値			基準適否	平均値	平均値		基準適否	平均値	平均値
1	塩浜 3 丁目地先	C	8	○	4.4	4.3	6.1	東	1	○	0.89	1.0	0.09	×	0.11	0.16
2	塩浜 1 丁目地先			○	3.9	4.2	5.5			○	0.88	0.82		○	0.09	0.03
3	日新製鋼地先			○	4.6	4.3	5.6			○	0.91	0.86		×	0.10	0.05
6	南行徳漁協 半ベタ流し漁場	B	3	×	5.0	4.4	5.1	京 湾	1	○	0.87	0.82	0.09	○	0.09	0.07
7	船橋市漁協 半ベタ流し漁場			×	4.8	4.5	5.5			○	0.73	0.88		○	0.07	0.06
8	行徳漁協 ベタ流し漁場			×	5.8	4.6	5.7			○	0.68	0.75		○	0.06	0.05
9	船橋市漁協 ベタ流し漁場			×	5.0	4.5	5.6			○	0.70	0.69		○	0.06	0.05

※No. 4、No. 5 は欠番

備考 公共用水域(河川、海域)における環境基準の評価について

BOD(河川)、COD(海域)の環境基準の適否は、年間測定日数(n回)の測定値を小さなものから並べ、 $n \times 0.75$  番目(整数でないときは小数点以下切り上げ)の数値(75%値)が環境基準値以下の場合に環境基準を達成していると評価する。他の項目(全窒素、全りん、健康項目等)については、年平均値により評価する。



○道路の騒音・振動

平成21年度は、主要道路騒音・振動調査(10路線12地点)と、主要道路騒音・振動(詳細)調査(7路線9地点)に分けて実施した。その結果、比較的交通量の多い国道14号線や主要地方道市川浦安線バイパス、及び大型車の混入率が高い主要地方道市川松戸線などに面した地点では、騒音レベルは高い状況にあった。振動は全地点について要請限度以内であった。

◆平成21年度道路騒音・振動測定結果

No	道路名	調査地点	測定年月日	騒音 (dB)				振動 (dB)			
				L eq				L 10			
				昼間	環境基準	夜間	環境基準	昼間	要請限度	夜間	要請限度
1	国道14号線	八幡1丁目15	H21.10.13	69	70	<b>69</b>	65	37	70	36	65
2	(主要)市川・浦安線	東大和田1丁目	H21.11.25	69	70	<b>70</b>	65	43	65	41	60
3		東大和田2丁目	未測定	—	70	—	65	—	70	—	65
4		本行徳12	H22.1.13	63	70	59	65	49	65	38	60
5		末広1丁目	H22.1.19	<b>72</b>	70	<b>69</b>	65	46	65	40	60
6		(主要)市川・柏線	東菅野2丁目	未測定	—	70	—	65	—	70	—
7	(主要)市川・松戸線	国府台2丁目	H22.3.11	68	70	68	65	54	65	54	60
8	(主要)市川・印西線	若宮3丁目	H21.10.19	65	70	63	65	47	65	44	60
9	県道松戸原木線	北方町4丁目	H21.12.7	71	*	72	*	51	*	50	*
10	県道高塚新田市川線	東国分2丁目	H21.9.17	65	70	60	65	45	65	38	60
11	国道464号線	大町	H21.10.21	69	*	67	*	53	*	46	*
12	市道0126号線	東菅野5丁目	未測定	—	65	—	60	—	65	—	60
13	市道0117号線	南八幡2丁目	H21.9.1	69	70	<b>66</b>	65	45	65	42	60
14	市道0125号線	八幡6丁目	H21.12.14	<b>66</b>	65	60	60	42	65	34	60
15	県道船橋・行徳線	田尻4丁目	H22.2.2	66	70	62	65	43	65	36	60
16	市道0101号線	塩浜4丁目	未測定	—	70	—	65	—	65	—	60
17	市道0104号線	新浜2丁目	未測定	—	*	—	*	—	*	—	*
18	市道0106号線	福栄4丁目	未測定	—	*	—	*	—	*	—	*
19	国道357号線	塩浜3丁目	未測定	—	70	—	65	—	70	—	65
20	市道0130号線	堀之内5丁目	H21.12.1	69	*	<b>64</b>	*	48	*	38	*
21	市道0124号線	菅野6丁目	未測定	—	65	—	60	—	65	—	60
22		菅野5丁目	未測定	—	65	—	60	—	65	—	60
23	国道14号線	市川1丁目	未測定	—	70	—	65	—	70	—	65
24		新田1丁目	未測定	—	70	—	65	—	70	—	65
25		平田1丁目	H21.9.16	70	70	<b>71</b>	65	38	70	38	65
26		八幡1丁目8	H21.11.9	68	70	<b>68</b>	65	37	70	35	65
27	(県)	鬼高1丁目	H21.10.15	69	70	<b>67</b>	65	44	65	44	60
28	若宮西船市川線	大洲4丁目	H21.12.21	71	70	<b>72</b>	65	44	70	44	65

29	(主要)市川浦安線	富浜1丁目	H21.9.10	73	70	<b>70</b>	65	47	65	41	60
30		香取1丁目	未測定	—	70	—	65	—	65	—	60
31	市道0109号線	塩焼3丁目	H21.11.4	66	60	<b>63</b>	55	42	65	37	60
32	市道0101号線	相之川4丁目	H21.11.16	70	70	<b>66</b>	65	47	65	42	60
33	(主要)市川浦安線	田尻1丁目	—		70		65		65		60
34	市道0112号線	高谷	H22.2.24	70	*	<b>66</b>	*	45	*	37	*

※1 時間帯 騒音:昼間6時～22時、夜間22時～翌日6時

振動:昼間8時～19時、夜間19時～翌日8時

※2 環境基準値、要請限度について、\*は基準等が設定されていないことを表す。

※3 太字で示した数値は環境基準値を超過していたことを表すが、道路騒音についての環境基準の評価は道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価する。

## ●地球温暖化問題への取組

### ○概要

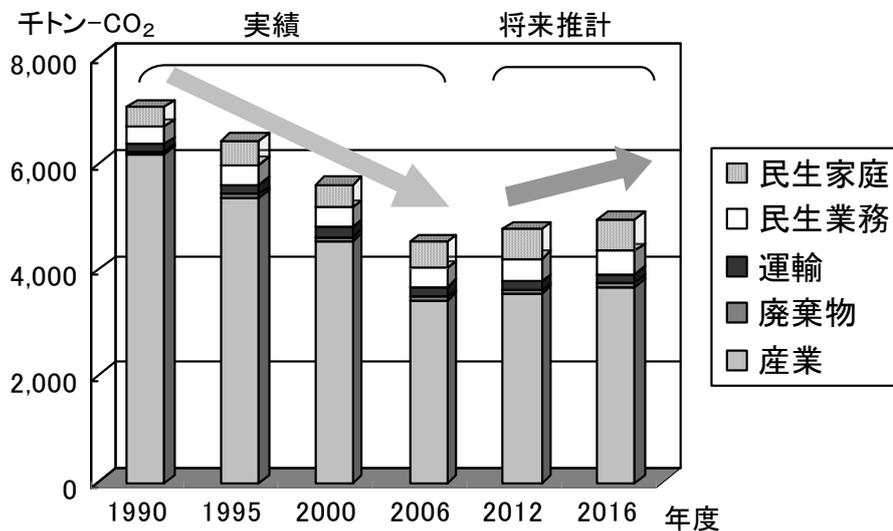
地球環境問題は、その影響が地球的な規模に及ぶとともに将来にわたり影響が持続するなど、空間的・時間的な広がりの特徴としている。そのなかには、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少、海洋汚染、野生生物種の減少、有害廃棄物の越境移動、砂漠化、発展途上国の公害などの問題がある。

本市では、地球温暖化防止対策の推進、オゾン層破壊の抑制、酸性雨の抑制について、地域からの取り組みを推進している。

### ○市川市地球温暖化対策推進プラン（市川市地球温暖化対策地域推進計画）

平成 21 年 3 月、市域全体での地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「市川市地球温暖化対策推進プラン（市川市地球温暖化対策地域推進計画）」を策定した。

## ◆市川市全体の二酸化炭素排出量の推移と将来推計

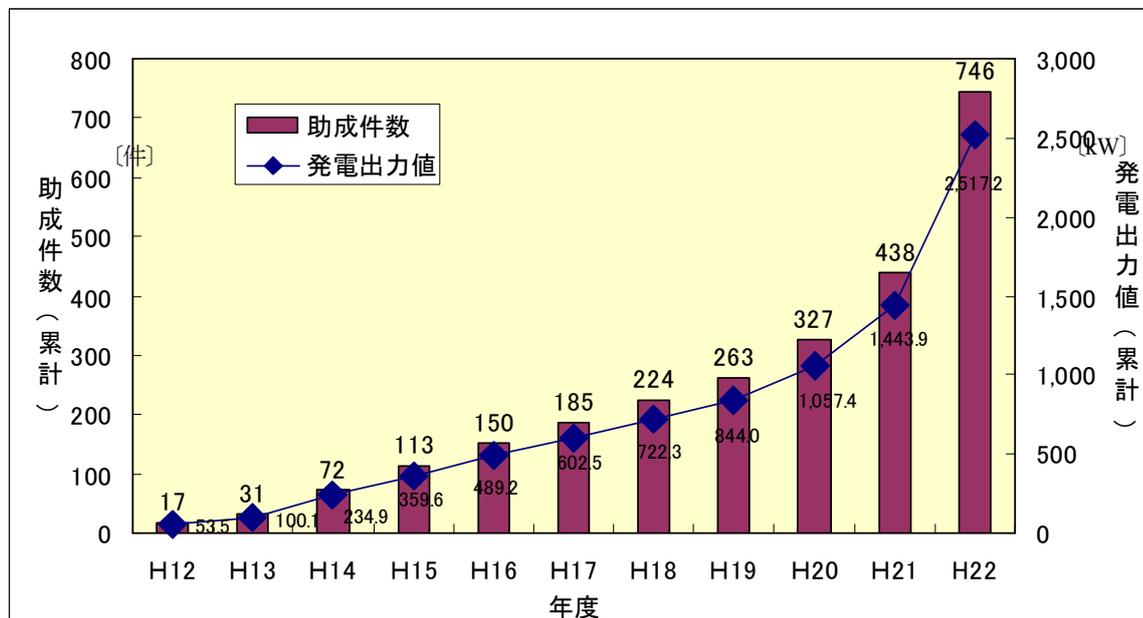


### ○住宅用太陽光発電システム設置助成

太陽光発電とは、太陽の光エネルギーを電気に変換する発電方法で、太陽光発電システムを住宅の屋根等に設置することで、家庭で使用する電気の一部をまかなうことができる。また、発電した電気が余れば、電力会社に売電も可能であり、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減に効果がある。本市では平成 12 年度より住宅用太陽光発電システム設置費用の一部を助成して普及に努めており、平成 22 年度までに累計 746 件、発電出力値 2,517.2kW の設置に対して支援している。

◆住宅用太陽光発電システム設置助成事業の実績の推移

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
助成件数	17	14	41	41	37	35	39	39	64	111	308
発電出力値 (kW)	53.5	46.6	134.8	124.7	129.6	113.3	119.8	121.7	213.4	386.5	1,073.3



○市川市地球温暖化対策実行計画

地球温暖化を防止するため、市の施設から排出される温室効果ガスの抑制措置に関する計画として、本市が行う事務及び事業に関し、省エネルギーや省資源を推進する「市川市地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成18年度から22年度までに基準年度からの6%削減を目指している。

◆「市川市地球温暖化対策実行計画」取組結果 (二酸化炭素換算 単位：トン-CO<sub>2</sub>)

項目	11年度 (基準年度)	21年度	増減率 (%)
電気	15,579.5	17,088.4	9.7
都市ガス	4,510.1	4,609.2	2.2
LPG	249.3	199.1	-20.2
重油	418.1	256.7	-38.6
灯油	3,122.1	1,962.3	-37.2
自動車燃料 (ガソリン・軽油・CNG・LPG)	1,192.3	914.8	-23.3
廃棄物の焼却	2,301.9	1,897.2	-17.6
廃プラスチックの焼却	42,818.4	41,265.7	-3.6
し尿処理	2,594.4	2,097.2	-19.2
合計	72,786.2	70,290.4	-3.4

○地球温暖化対策

(自然エネルギー発電装置の設置)

新エネルギーの普及を図るため、平成 11 年度に策定した「市川市新エネルギービジョン」に則り、温室効果ガスである二酸化炭素の排出量の少ない自然エネルギーシステムを平成 12 年度から公共施設に設置している。特に学校においては、地球温暖化の状況や省エネルギーの必要性とともに、自然エネルギーの仕組みと必要性について授業を実施し、地球環境問題への意識づけを図れることから、積極的に設置を進めている。

なお、発電した電気は、各施設の電力の一部として利用や夜間照明、池の循環ポンプ等に活用している。

◆啓発用自然エネルギー発電装置の設置状況

設置	設置場所	発電能力	活用方法
12 年度	大和田小学校	10kW	各施設の電力の一部として利用
13 年度	妙典中学校	10kW	
14 年度	勤労福祉センター	10kW	
16 年度	塩浜小学校	0.860kW	循環ポンプ
17 年度	稲越小学校	1.160kW	循環ポンプ
18 年度	国府台小学校	0.860kW	夜間照明、教室の電源
18 年度	中山小学校	0.174kW	循環ポンプ、夜間照明
22 年度	中山小学校他9校	100kW	各施設の電力の一部として利用



塩浜小学校での授業風景

(市川市エコライフ推進員制度)

この制度は、第Ⅲ期市川市環境市民会議の提案を受けて整備したもので、推進員が市民に対しエコライフ（環境にやさしい生活）への取り組みを促すよう、様々な場面での省エネルギーや省資源対策を提案し、市民レベルでの二酸化炭素の排出削減に取り組んでいる。その際、啓発や取組方法、また教材作成などを推進員と市が協働で行っている。

現在、30 名のエコライフ推進員が市内の自治会や婦人会の集会、公民館講座、学校や地域のイベントなどの機会を通じ、参加者が自然にエコライフに取り組めるように、環境家計簿やエコライフハンドブックなどを使って説明し、実践を呼びかけている。

◆啓発の回数と人数



## ●循環型社会の構築

廃棄物行政には生活環境の保全や公衆衛生の向上という従来からの目的に加えて、循環型社会の構築に向けた取り組みを推進することにより、低炭素型社会・自然共生型社会と統合的に持続可能な社会の形成を目指していくことが求められている。

本市においては、廃棄物処理法の規定に基づき、市川市一般廃棄物処理基本計画「いちかわじゅんかんプラン 21」（平成 21 年度改定）を定めて、市民・事業者・市の協働による「資源循環型都市いちかわ」の実現に向けた取り組みを進めている。

### ○ごみ総排出量

収集量、持込量及び集団資源回収量を合計したごみの総排出量は、近年減少傾向にある。総排出量の約 7 割を占める収集量については前年度から 1.2%減少、持込みごみは前年度より 4.4%減少し、収集量よりも減少の割合が大きく、景気の低迷の影響などにより事業系ごみの排出量が減少したことが考えられる。

### ◆ごみ総排出量の推移

年 度		17	18	19	20	21	20→21増減比較		
処理人口		466,608	468,113	470,074	473,064	475,751	2,687	0.6%	
処理世帯		208,168	210,519	213,411	216,655	219,184	2,529	1.2%	
世帯当たり人数		2.24	2.22	2.20	2.18	2.17	—	—	
年間 ごみ 排出量 t/年	収集量	燃やすごみ	90,374	89,383	86,236	84,736	83,406	▲ 1,330	▲ 1.6%
		燃やさないごみ	5,121	5,059	4,901	4,739	4,638	▲ 101	▲ 2.1%
		大型ごみ	2,037	1,936	1,710	1,702	1,981	279	16.4%
		有害ごみ	39	61	32	20	26	6	30.0%
		資源物	24,503	24,170	22,703	20,363	20,183	▲ 180	▲ 0.9%
		<b>小 計</b>	<b>122,074</b>	<b>120,609</b>	<b>115,582</b>	<b>111,560</b>	<b>110,234</b>	<b>▲ 1,326</b>	<b>▲ 1.2%</b>
	持込量	燃やすごみ	41,989	41,189	38,655	35,816	34,348	▲ 1,468	▲ 4.1%
		燃やさないごみ	1,247	1,074	1,140	1,178	935	▲ 243	▲ 20.6%
		大型ごみ	1,509	1,252	1,031	1,050	1,155	105	10.0%
		資源物	72	64	65	102	32	▲ 70	▲ 68.6%
	<b>小 計</b>	<b>44,817</b>	<b>43,579</b>	<b>40,891</b>	<b>38,146</b>	<b>36,470</b>	<b>▲ 1,676</b>	<b>▲ 4.4%</b>	
	収集量+持込量	燃やすごみ	132,363	130,572	124,891	120,552	117,754	▲ 2,798	▲ 2.3%
		燃やさないごみ	6,368	6,133	6,041	5,917	5,573	▲ 344	▲ 5.8%
大型ごみ		3,546	3,188	2,741	2,752	3,136	384	14.0%	
有害ごみ		39	61	32	20	26	6	30.0%	
資源物		24,575	24,234	22,768	20,465	20,215	▲ 250	▲ 1.2%	
<b>合 計</b>	<b>166,891</b>	<b>164,188</b>	<b>156,473</b>	<b>149,706</b>	<b>146,704</b>	<b>▲ 3,002</b>	<b>▲ 2.0%</b>		
集団資源回収量		6,748	6,600	6,363	5,874	5,422	▲ 452	▲ 7.7%	
総排出量 (収集量+持込量+ 集団資源回収量)		173,639	170,788	162,836	155,580	152,126	▲ 3,454	▲ 2.2%	
割合	収集量	70.3%	70.6%	71.0%	71.7%	72.5%	—	—	
	持込量	25.8%	25.5%	25.1%	24.5%	24.0%	—	—	
	集団資源回収量	3.9%	3.9%	3.9%	3.8%	3.6%	—	—	

※処理人口・世帯数は、各年度の 10 月 1 日現在の値

○市民1人1日当たりの排出量

ごみ発生量の指標となる市民一人一日当たりの排出量についても年々減少傾向にあり、前年度と比較して2.8%の大幅な減少になった。平成14年度の12分別収集の実施以降、着実に減少傾向にあり、市民意識の向上によるごみ排出抑制の成果がみられる。なお、19年度以降の大幅な減少については、景気の低迷など社会経済状況の悪化の影響も考えられる。

◆市民1人1日当たりの排出量

単位：g

年度	17	18	19	20	21	20→21増減比較	
収集量	717	706	672	646	635	▲ 11	▲ 1.7%
収集量+持込量	980	961	909	867	845	▲ 22	▲ 2.6%
集団資源回収量	40	39	37	34	31	▲ 3	▲ 8.2%
<b>総排出量（収集量+持込量+集団資源回収量）</b>	<b>1,020</b>	<b>1,000</b>	<b>946</b>	<b>901</b>	<b>876</b>	<b>▲ 25</b>	<b>▲ 2.8%</b>

○ごみの最終処分量

ごみの中間処理に伴い発生した焼却灰、破碎残渣は全量を埋め立て処分しており、前年度と比較して4.4%の減となった。

◆最終処分量の推移

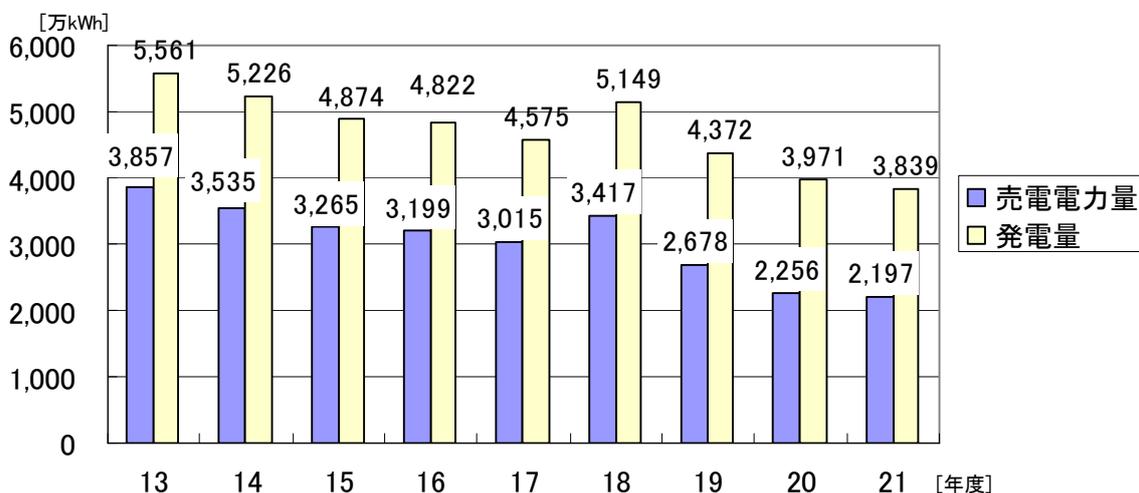
単位：t

		17	18	19	20	21	20→21増減比較	
<b>埋立量</b>	焼却灰	18,237	17,649	16,495	15,739	15,071	▲ 668	▲ 4.2%
	破碎残渣	2,253	2,156	2,016	2,028	1,913	▲ 115	▲ 5.7%
	<b>計</b>	<b>20,490</b>	<b>19,805</b>	<b>18,511</b>	<b>17,767</b>	<b>16,984</b>	<b>▲ 783</b>	<b>▲ 4.4%</b>
（参考）	灰転換率	13.4%	13.0%	12.9%	12.6%	12.3%	-	-
	最終処分率	11.8%	11.6%	11.4%	11.4%	11.2%	-	-
	反応生成物量	3,723	3,744	3,737	3,657	3,530	▲ 127	▲ 3.5%

※灰転換率は焼却量に対する焼却灰の発生割合

○熱回収・余熱利用

クリーンセンターでは、ごみ焼却によって発生する熱を回収し、クリーンセンターと余熱利用施設の暖房、給湯に利用しているほか、その熱を利用した発電をしている。発電により得られた電力は施設の動力源や余熱利用施設へで利用し、余剰電力を売電している。近年はごみ焼却量の減少により発電量、売電量が減少傾向にある。



○事業系一般廃棄物対策

本市において事業者が事業系一般廃棄物を適正に処理するためには、自ら市のクリーンセンターへ搬入するか、あるいは市が許可した民間の収集運搬業者に処理を委託しなければならないが、家庭用ごみ集積所に排出するケースが散見されるため、個別訪問・文書等による指導を実施し、適正処理への移行を促している。

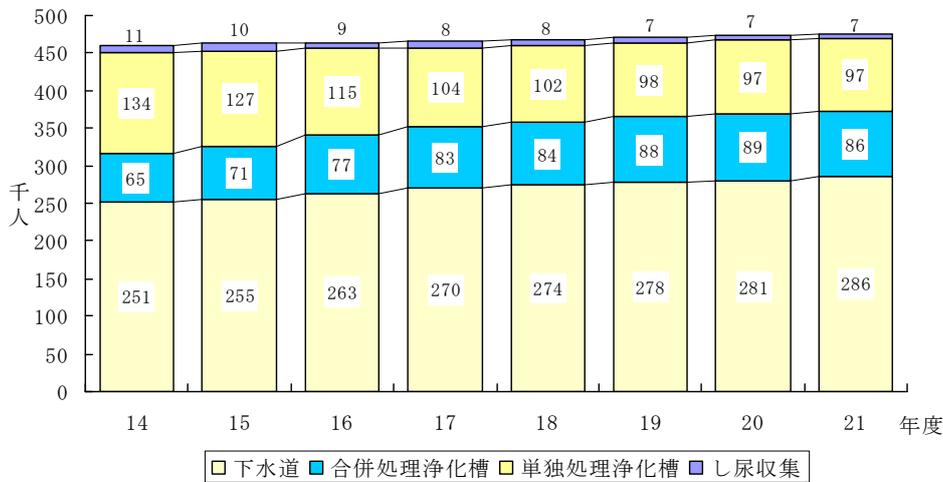
このほか、事業用途建築物の建築における事業系一般廃棄物集積場の設置・使用等に関する事前協議や事業用大規模建築物における廃棄物の減量・資源化・適正処理に対する助言・指導・立入り検査等を実施している。

○生活排水処理

生活排水処理のうち、し尿処理の方法については①下水道への接続による処理、②浄化槽設置による処理、③汲み取りによる処理の3通りに大別される。

下水道整備には膨大な経費と長い年月がかかるため、下水道未整備地域においては、②浄化槽設置による処理、③汲み取りによる処理が行われている。

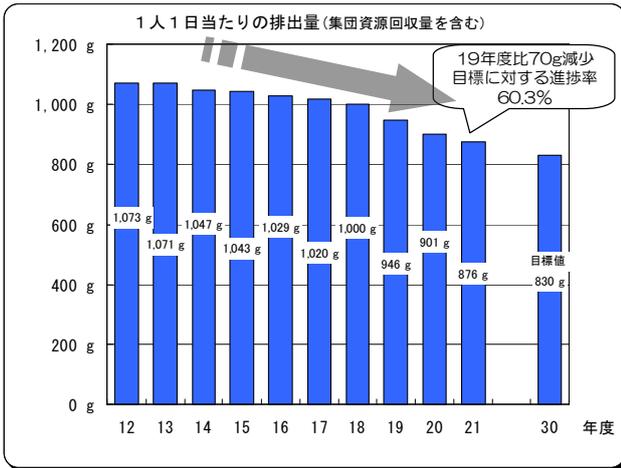
◆処理形態別人口の推移



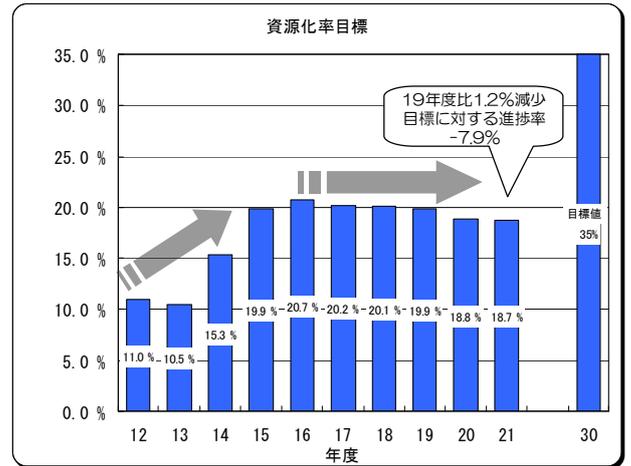
○じゅんかんプラン21の達成状況

	目標 (H30年度)	基準年 (H19年度)	H21年度	推移
1人1日当たりの排出量の削減 = (年間収集量+年間持込量+年間集団資源回収量) 行政人口(各年10月1日現在) × 年間暦日数	830g/人日 以下	946g/人日	876g/人日	図1
資源化率の向上 = (年間資源収集量+年間施設資源化量 +年間集団資源回収量) (年間収集量+年間持込量+年間集団資源回収量)	35%以上	19.9%	18.7%	図2
焼却処理量の削減 = (平成19年度焼却処理量-年間焼却処理量) 平成19年度焼却処理量	H19年度比 20%以上削減	128,409t	5.2%減 (121,693t)	図3
最終処分量の削減 = (平成19年度最終処分量-年間最終処分量) 平成19年度最終処分量	H19年度比 40%以上削減	18,511t	8.2%減 (16,984t)	図4
市民一人ひとりの家庭ごみ削減の努力目標 ごみの減量と分別で燃やすごみを一人一日150g減量 その1 排出量全体を一人一日約90g削減 その2 3分の1以上を資源物として分別排出	H19年度比 150g削減	約500g	約480g	図5
生活排水処理率 = (下水道接続人口+合併処理浄化槽人口) 行政人口(各年度末現在)	H20年度比 10%以上向上	78.0% 基準年: H20年度	78.3%	図6

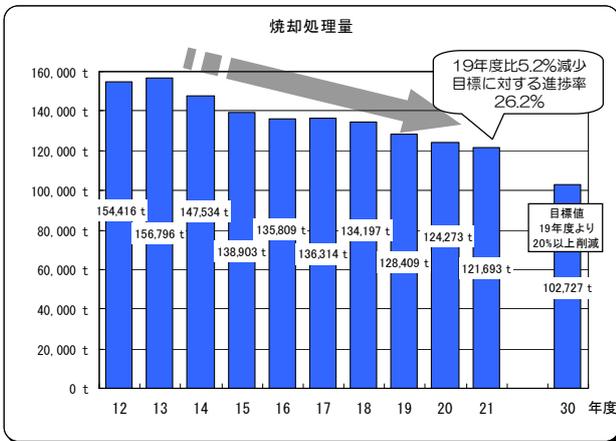
◆ 図1



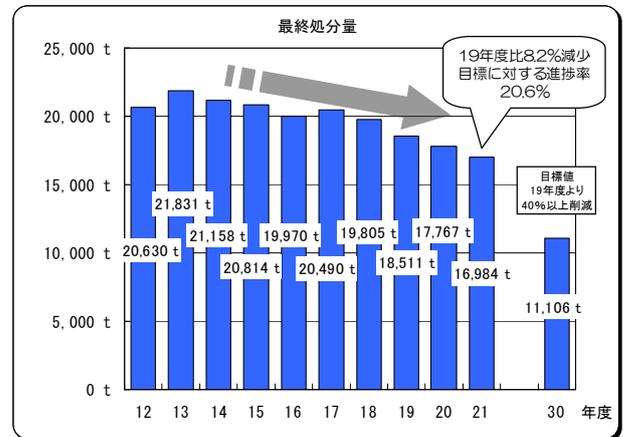
◆ 図2



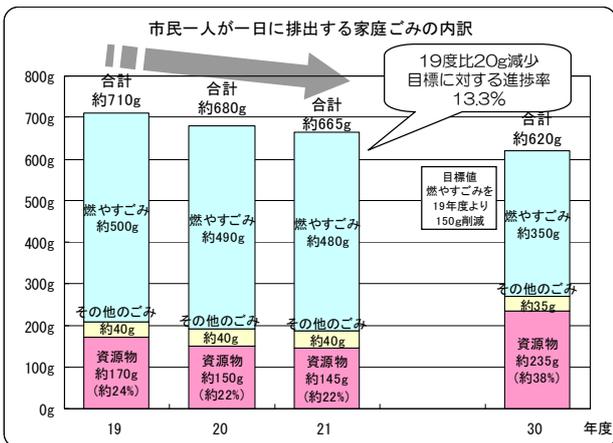
◆ 図3



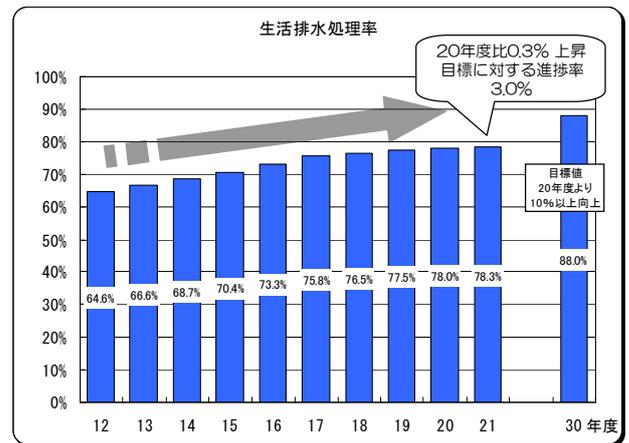
◆ 図4



◆ 図5

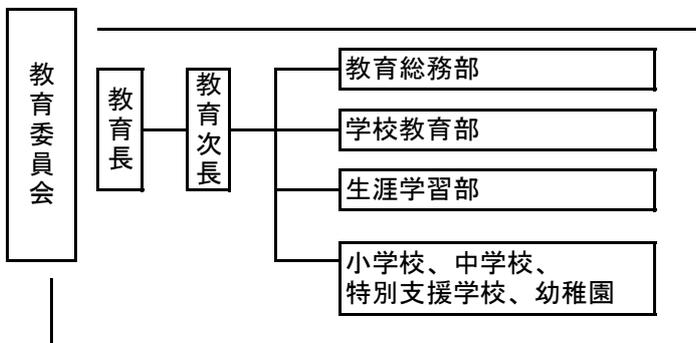
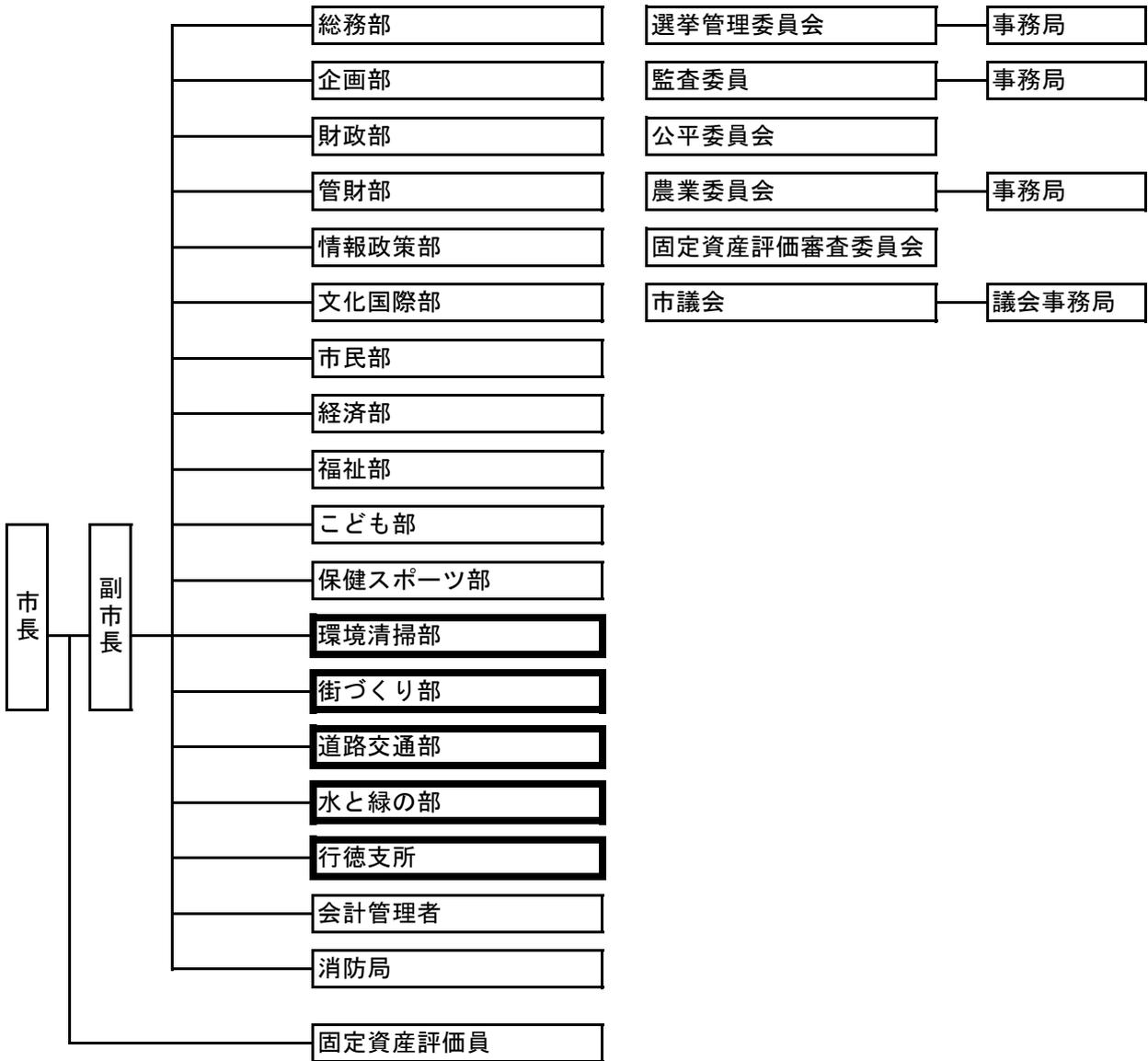


◆ 図6



# 参考 1. 組織

## ● 市川市の組織



● 都市基盤関連部の組織図

(平成23年4月1日現在)



街づくり部(5課1事務所)	88人
道路交通部(6課)	101人
水と緑の部(5課1園)	131人
行徳支所(2課、部長・次長含む)	32人
環境清掃部	206人
<b>都市基盤関連部 合計</b>	<b>558人</b>

※行徳支所については、都市基盤関連課である臨海整備課と地域整備課を掲載

第2次基本計画(平成23年度～平成32年度)

基本目標	基本構想	大分類	中分類	
真の豊かさを感じるまち	1. 健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくりまします。	(1)保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 地域における医療環境の充実</li> <li>2. 健康づくりの推進</li> <li>3. 公衆衛生の推進</li> </ul>	
		(2)子育て	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもの権利保障と配慮を要する子どもの支援</li> <li>2. 地域における子育て支援</li> </ul>	
		(3)地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 支え合い社会への意識変革</li> <li>2. 地域への参加と交流の体制づくり</li> <li>3. 地域の安心と信頼の向上</li> </ul>	
		(4)障害者福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 社会参加の促進</li> <li>2. 生活支援の充実</li> <li>3. 医療・リハビリテーションの支援</li> <li>4. 地域の理解・支援の促進</li> </ul>	
		(5)高齢者福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 介護予防と生きがいづくりの充実</li> <li>2. 介護サービス及び生活支援サービスの充実</li> </ul>	
		(6)社会保障・住まい	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 安心して暮らせる社会保障の充実</li> <li>2. 住まいの安心・安全への支援</li> </ul>	
		(7)スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. スポーツ環境の充実</li> </ul>	
		2. 豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てます	(1)子どもの教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもの育成(子どもの姿)</li> <li>2. 家庭・学校・地域の連携(家庭・学校・地域の姿)</li> <li>3. 教育環境の整備・充実(市川の教育の姿)</li> </ul>
		3. 生きがいを見いだす、いきいきとした生涯学習社会をつくりまします	(1)生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 生涯を通して学び続けられる学習環境の実現</li> </ul>
		4. 誰もが安心して働くことができる環境をつくりまします	(1)雇用・労働	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 就労の支援</li> <li>2. 労働環境の向上</li> </ul>
			(2)消費生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 自立して、考え、行動する消費者の育成</li> <li>2. 消費者被害の救済</li> </ul>
		5. 人権を尊重し、世界平和に貢献します	(1)人権・男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 人権尊重社会の実現</li> <li>2. 男女共同参画社会の実現</li> </ul>
		(2)平和	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 平和意識の高揚</li> <li>2. 国際平和のための活動の促進と支援</li> </ul>	
	彩り豊かな文化と芸術を育むまち	1. 芸術・文化を身近に感じるまちをつくりまします 2. 文化的資産や伝統文化をまちの活性化に活かします 3. 暮らしの中で「まちの文化」を育みます	(1)芸術・文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 豊かな心を育む文化活動の支援</li> </ul>
			(1)文化的資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 地域を彩る文化的資産の保全・活用</li> </ul>
(1)文化の創造			<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 新たな「まちの文化」の構築</li> <li>2. 新たな文化的資源の創出と情報発信</li> <li>3. 多文化共生のまちづくり</li> </ul>	

第2次基本計画(平成23年度～平成32年度)

基本目標	基本構想	大分類	中分類
安全で快適な魅力あるまち	1. 安全で安心して暮らせるまちをつくります	(1)危機管理・消防	1.危機管理体制の強化 2.消防力の強化
		(2)治水	1.水害のないまち 2.水害に対する意識の啓発
		(3)防犯	1.防犯まちづくりの推進
		(4)交通安全	1.道路の安全性の向上 2.適切な自動車交通の誘導 3.交通安全に関する意識啓発
	2. 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます	(1)ユニバーサルデザイン	1.まちのユニバーサルデザイン化 2.公益施設のユニバーサルデザイン化
		(2)道路・交通	1.環境負荷を低減し都市機能を向上させる道路交通 2.鉄道断面、渡河部における交通混雑の解消 3.快適な歩行者自転車空間づくり 4.公共交通の充実 5.道路の管理
		(3)下水道	1.水環境の良好な保全と整備
		(4)住宅・住環境	1.健康で安全・安心して暮らせる住まいとまちづくりの実現 2.良好な住まいと地域に根ざしたまちづくりの実現
		(5)公共施設	1.公共施設等の有効的、効率的な活用
	3. 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります	(1)土地利用	1.都心に近い住宅都市として魅力ある市街地の形成 2.都市経営の観点から効率的で適切な土地利用の誘導 3.地域ごとの特性を活かした持続可能な地域づくり
		(2)景観	1.「水と緑」・「歴史と文化」を生かした景観の形成 2.まちの個性に彩られた表情豊かな景観の形成
	4. 産業を振興し、活力あるまちをつくります	(1)商工業	1.商工業の活性化 2.適正な計量の推進 3.食品流通の円滑化
		(2)都市農業	1.環境に配慮した農業の推進 2.活力に満ちた農業の推進 3.市民に親しまれる農業の推進
		(3)水産業	1.持続可能な漁業環境及び経営・流通環境の整備 2.市民と共存する都市型水産業の振興

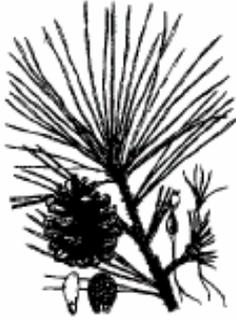
第2次基本計画(平成23年度～平成32年度)

基本目標	基本構想	大分類	中分類	
人と自然が共生するまち	1. 自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります	(1)自然環境	1.生物多様性の確保 2.自然とふれあえる機会づくり	
		(2)公園・緑地	1.地域の緑の保全と活用 2.魅力ある公園の提供 3.花と緑が豊かなまちづくり 4.水と緑のネットワークの形成	
		(3)河川・水辺	1.水辺の環境の保全、三番瀬の再生・保全 2.親しみのある水辺空間の創造	
	2. 環境への負荷の少ないまちをつくります	(1)地球環境	1.地球環境問題への理解と意識の醸成 2.地球温暖化への対応	
		(2)生活環境	1.身近な環境の保全 2.市民の健康と安全で清潔な生活環境の保持	
	3. 廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまちをつくります	(1)資源循環型社会	1.3Rの推進 2.廃棄物の適正処理の推進	
	市民と行政がともに築くまち	1. 市民と行政とのパートナーシップのもとでまちをつくります	(1)協働・市民参加	1.協働によるまちづくりの推進 2.市民参加の推進
			(2)情報の発信及び提供	1.市民と行政の情報の共有化 2.公文書の正確、迅速な取り扱い 3.情報公開の一層の推進
		2. まちづくりのための新しいコミュニティをつくります	(1)地域コミュニティ・市民活動	1.地域コミュニティの活性化 2.市民活動の活性化と公共サービスの担い手の創生
3. 分権時代にふさわしい行政運営を推進します		(1)政策展開	1.情報の収集と整備 2.法務能力の向上 3.施策の評価と反映	
		(2)行政体制	1.適正な人事管理 2.定員の適正化 3.民間活力の活用 4.公正性、効率性の確保	
		(3)窓口・相談機能	1.市民相談機能の充実 2.窓口サービスの充実	
		(4)財政運営	1.財政健全化の推進 2.自主財源の充実・確保	
		(5)広域行政	1.広域行政の推進	
4. 情報通信技術を市民生活の向上に活かします		(1)情報化	1.電子行政サービスの刷新と拡充 2.ICTを活かした行政事務の効率化の推進 3.情報システムの安全性の強化	

## 市川市の木・花・鳥・昆虫

---

市の木／クロマツ  
(昭和45.12.3指定)



市民の花／バラ  
(昭和50.7.21決定)



市民の鳥／ウグイス  
(昭和51.10.21決定)



市民の昆虫／スズムシ  
(昭和51.10.21決定)



(データに関する主な引用先)

- 1 市川市統計年鑑
- 2 市政概要
- 3 市政ガイドブック
- 4 I & Iプラン21

---

データにみる市川市の都市基盤(概要)2011  
平成23年6月発行

編集／発行  
市川市街づくり部 都市計画課

市川市八幡1丁目1番1号  
TEL 047-334-1111 (代)  
FAX 047-336-8024

<http://www.city.ichikawa.chiba.jp/>

---